

推計課税に関する一考察

— 国外資産を把握する制度の進展と課税の在り方 —

西 田 昭 夫

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 授 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

近年、情報通信技術や金融技術が急速に進歩し、これらの活用が拡大し、経済活動や決済手段の多様化、グローバル化が進み、納税者が国外に金融資産を移したり国外の金融商品を購入したりするなど、租税を取り巻く環境が一層複雑困難化する状況にある。これに対し、課税庁においては、金融機関等が国外への送金又は国外からの受金を報告する枠組み（国外送金等調書制度）や納税者が国外財産を報告する枠組み（国外財産調書制度）を整備し、また、共通報告基準（Common Reporting Standard）に基づく非居住者に係る金融口座情報を各国税務当局間で自動的に交換する制度（CRS 情報制度）を導入するなどして、課税上問題があると見込まれる国外の資産や所得を把握し、積極的に税務調査を実施するなどして、このような状況に対応しているところである。しかしながら、国外の資産に係る所得が適正に申告されていないのではないかという疑問の声が一部にあり、また、CRS 情報から得られるものは主としてストックの情報であり、税務調査において、納税者が国外に保有する資産の形成過程を解明し、うまくいった事例がある一方、執行管轄権の制約があり、納税者の協力が得られずに十分な解明に至らないケースもあるとされる。

そこで、推計課税の意義・本質等を整理検討した上で、課税庁の把握した納税者の資産が国外にあり、調査非協力等によりその増加の原因や実態を解明することが困難な場合、推計課税で対応し得るのかを考察する。

2 研究の概要

（1）推計課税の概要

イ 沿革

所得税法 156 条は、推計による更正又は決定について規定しているところ、同条の規定は、シャープ勧告後の昭和 25 年に設けられたもので

ある。シャープ勧告において、推計課税は、帳簿記録をつけない納税者は、標準率（推計）によって更正決定され、標準率は帳簿の欠如が税の軽減ではなく、むしろ重課の可能性を意味する程度まで上げられるべきであるとして、正しい記録をつけるための誘引策として位置付けられるとともに、制裁的な側面も有していたと思われる。

ロ 推計課税及びその規定の意義

(イ) 所得税法 156 条は確認規定と解されること

最高裁において、所得税法に推計課税の規定が創設される前に行われた推計課税が適法であると判断されており、判例上、明文の規定がなくても当然に推計課税をすることができるとされており、また、推計課税に係る規定のない消費税等についても、裁判例において、推計課税が認められている。したがって、所得税法 156 条は、新たな課税方式を創設したものではなく、推計課税ができることを確認的に規定したものと解される。

(ロ) 青色申告の特典

所得税法 156 条は、推計による更正決定について、青色申告書に係る不動産所得、山林所得及び事業所得を除く旨規定しており、青色申告制度の導入とともに、青色申告の手續上の特典の一つとして、設けられたとされている。

(ハ) 公平負担

納税者が帳簿書類等を作成・保存していない場合や税務調査に非協力である場合、課税庁において、直接資料がなく課税できないということは、不誠実な納税者が不当に税を免れ、誠実な納税者と比較し、税負担の公平を欠くこととなり、到底許されるものではないというところに、推計課税の意義があると解される。

ハ 推計課税の本質

(イ) 推計課税の適法性について

A 推計の必要性

推計課税をなし得るのは、①納税者が帳簿書類等を備え付けておらず、収入・支出の状況を直接資料によって明らかにすることができない場合、②帳簿書類等を備え付けてはいるが、その内容が不正確で信頼性に乏しい場合、③納税者又はその取引関係者が調査に協力しないため、直接資料が入手できない場合とされている。

B 推計の合理性

推計が合理的であるためには、一般的に、①推計方法のうち、当該具体的事案に即し一応の合理性があるものが選択されるべきこと（推計方法の合理性）、②推計の基礎事実が確実に把握されていること（資料の合理性・正確性）、③選択した具体的推計方法自体ができるだけ真実の所得に近似した数値が算出されるような客観的なものであること（納税者への適用の合理性）を必要とすると解されている。課税処分において通常用いられる推計方法は、比率法、効率法、資産負債増減法に大別され、そのうち、比率法は、更に本人比率、同業者率、実調率に細分される。

C 実額反証

審査請求又は訴訟の段階になって、納税者から帳簿等による実額に基づく反論がされることがあり、一般にこれを「実額反証」という。

課税庁が「推計の合理性」を主張し、「推計の合理性」が認められれば推計により算出された所得金額が真実の所得金額であると推認されることとなり、「実額反証」はこれを覆すものである。そして、「推計の必要性」があり、やむを得ず推計課税が行われ、訴訟に至って初めて納税者から実額の主張立証が行われることについての課税庁と納税者との衡平性や、納税者は、所得金額の計算の基となる経

済取引の実態を最もよく知っている者として、自己に有利な証拠を提出するのが容易であることも踏まえれば、「実額反証」は、一般的に、納税者による単なる反証ではなく納税者が立証責任を負うものであると解されている。

「実額反証」の立証の程度については、合理的疑いを容れない程度の立証が必要であると解される。また、「実額反証」の立証の範囲については、①その主張する収入金額がすべての取引先からのすべての取引についての補足漏れのない総収入金額であること、②その収入と対応する必要経費が実際に支出されたこと、③直接費用については、収入金額との個別対応の事実、間接費用については、期間対応の事実を主張立証する必要があるという三位一体説の考え方が妥当であると思われる。

(四) 推計課税の本質についての各説

A 事実上推定説

実額課税、推計課税といっても、それぞれ独立した二つの課税方法があるわけではなく、両者の違いは、原処分時に客観的に存在した納税者の所得額（真実の所得額）を把握するための方法が、前者は伝票類や帳簿書類などの直接資料によるのに対し、後者はそれ以外の間接資料によるという点にあるにすぎず、いずれにせよ、最終的に問題となるのは、真実の所得額がいくらであるかということであり、推計課税を間接資料と経験則を用いて真実の所得金額を事実上の推定により認定するものであると考える見解であり、従来の支配的な考え方とされている。

B 補充的代替手段説

推計課税について、課税標準を実額で把握することが困難な場合、税負担公平の観点から、実額課税の代替的手段として、合理的な推計の方法で課税標準を算定することを課税庁に許容した実体法上の制度であると解した上で、真実の所得を事実上の推定によって認定

するものではないから、その推計の結果は、真実の所得と合致している必要はなく、実額近似値で足りるとする見解である。

二 資産負債増減法に係る推計の合理性の判断の在り方

(イ) 推計方法の合理性

所得税法 156 条は、「税務署長は、・・・その者の財産若しくは債務の増減の状況・・・によりその者の各年分の各種所得の金額・・・」を推計することができる旨規定しており、資産負債増減法を推計方法の一つとして例示している。また、最高裁判決において、資産負債増減法による推計の合理性が認められており、資産負債増減法は、推計方法として合理性のあるものということが確立されている。

(ロ) 資料の合理性・正確性

資産負債増減法は、期首における資産及び負債の額と期末における資産及び負債の額とを比較し、その差額を当該年分の純資産増加額とし、それを基礎として所得金額を算出するものである。そのため、期首及び期末の財産状態に関する資料が十分に捕捉されていることが必要である。具体的には、期首の資産額と負債額及び期末の資産額と負債額とを正確に捕捉し、かつ預金利息等の推計により算出される所得以外の所得（非課税所得を含む。）に係る金額及び支出のうち必要経費にならない生活費、公租公課等を捕捉することが重要とされる。

(ハ) 納税者への適用の合理性

一般的に、納税者がどのようにして資産を増加させたのかという原因が不明であり、課税庁において資産増加の裏付けができなくても、単に納税者の資産の増加が認められれば、当該納税者に対する資産負債増減法の適用には合理性があると解される。ただし、資産負債各勘定科目等の金額のうち、推計により算出した所得金額に多大な影響を与え得る勘定科目等について、納税者の実態や置かれた状況を踏まえた適切な金額が算出されていない場合、当該納税者に対する資産負債

増減法の適用に合理性があるとは認められないとすることもあり得るだろう。

(2) 国外資産等を把握する制度

イ 国外送金等調書制度

平成 10 年、外為法の改正により国境を越える資金移動が大幅に自由化される中で適正な課税の確保を図るという観点から、国際的な取引や海外での資産形成などの課税庁による把握の端緒とするための資料情報制度を整備するため、金融機関がその顧客の国外送金等に係る調書を税務署に提出することなどを定める内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律が規定された。

ロ 国外財産調書制度

納税者による国外資産の保有が増加傾向にある中で、国外資産に係る所得税や相続税の課税の適正化が喫緊の課題となったことから、国外資産を保有する居住者がその保有する国外資産について申告する仕組みとして、国外財産調書制度が創設され、平成 26 年 1 月から施行された。

その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する居住者は、その年の翌年の 3 月 15 日までに、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、所轄税務署長に提出しなければならないこととされている(国外送金等調書法 5 条 1 項)。

国外財産調書の提出があった場合、軽減措置として、記載された国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、加算税を 5%減額する。他方、国外財産調書の提出がない場合又は提出された国外財産調書に国外財産の記載がない場合(記載が不十分な場合を含む。)、加重措置として、所得税(死亡した者に係る所得税を除く。)の申告漏れが生じたときは、加算税を 5%加重する(国外送金等調書法 6 条)。

ハ CRS 情報制度

外国の金融機関を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、OECD が平成 26 年に非居住者に係る金融口座情報を各国税務当局間で自動的に交換するための共通報告基準 (CRS) を策定・公表し、我が国は、平成 27 年度税制改正において CRS に基づく非居住者の金融口座情報の税務当局への報告制度を整備し、平成 30 年から情報交換を開始した。

非居住者に係る金融口座情報を報告する義務を負う金融機関は、銀行等の預金機関、生命保険会社等の特定保険会社、証券会社等の保管機関及び信託等の投資事業体とされている。また、報告の対象となる口座は、普通預金口座等の預金口座、キャッシュバリュー保険契約・年金保険契約、証券口座等の保管口座及び信託受益権等の投資持分とされ、報告の対象となる口座情報は、口座保有者の氏名・住所、納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等とされている。

(3) 資産増加の原因が不明な場合の推計課税の具体的検討及び問題点

資産負債増減法による推計課税においては、資産増加の原因まで明らかにする必要はないとされていることからすれば、課税庁が CRS 情報等により国外資産の増加を把握した場合、調査非協力等のため当該資産の増加の原因が不明であったとしても、資産負債増減法を用いた推計による課税処分を行うことは理論的には可能であると思われる。なお、この場合所得類型は雑所得となるだろう。

これに対し、納税者は、訴訟において、①資産増加の原因は借入金であるなどとする簿外資産等の存在に係る主張、②資産増加はカジノで得た利益であり一時所得であるなどとする所得分類に係る主張、③資産増加は株の譲渡益であるなどとする直接資料に基づく実額反証に係る主張をすることが考えられる。

納税者のこのような主張の成否は、納税者がどのような取引資料を保存しているかに依拠するものであるところ、納税者が簿外資産等の存在を主

張するなどして推計の合理性（資料の合理性・正確性）について争う場合、補充的代替手段説の立場であれば、納税者には簿外資産等の存在について合理的疑いを容れない程度の完全な立証が必要となり、その立証は事実上推定説の場合に比べ困難なものとなるだろう。しかしながら、裁判例は、事実上推定説と補充的代替手段説に分かれており、裁判所が簿外資産等の存否について補充的代替手段説に立って判断するとは限らない。

また、国境を越える経済活動であれば、通常、そのような経済活動に係る取引資料等は存在するのが自然であり、納税者がこれらの資料をすべて保存していることも当然と考えられる。しかしながら、課税庁がこれらの資料が納税者の手元に保存されていることを前提として推計課税を行うことは、現実的には不可能である。そして、課税庁による国外資産の把握状況が十分ではなく、多くの簿外資産等がある場合、納税者は、自己に不利となる簿外資産等の存在については主張立証せず、自己に有利となる簿外資産等の存在のみを主張立証することができる。しかしながら、訴訟の段階に至って初めて納税者からこのような主張立証がされた場合、納税者の主張立証後に実施される課税庁による納税者の取引関係者に対する調査や証拠資料の収集は、ただでさえ執行管轄権の制約があることに加え、確認すべき個々の経済取引がなされてから相当の年月を経過してなされるため限界があり、納税者の主張に対する反論が困難であることは容易に想像できる。その結果、納税者の立証に成功した範囲において課税処分が取り消されると、納税者は自己に有利な事実しか主張立証しないため、課税処分取消後の所得金額が真実の所得金額（実額）であるといえないばかりか、かえって、推計した所得金額よりも真実の所得金額（実額）から遠ざかっていることさえ考えられる。

したがって、課税庁が CRS 情報等により納税者の国外資産が増加していることを捕捉できたとしても、執行管轄権の制約などがある以上、納税者の協力が得られず、その原因や態様が不明の場合、課税庁が訴訟において課税処分を維持することができるだけの十分な資料を収集しているとは

限らないのであり、そのような状況において推計課税をすることは現実的に考えて困難であり、何らかの対応策を検討する必要があるだろう。

(4) 国外資産に係る所得の推計課税が困難な場合の課税の在り方

イ 推計課税が困難な場合の課税の在り方について

行政関係における国家の行為は、実体的に適法であると同時に、外観上もそれが適法に行使されたものと認められるものでなければならない。そのため、租税訴訟においては、実体的に適法であるか否かのみでなく、手続的公正の原則も含めた課税処分自体を捉えて、これが十分に合理性を持つかどうか判断されるべきとされていることからすれば、推計課税の合理性の有無については、納税者の協力の程度（推計の必要性）と相関的に判断されるものであると解される。また、「推計の必要性」と「推計の合理性」との関係について、「推計の必要性」は、「推計の合理性」に係る証明度の軽減を許容するための要件であるため、その正当性の根拠を具体的に主張立証する必要があるとして、その関係を証明度という観点から指摘する見解もある。この見解も併せて、手続的公正の原則としての「推計の必要性」と実体的な適法性としての「推計の合理性」との相関的な関係という観点から推計課税の在り方を考えると、課税庁が入手し得る資料の限定性や調査時間及び調査対象の制約といった事情を明らかにして「推計の必要性」の正当性の根拠を具体的に主張立証することにより、「推計の必要性」が認められれば、「推計の合理性」は、証明度が軽減されることとなり、課税庁の把握した資料等が限定されるとしても、その状況において所得金額が合理的に算出されていればよいということになる。すなわち、推計により算出された所得金額が合理性を有するか否か（「推計の合理性」の有無）は、推計により算出された所得金額が、真実の所得金額に最も近似するものとして合理的に算出されているか否かということよりも、納税者の協力を十分に得られない状況において収集された資料等に基づいて合理的に算出されているか否かを重視すべきこととなる。

現行法上、ある者のある年分の所得は、適用法令の選択（減価償却の方法、青色申告など）により変化するものであり、「客観的に真実の所得額」がただ一つ存在すると考える必要はなく、手続に依存して決定されるものとする見解がある。そして、所得をこのように解釈すると、推計課税について、手続的な要件で振り分けられた、いわゆる実額課税とは別の課税方式として構成することは可能であり、この場合、推計課税の内容は、それが必要とされる場面での手続的な必要性和実体的な所得課税の理念とを考慮しつつ、合理的に決定すればよいとする見解がある。この見解を踏まえると、推計課税が困難な場合の新たな課税方式として、「推計の必要性」と「推計の合理性」との相関的な関係を重視する考え方を取り入れて、「手続的な要件」と「実体的に所得と観念できる合理的な所得金額の計算方法」について規定を整備することが考えられる。

ロ 「手続的な要件」の内容について

(イ) 国外資産に係る所得の推計課税が困難である場合

国外資産に係る所得については、執行管轄権の制約などがある以上、納税者の協力が得られず、その原因や態様が不明の場合、課税庁が訴訟において課税処分を維持することができるだけの十分な資料を収集しているとは限らない状況であり、推計課税が困難であるといえる。そうすると、手続的な要件の一つとしては、課税庁がこのような状況を明らかにすることが考えられる。

具体的には、CRS 情報等により納税者の国外資産が増加していることは把握できたものの、納税者から当該資産に係る資料の提示又は提出がなく、また、執行管轄権の制約などから限られた時間において調査を尽くしても資産増加の原因やその態様も不明であることを明らかにすれば、国外資産に係る所得の推計課税が困難である場合という手続的な要件を満たすことになる。

- (㊦) 国外財産調書を提出しない場合、又は、提出したが記載がないか不十分である場合

国税庁が公表している資料によれば、国外財産調書の提出がない又は記載不備のものが一定数あることが想定されるところ、これに対し、課税庁が実地調査等において国外財産調書の提出を求めたり記載内容を是正したりすることは、課税庁の人員に限りがあることからすると限界があるだろう。また、シャープ勧告においては、推計課税について、正しい記録をつけるための誘引策として提言されているところ、納税者自らが国外資産の状況について正確に記載した国外財産調書を作成・提出し、適正な申告を行うことを促すことは、シャープ勧告の推計課税についての提言に沿うものである。

これらのことを踏まえ、「手続的な要件」を考えると、国外財産調書を提出しない場合、又は、提出したが記載がないか不十分である場合を「手続的な要件」とすることが考えられる。

ハ 実体的に所得と観念できる合理的な所得計算方法及び所得類型

- (イ) 実体的に所得と観念できる合理的な所得金額の計算方法

国外資産に係る所得について、課税庁が調査を尽くしたものの、資産増加の原因やその態様も不明であり推計課税をすることが困難な場合を「手続的な要件」の一つとしているところ、「推計の必要性」と「推計の合理性」との相関的な関係を重視する推計課税の考え方を踏まえると、「実体的に所得と観念できる合理的な所得金額の計算方法」は、そのような状況において収集された資料等に基づいて合理的に所得金額が算出されていればよいということになる。

そして、納税者の財産若しくは債務の増減の状況に基づいて所得を推計する資産負債増減法が推計方法として合理性があり、国外資産の増加があり、その原因が不明であったとしても、資産負債増減法を用いて推計課税を行うことが理論的には可能であることからすれば、国外資産の増加しか把握できていない状況においては、「課税庁が取引の

相手方に対する調査その他の方法により期首及び期末の国外資産の状況を把握した場合、当該期末の国外資産の額から当該期首の国外資産の額を差し引いた金額（課税庁が増減の原因及び態様を把握している国外資産を除く。）（国外資産増加額）をもって所得金額とすることが適正であり、かつ合理的な計算方法だろう。また、このように算出された所得金額は、比率法などの他の推計方法により算出される平均値的な所得金額とは異なり、納税者の国外資産の増加という個別的事情から直接算出されたものであるという点においても優れていると思われる。

この場合、納税者が、訴訟において、課税時に課税庁の把握していない簿外資産等の存在について主張したとしても、「手続的な要件」を充足している限り、課税庁は、課税時に把握していない当該簿外資産等の存在を考慮して国外資産増加額を算出する必要がないのであるから、かかる主張は、「実体的に所得と観念できる合理的な所得金額」の判断に影響を与えるものではなく、失当ということになるだろう。

(ロ) 所得類型

資産増加の原因が不明であるということは、所得の発生原因及びその態様の解明が困難ということであり、所得類型については、利子所得（所得税法 23 条）から一時所得（所得税法 34 条）までのいずれにも該当するような事情があるとは認められないことから、「課税庁が雑所得に該当するものとする事ができる」旨の規定を整備することが考えられる。

ニ 納税者による実額の主張について

推計課税が困難な場合、新たな課税方式を創設するという考え方は、実額課税とは別個の課税方式を構成するというものであり、納税者による実額の主張を認める考え方と認めない考え方があるだろう。

(イ) 実額の主張を認める考え方

新たな課税方式は、実額課税とは別個の課税方式ではあるものの、実質的には推計課税の一態様という見方もできるのであり、推計課税と同様に実額の主張（実額反証）を認めるという考え方である。実額の主張を認める根拠としては、訴訟において最終的に問題となるのは、所得金額がいくらであるかということであり、「直接証拠は間接証拠を破る」という原則に照らせば、実額の主張を新たな課税方式においても認めるということが考えられる。

(ロ) 実額の主張を認めない考え方

新たな課税方式は、実額課税とは別個の課税方式であり、実額による主張は意味のないものであるとする考え方である。実額の主張を認めない根拠としては、①納税者が調査に協力せず、課税庁をしてやむなく新たな課税方式による課税処分をせざるを得ない事態に追い込んでおきながら、実額の主張を許容することは、国外資産の秘匿を助長することにつながる、②新たな課税方式により算出した税額が実額よりも多ければ争い、少なければ受け入れるという納税者の行動を防ぐということが考えられる。

(5) 検討すべき課題について

「手続的な要件」と「実体的に所得と観念できる合理的な所得計算方法及び所得類型」についての規定を整備するという考え方は、実額課税とは別個の新たな課税方式を構成するものであり、結果として、通常の所得計算による課税方式（実額課税）と、これとは異なった新たな所得計算による課税方式との二つが併存することとなる。この場合、納税者は、通常の所得計算により申告を行うか、申告せずに新たな課税方式による課税処分を受け入れるか、有利な方を選択し得る立場にある。納税者による実額の主張を認めないことにより、このような選択をある程度防ぐことができるものの、完全に防ぐことは困難であろう。

解決策の一つとして、新たな課税方式による課税処分に制裁的な性格を併せ持たせることが考えられる。例えば、新たな課税方式により算出された所得については、他の所得とは分離して高めの税率を適用することが考えられる。ただし、資産増加の原因やその態様も不明であり、所得類型がいずれに該当するかを推定することさえ困難な場合にどの程度の税率をもって適正なものといえるのかという課題が残るだろう。

他の解決策として、納税環境整備の問題として手続法で解決を図ることが考えられる。すなわち、国外資産の増加の原因や実態を不明な状況にしたのは、納税者が確定申告書や国外財産調書を提出しなかったり、調査に非協力であったりといった、適正公平な課税の実現を妨げる納税者の不誠実な行為に起因するものであることからすれば、これに対しては、課税処分のみで対応するのではなく、行政上の強制執行制度である執行罰などのような他の対応策も併せて検討することが考えられる。

3 結論

本研究は、国外資産を把握する制度の進展を踏まえ、課税庁の把握した納税者の資産が国外にあるため、調査非協力等によりその増加の原因や実態を解明することが困難な場合に、推計課税で対応し得るのかを推計課税の意義、学説及び裁判例等から考察し、新たな課税方式を提言したものである。国外資産を把握する制度としては、OECD が令和 4 年 10 月に暗号資産に係る報告の枠組みを公表するなど、今後も進展が見込まれているところ、他方において、執行管轄権の制約などから資産形成過程の解明等が困難なケースもあり得るだろう。また、経済取引が複雑化・高度化している状況においては、国外に限らず国内における取引の実態を解明することが困難なケースもあり得るのであり、推計課税の重要性も今後増すものと思われる。そのような意味では、本研究は飽くまでも国外資産に的を絞って、新たな課税方式を提言したのであるが、これを推計課税制度全体の問題として考える必要があるかもしれない。

そして、このような状況において、適正公平な課税の実現を図っていくには、推計課税の在り方のみならず、情報申告（報告）制度の在り方や調査非協力、調書等の提出義務違反に対する対応策なども併せて検討していくことが重要であると思われる。

目 次

はじめに.....	20
第 1 章 推計課税の概要	22
第 1 節 沿革	22
1 推計課税の規定	22
2 シャウブ勧告における推計課税の位置付け	22
3 昭和 40 年所得税法の全文改正	25
第 2 節 推計課税の意義	26
1 所得税法 156 条は確認規定と解されること	26
2 青色申告の特典	29
3 公平負担	31
第 3 節 推計課税の本質	33
1 推計課税の適法性について	33
2 推計課税の本質についての各説	55
第 4 節 資産負債増減法に係る推計の合理性の判断の在り方	63
1 資産負債増減法の本質及び合理性（推計方法の合理性）	64
2 資産負債増減法と他の推計方法との優劣関係	66
3 資料の合理性・正確性	72
4 納税者への適用の合理性	82
第 2 章 国外資産等を把握する制度	85
第 1 節 国外送金等調書制度	85
1 国外送金等調書制度の趣旨	85
2 国外送金等調書制度の概要	86
3 国外送金等調書の提出状況	87
第 2 節 国外財産調書制度	87
1 国外財産調書制度の趣旨	87
2 国外財産調書制度の概要	88

3 国外財産調書の提出状況	90
第 3 節 CRS 情報制度	90
1 CRS 情報制度の導入経緯及び趣旨	91
2 CRS 情報に係る自動的情報交換の仕組み	92
3 CRS の内容	93
4 CRS 情報交換の実施状況	94
5 CRS 情報制度の実施にかかる課題等について	94
第 4 節 国外資産等を把握するための各種制度の比較・分析	95
1 CRS 情報と国外財産調書の比較・分析	95
2 国外財産調書と国外送金等調書の比較・分析	97
第 5 節 米国の制度 (FBAR)	98
第 3 章 資産増加の原因が不明な場合の推計課税の具体的検討	100
第 1 節 事例検討	100
1 事例	100
2 検討	101
3 想定される納税者の主張及びそれに対する判断の在り方	107
第 2 節 問題点	112
第 4 章 国外資産に係る所得の推計課税が困難な場合の課税の在り方	116
第 1 節 推計課税が困難な場合の課税の在り方について	116
1 新たな課税方式の創設	116
2 新たな課税方式を創設する上で参考となる法令について	121
3 「手続的な要件」の内容について	122
4 実体的に所得と観念できる合理的な所得計算方法及び所得類型	125
5 実額の主張について	128
第 2 節 検討すべき課題について	129
1 新たな課税方式に制裁的な性格を併せ持たせることについて	129
2 納税環境整備の観点からの解決策について	131
おわりに	132

はじめに

我が国の所得税については、申告納税方式が採用されており、納税者が自主的に課税標準及び税額を計算しそれに基づいて申告することが原則である。

かかる申告納税方式の下、課税庁は、調査において、納税者に対し、質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求め、当該納税者の申告に係る課税標準又は税額の計算が税法の規定に従っていなかった場合には、課税処分を行うこととなる。そして、課税庁が課税処分を行うに当たっては、課税標準を直接認定できる資料により行うことが理想であるものの、①帳簿書類を備え付けていない、②帳簿書類の内容が不正確である、又は③調査非協力により帳簿書類等を確認できないため、直接認定できる資料がない場合がある。このような場合に課税しないことは、負担の公平を尊重する租税の性格上問題であるため、課税庁は、調査において、納税者の事業実態等を踏まえて収集した間接的な資料を用いて、同業者率などの合理的な方法により所得を推計して課税処分を行うことで適正公平な課税を実現してきた。

近年、情報通信技術や金融技術が急速に進歩し、これらの活用が拡大し、経済活動や決済手段の多様化、グローバル化が進み、納税者が国外に金融資産を移したり国外の金融商品を購入したりするなど、租税を取り巻く環境が一層複雑困難化する状況にある。これに対し、課税庁においては、金融機関等が国外への送金又は国外からの受金を報告する枠組み（以下、「国外送金等調書制度」という。）や納税者が国外財産を報告する枠組み（以下、「国外財産調書制度」という。）を整備し、また、共通報告基準（Common Reporting Standard）（以下、「CRS」という。）に基づく非居住者に係る金融口座情報（以下、「CRS 情報」という。）を各国税務当局間で自動的に交換する制度（以下、「CRS 情報制度」という。）を導入するなどして、課税上問題があると見込まれる国外の資産や所得を把握し、積極的に税務調査を実施するなどして、このような状況に対応しているところである。しかしながら、国外の資産に係る所得が適正に申告

されていないのではないかという疑問の声が一部にあり⁽¹⁾、また、CRS 情報から得られるものは主としてストックの情報であり、税務調査において、納税者が国外に保有する資産の形成過程を解明し、うまくいった事例がある一方、執行管轄権の制約があり、納税者の協力が得られずに十分な解明に至らないケースもあるとされる⁽²⁾。

そこで、課税庁の把握した納税者の資産が国外にあり、調査非協力等によりその増加の原因や実態を解明することが困難な場合、推計課税で対応し得るのかを考察する。まず、第 1 章において、推計課税の概要として、推計課税の規定の沿革、推計課税及びその規定の意義、推計課税の本質、並びに推計方法の一つである資産負債増減法に係る「推計の合理性」の判断の在り方について整理・検討する。なお、推計方法のうち資産負債増減法を取り上げて、その合理性の判断について論じるのは、本研究が、納税者の国外の資産が増加しているものの、調査非協力等によりその原因や実態を解明することが困難な場合、推計課税で対応し得るかを考察するものであり、通常、この場合考えられる推計方法が、納税者の財産若しくは債務の増減の状況に基づいて所得金額を算出する資産負債増減法であるからである。次に、第 2 章において、国外資産等を把握する制度として、国外送金等調書制度、国外財産調書制度及び CRS 情報制度について概観した上で、各制度の実施状況を比較・分析するとともに、国外財産調書制度と類似した制度である米国の **FBAR** について概観する。そして、第 3 章において、具体的な事例に基づいて、課税庁の把握した納税者の資産が国外にあり、調査非協力等によりその増加の原因や実態を解明することが困難な場合の推計課税について考察し、問題点を抽出する。最後に、第 4 章において、かかる問題点を解決するため、国外資産に係る所得の推計課税が困難な場合の課税の在り方について提言を行う。

(1) 令和 4 年 6 月 6 日付日本経済新聞において、「8 兆円の差額（引用者注：CRS 情報の総額と国外財産調書の総額との差額のこと）のうち数兆円規模の財産が適正に申告されていないとイメージはできる」と指摘されている。

(2) 税制調査会令和元年 8 月「納税環境整備に関する専門家会合令和元年 8 月 21 日議事録」5 頁。

第 1 章 推計課税の概要

第 1 節 沿革

1 推計課税の規定

所得税法 156 条は、「税務署長は、居住者に係る所得税につき更正又は決定をする場合には、その者の財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模によりその者の各年分の各種所得の金額又は損失の金額（その者の提出した青色申告書に係る年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額並びにこれらの金額の計算上生じた損失の金額を除く。）を推計して、これを行うことができる。」として、推計による更正又は決定について規定している。

2 シャアップ勧告における推計課税の位置付け

- (1) 推計課税についての規定は、シャアップ勧告後の昭和 25 年に設けられたものであるところ⁽³⁾、シャアップ勧告においては、当時の納税者の記帳不備の状況や納税者と課税庁との相互不信の関係などを踏まえ、推計課税や記帳制度といった適正な税務行政の在り方について、要旨次のとおり、説明されている。
- (2) 「日本における記帳は概げかわしい状態」にあり、「多くの営利会社は帳簿記録を全然もたない。他の会社は帳簿記録をありあまるほど多く備えているが、その納税者にしかどれが本当のものでどれが仮装のものにすぎないかわからない」状況である。その結果、「税務職員は正確な信用すべき帳簿がないから標準率およびその他の平均額を基礎とする賦課課税によるほかないと主張する。一方納税者は、例え、正規の帳簿をつける能力があつ

(3) 武田昌輔監修『DHC コメントール所得税法』7031 頁（第一法規、2022）。

たとしても、税務職員が帳簿を信用しないから、それは意味がないという」悪循環になっている。この悪循環を断ち切るため、「納税者が帳簿をもち、正確に記帳し、その正確な帳簿を税のために使用するよう奨励、援助するようにあらゆる努力と工夫を傾けなければならない。同様に、税務職員がそのような正確な帳簿に基づいた申告を尊重するようにあらゆる努力と工夫を傾注しなければならない」。そして、あらゆる中小企業の会計実務の改善という問題解決には、教育が必要であり、「商工会議所、同業組合およびその他の事業団体、農業協同組合およびこれに類するものの協力を得られねばならない。中等学校でも簿記の課目を重視し、また成人教育にあたっている機関はこのような教程を同様に促進すべき」であり、「このような教育活動の効果をあげるためには、かかる会社および個人にその職業および教育水準に適合した帳簿様式を提示することが必要である」。

しかしながら、「教育と道具の提示だけでは恐らく不十分であろう。このような道具を納税者が利用するように積極的に奨励する見返りを与えねばならない。一つの可能性は帳簿組織を行う納税者には特別な行政上の取扱いを規定することである。こうして、このような特別な取扱いを希望する納税者は正確な帳簿記録を行う意図があることを税務署に登録する。・・・このように帳簿記録を行なっている納税者は他の納税者と区別されるように異った色の申告書を提出することを認められる。税務署はこのような納税者がもしそのような帳簿を記録し、申告をこの特別用紙ですればその年の所得を実地調査しない限り、更正決定を行わないことを保証する。また、更正決定を行ったらその明確な理由を示さなければならない。他方、このような帳簿記録を行っていない納税者は更正決定前に調査することが保証されず、標準率（引用者注：推計課税のこと）によって更正決定される。そのうえ、後者に属する納税者は国税局に不服の申立てをすることができない。帳簿を記録することを申告した納税者に対して、・・・必要なレベルまで記帳していない場合には特別申告の特権を取り消すことができる。・・・調査は更正決定の前に行われなければならない。そして、帳簿が不正確で

あることが明らかに指摘されない限りそれは尊重されるべきである。脱税の意図をもって虚偽の帳簿を記録した場合および規定された帳簿を誠実に記録する気が全くないのに特別申告書を使った場合は処罰すべきである。・・・前記の制度はそれゆえ正確な記帳をする誘引手段となるだろう。しかし他の誘引策も考慮しなければならない。・・・更正決定に関する標準率は、帳簿の欠如が税の軽減ではなくむしろ重課の可能性を意味する程度にまで引き上げられるべきである。記帳のない者に対しては減価償却と繰越し欠損を認めない。適正な税務行政においてこの問題はあまりにも重大であり、またその解決はあまりにも重要なので、記帳を必要な程度まで高めさせるため全努力を集中すべきである」⁽⁴⁾。

- (3) 以上のとおり、シャープ勧告においては、帳簿記録をつけない納税者は、標準率（推計）によって更正決定され、標準率は帳簿の欠如が税の軽減ではなくむしろ重課の可能性を意味する程度まで引き上げられるべきであるとして、正しい記録をつけるための誘引策の一つとして推計課税を位置付けていた。

そして、申告納税制度の下において、納税者が適正な申告をするためには、自らの所得を算定するための正確な帳簿と記録が必要なことは自明の理であるところ、シャープ勧告が、帳簿をつけない納税者に対する推計課税について、重課を意味するまで引き上げるべきであると提言していることからすると、シャープ勧告における推計課税は、帳簿をつけないという申告納税制度を蔑ろにする行為に対して制裁的な側面も有していたと思われる⁽⁵⁾。

(4) 福田幸弘監修『シャープの税制勧告』412-415 頁（露出版社、1985）。

(5) 南博方「推計課税の実務と理論」判例タイムズ 787 号 10 頁（1992）。同著において「シャープ博士にとっては、推計課税は、重課措置であり、制裁処分であった。」と述べられている。

3 昭和 40 年所得税法の全文改正

昭和 25 年に推計課税の規定が創設された後、他の条の改正に伴う形式的改正や、国税通則法が設けられ、更正、決定等の手続きに関する規定が同法に移行されたことに伴う形式的な改正が行われた⁽⁶⁾。

そして、昭和 40 年に所得税法の全文改正がされた際に推計の基礎とすべき事項が詳細に規定されることとなった。すなわち、全文改正前の所得税法 45 条 3 項においては、推計の基礎とすべき事項について「財産の価額若しくは債務の金額の増減、収入若しくは支出の状況又は事業の規模」と規定されていたのに対し、改正後の同法 156 条においては、「財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模」と規定された⁽⁷⁾。

所得税法 156 条（改正前の同法 45 条 3 項）に推計の基礎とすべき事項が規定されていることについては、「納税者に存する一切の具体的な事情を考慮して推計課税をすべきであることを意味しているものと解され・・・、推計方法には別段制限がないことを意味しているものである⁽⁸⁾と解されており、最高裁判例においても、同法に定める推計の基礎とすべき事項は例示であるとされている。

すなわち、最高裁昭和 43 年 9 月 17 日第 3 小法廷判決（訟月 15 卷 6 号 714 頁）は、上告人（納税者）が、税金の計算に推計を用いることは特例であるため、所得税法 46 条の 2 第 3 項（当時の推計課税の規定）は①財産の価額、若しくは債務の金額につき増減の事実があつたとき、②収入若しくは支出の状況、③事業の規模等、④上記①ないし③の諸原因により申告漏れ所得があると、若しくはあつたと推認できるという要件を定めて規制していると主張したのに対し、同法の規定は、「青色申告書によるものを除き、所得額等の

(6) 武田・前掲注(3)7032-7033 頁。

(7) 武田・前掲注(3)7034-7035 頁。

(8) 吉良実『推計課税の法理-裁判例を中心として<阪南大学叢書 23>』39 頁（中央経済社、1987）。

算定に推計を用いて更正または決定をすることを妨げない旨を明らかにし、右推計のための方法の概要を例示したものにとどまると判示し、同法に定める推計の基礎とすべき事項は例示であることを明らかにした。

また、後述（後記第 2 節 3）するように、直接資料が入手できないからといって、課税を放棄することは、公平負担の観点から許されるものではないところに推計課税の意義があることからすれば、推計の基礎とすべき事項を所得税法 156 条に規定されているものに限定することは、このような推計課税の意義に整合しないものであろう。

したがって、推計の基礎とすべき事項は、所得税法 156 条に規定されているものに限られず、昭和 40 年の改正による推計の基礎とすべき事項の追加は、実質的な改正がされたとみるべきではなく、単に例示を具体的、詳細に設けたものと解される⁽⁹⁾。

第 2 節 推計課税及びその規定の意義

1 所得税法 156 条は確認規定と解されること

税法には、「新しい法律関係を創設する規定」である創設規定と、解釈上の疑義を防止するため「既存の法律又は法理により既に設定されている法律関係について、念のため確認的に規定する」確認規定がある⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾。所得税法 156 条は、次に述べるとおり、①最高裁判例において、推計課税の規定が創設される前に行われた推計課税が適法とされていること、②下級審裁判例において、推計課税の規定のない消費税や旧料理飲食等消費税についても推計課税が認められていることなどから、一般的に確認規定と解されている。

(9) 武田・前掲注(3)7035 頁。

(10) 伊藤義一『税法の読み方、判例の見方』48 頁（TKC 出版、2014 改訂第三版）。

(11) 泉美之松『【所得税法・法人税法・相続税法・消費税法】税法条文の読み方—条文解釈の手引き—』（東京教育情報センター、2004）。

(1) 推計課税に係る規定の創設前における推計課税について

最高裁昭和 39 年 11 月 13 日第 2 小法廷判決（集民 76 号 85 頁）は、納税者が推計規定創設前の年分についてなされた所得税の更正処分について所得計算に推計を行うことを認める根拠規定を欠いており違法である旨主張したことに対し、「所得税法が、信頼しうる調査資料を欠くために実額調査のできない場合に、適当な合理的な推計の方法をもって所得額を算定することを禁止するものでないことは、納税義務者の所得を捕捉するのに十分な資料がないだけで課税を見合わせることの許されないことからいつても、当然の事理であり、このことは、昭和 25 年に至つて同法 46 条の 2（現行 45 条 3 項）に所得推計の規定が置かれてはじめて可能となつたわけではない。」と判示し、明文の規定がなくても当然に推計課税をすることができると判断した。

そして、この判決によれば、推計課税の規定は、「単に確認規定にすぎず、特に新たな課税方式を創設したものではないという思考につながる」⁽¹²⁾こととなり、また、推計課税の規定が「設けられる以前から推計課税が判例法理において許容されていたことを考えると、これらの規定を創設的规定と捉えることには無理があるように思われる」⁽¹³⁾とされる。

(2) 推計課税について明文規定のない税目における推計の取扱い

消費税法には、所得税法 156 条のように推計課税について直接定めている条文は存在しないが、裁判例において、消費税についても推計課税が認められている。

すなわち、仙台高裁平成 18 年 4 月 12 日判決（税資 256 号順号 10364）は、「消費税法 28 条は、消費税の課税標準となるべき課税資産の譲渡等の数額を定めたものにすぎず、同条に従って決められる課税標準の数額を、

(12) 森勝治「判例からみた推計課税について」租税法学会編『所得税法の諸問題租税法研究第 3 号（1975）』139 頁（有斐閣、1975）。

(13) 酒井克彦「推計課税の本質論と派生する諸問題（下）」税務事例 42 巻 3 号 59 頁（2010）。

常に実額調査の方法によってのみ決定しなければならないことまでを定めたものと解することはできず、消費税法が、信頼し得る調査資料を欠くために実額調査のできない場合に、適当な合理的な推計の方法をもって課税標準の数额を算定することを禁止するものでないことは、特に納税義務者が質問検査に協力しない場合に納税義務者の課税資産の譲渡等を捕捉するのに十分な資料がないだけで課税を見合わせる事が許されないことからいっても、当然の事理であり、このことは所得税法 156 条のような明文の規定があることによって初めて可能となるわけではないから、消費税法 28 条の定める課税標準の数额の決定につき、法律の許容する推計方法を用いることが租税法主義に違反するものでないことは明らかである（明文の規定が設けられる前の所得税の推計課税に関する最高裁昭和 39 年 11 月 13 日第 2 小法廷判決集民 76 号 85 頁参照）。と判示し、上記（1）の最高裁昭和 39 年 11 月 13 日第 2 小法廷判決の判断を踏襲して、推計課税の明文規定がない消費税について、推計課税を行うことができる旨判断した。

また、消費税について推計課税を行うことができることについては、平成元年 3 月 28 日の参議院大蔵委員会において、政府委員（尾崎護君）が、「消費税法に推計課税の規定はございませんが、しかし仮に課税になる方がいろいろの資料の不備等によりまして課税対象がはっきりしないというような場合におきまして、それを何らかの形で補って課税をするということは、これはいわば当然のことでございますので、そういう意味で消費税におきましても推計課税ということは行われる可能性があると思います。」⁽¹⁴⁾と答弁しており、政府としても明文の規定のない消費税について推計課税が認められるとの認識であった⁽¹⁵⁾。

このほか、旧物品税や旧料理飲食等消費税などの推計課税に係る規定が

(14) 第 114 回国会参議院大蔵委員会会議録第 4 号 11 頁。

(15) 品川芳宣『国税通則法の理論と実務』120 頁（ぎょうせい、2017）。同著において、消費税法に「推計課税規定を設けなかったのは、消費税法の早期成立を図るため、判例等で解釈可能な条項の明文化を避けた」と述べられている。

ない税についても、裁判例において推計課税が認められている⁽¹⁶⁾。

(3) まとめ

以上のとおり、最高裁において、所得税法に推計課税の規定が創設される前に行われた推計課税が適法であると判断されており、判例上、明文の規定がなくても当然に推計課税をすることができるとされており、また、推計課税に係る規定のない税についても、裁判例において、推計課税が認められていることからすれば、所得税法 156 条の規定は、新たな課税方式を創設したものではなく、推計課税ができることを確認的に規定したものと解される⁽¹⁷⁾。

2 青色申告の特典

上記第 1 節 2 で述べたとおり、シャープ勧告においては、推計課税について、正しい記録をつけるための誘引策の一つとして位置付けられており、同勧告後に制定された推計課税の規定（現在の所得税法 156 条）は、「青色申告制度の導入とともに、青色申告の手続上の特典の一つとして、設けられた」⁽¹⁸⁾とされている。

すなわち、同規定は、推計による更正決定について、青色申告書に係る不動産所得、山林所得及び事業所得を除くとしており、青色申告者が、その備えるべき帳簿を備えていない場合において、青色申告の取消しをしないで行われた推計による更正処分は当然に違法であるとされ、「青色申告者に対する推計課税を禁止したところ」に意義があるとされている⁽¹⁹⁾。青色申告の承認を受けた納税者は、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けて、これに取引を記録し、かつその帳簿書類を保存しなければならないとさ

(16) 大阪地判昭 58 年 9 月 16 日行集 34 卷 9 号 1586 頁、東京高判昭 60 年 3 月 26 日行集 36 卷 3 号 362 頁。

(17) 参議院大蔵委員会・前掲注(14)11 頁において、政府委員（尾崎護君）は、「所得税や法人税にその規定（引用者注：推計課税の規定）がございますのは、むしろ確認的な規定だというように考えられているわけがございます。」と答弁している。

(18) 武田・前掲注(3)7031 頁。

(19) 武田・前掲注(3)7035 頁。

れ（所得税法 148 条 1 項、所得税法施行規則 56 条ないし 64 条）、税務署長は、必要があると認めるときは、その帳簿書類について必要な指示をすることができ（所得税法 148 条 2 項）、さらに、納税者が所得税の青色申告を行う場合、貸借対照表、損益計算書その他所得の金額又は純損失の金額の計算に関する明細書を添付しなければならないとされている（所得税法 149 条）。このように、青色申告者に対し、厳格な帳簿書類の作成義務などを課すことを通じて、青色申告に高い信頼性が与えられているため、青色申告者に対して更正処分を行う場合推計課税は認められないとされる⁽²⁰⁾。そのため、課税庁が青色申告者に対し推計課税をする場合、青色申告の承認を取り消した上で推計課税を行うこととなる。

ところで、推計課税を青色申告の特典の一つと考えることについて、①「一定の記帳義務を履行している青色申告者に対して、その者の帳簿書類を調査しないで推計課税を行うことは、実額課税の原則に反するから、青色更正の制限は、むしろ、実額課税の原則から当然の帰結である」こと、及び②「推計課税が実額近似値課税を建前としながら、実際には平均値課税にとどまることが多いという実態」からすると、「税法の建前上も、推計課税の実態上も」推計課税の禁止は青色申告者にとって必ずしも特典とはいえないとして、疑問視する見解もある⁽²¹⁾。

確かに、現在においては、青色申告者であっても帳簿書類等を作成していない者がいる一方、それ以外の申告者（以下、「白色申告者」という。）にも事業所得等があれば帳簿書類を備え付けなければならないとされていることも踏まえれば、推計課税を青色申告の特典とする意義は薄れているだろう。

この点について、申告納税制度が採用され、青色申告制度の創設と合わせて推計課税について明文化されたということは、推計課税の意義についても、申告納税制度との関係において理解すべきであるとする見解もある。

すなわち、申告納税制度が採用され、それが適正に行われるためには、青

(20) 金子宏『租税法 [第 24 版]』983 頁（弘文堂、2022）。

(21) 谷口勢津夫『税法基本講義 [第 7 版]』165-166 頁（弘文堂、2021）。

色申告制度こそ、その中核となるべきものであり、「青色申告と推計課税の関係は申告納税制度の下において表裏一体の関係にある」といえ、青色申告者に対しては推計課税を禁止することが手続的要件として必要ではあるが、白色申告者に対しては推計課税のなされることを法は当然に予定しているともいえるのではなかろうかとする見解である⁽²²⁾⁽²³⁾。

そして、上記 1 で述べたとおり、推計課税の規定は、創設規定ではなく確認規定と解されるにもかかわらず、各税法のうち、青色申告制度のある所得税法及び法人税法においてのみ明文文化されていることも踏まえると、少なくとも、推計課税の規定創設当時においては、白色申告者に対しては推計課税のなされることを法は当然に予定しており、申告納税制度が適正に行われるための方策として、信頼性の高い青色申告者に対しては推計課税を禁止し、青色申告の特典とするとところに当該規定の意義があったと解することもできると思われる。

3 公平負担

所得税及び法人税の理想が、直接資料を用いて所得の実額を把握することにあることはいうまでもないが、直接資料が入手できないからといって、課税を放棄することは、公平負担の観点から適当ではなく、ここに推計課税の

(22) 松沢智「判例から見た推計課税の諸問題」税務事例 6 卷 9 号 6 頁（財経詳報社、1974）。岩尾一編『法律學体系コンメンタール篇第 17 回配本所得税法（Ⅱ）』887 頁（日本評論新社、1954）において、推計課税の規定について、「青色申告者以外のものについては、税務署は本人の帳簿書類により調査を行うのであるが、一般に記帳も普及していないので必ずしもそれに拘束されることなく、財産の価額もしくは債務の金額の増減、収支の状況又は事業の規模によつて所得の額を推計し、その推計に基づいて更正決定をすることができることになつている。」と説明されている。

(23) 所得税法 46 条の 2 第 3 項（創設当時の推計課税規定）は、「政府は、・・・推計して、・・・更正又は決定をなすことができる。」と規定しているところ、伊藤・前掲注(10)178 頁によると、「することができる」とは、名宛人が行政庁の場合法律上の権能があることを意味しており、一部の例外を除き、『その権能が与えられた以上、それを行すべき場面に直面したときは、それを行すべき義務がある』というように読むのが通例」とされている。

認められる根拠があるといわれている⁽²⁴⁾。

裁判例においても、東京高裁平成 9 年 2 月 18 日判決(税資 222 号 485 頁)は、「申告納税制度の下における納税者は、税法の定めるところに従って正しい申告をする義務を負うとともに、その申告内容を確認するための税務調査(質問検査権の行使)に対しては、所得金額の計算の基となる経済取引の実態を最もよく知っている者として、その所得金額を算定するに足りる直接資料を提示し、その申告が正しいことを税務職員に説明する義務を負うというべきであり、納税者が帳簿等の備え付け等をしていない場合や税務調査に際し帳簿書類の提出を拒む等した場合等に、国が課税を放棄することは、正しい申告をしている誠実な納税者に比較して、租税負担の公平を欠き到底許されないとの観点から、所得税法 156 条は、このような場合等に各種の間接資料に基づく推計の方法により更正・決定しうることを規定している。」と判示した。

また、昭和 36 年税制調査会において、「実額調査は、たとえば、事業所得者の場合についていえば、取引に関する出入金品伝票、備付帳簿等の整備、税務職員のこれらの書類等の調査、これに対する納税義務者の誠実な協力が前提となつてはじめてなしうるものである。したがつて、このような前提を欠く場合には、実額調査による課税は不可能となるが、そのような場合に課税できないということは、負担の公平を尊重する租税の性格上問題とはならない(マ)。すなわち、このような場合には、なんらかの間接的な事実から推計して所得を認定し、これに基づいて課税すべきことは当然である」とされている⁽²⁵⁾。

以上のとおり、納税者が帳簿書類等を作成・保存していない場合や税務調査に非協力である場合、課税庁において、直接資料がなく課税できないということは、不誠実な納税者が不当に税を免れ、誠実な納税者と比較し、税負

(24) 金子・前掲注(20)982-983 頁。

(25) 税制調査会昭和 36 年 7 月「国税通則法の制定に関する答申(税制調査会第二次答申)及びその説明」(答申別冊) 78 頁。

担の公平を欠くこととなり、到底許されるものではないというところに、推計課税の意義があると解される。

第 3 節 推計課税の本質

1 推計課税の適法性について

昭和 40 年代半ば頃まで、課税庁は、シャープ勧告において提言された標準率による推計課税を行っていたが、このような推計課税は、推計方法の合理性を欠くとして、訴訟において相次いで課税処分が取り消されるという事態を招いたとされる。そのため、推計方法の一つである比率法（同業者率）による推計課税が合理性を有するものとして、原則的に採用されるようになり、実調率はこれを補強する資料として使われ、資産負債増減法による推計課税は同業者率により難しい場合に採用されるようになったとされる。その後、推計方法の合理性が争われるようになり、次いで推計課税の前提要件の存否（推計の必要性）が争われるようになり、さらに訴訟段階において実額資料の提出があった場合の取扱い（実額反証）について議論されるようになったとされている⁽²⁶⁾。

このように、推計課税に係る訴訟においては、「推計の必要性」、「推計の合理性」及び「実額反証」が主に争われることとなり、一般的に、推計の必要性があり、推計に合理性が認められ、実額反証に理由がない場合、推計による課税処分は適法と判断されることとなる。そこで、以下において、「推計の必要性」、「推計の合理性」及び「実額反証」の内容について整理・検討する。

(1) 推計の必要性

イ 推計の必要性についての各説

推計課税をなし得るのは、一般的に、①納税者が帳簿書類等を備え付けておらず、収入・支出の状況を直接資料によって明らかにすることが

(26) 南・前掲注(5)4頁。

できない場合、②帳簿書類等を備え付けてはいるが、その内容が不正確で信頼性に乏しい場合、③納税者又はその取引関係者が調査に協力しないため、直接資料が入手できない場合とされ⁽²⁷⁾、このことを「推計の必要性」という。そして、推計課税の前提となる「推計の必要性」について、これを推計課税の適法性の手続上の要件（効力要件）とみるか否かは、「推計の必要性」の意義をどのように解釈するかにより分かれるところ、学説及び裁判例においては、おおむね次のとおり、「効力要件説」、「行政指針説」、「折衷説」、及び「重大瑕疵説」の 4 つの説に分類される。

(i) 効力要件説

効力要件説とは、「推計の必要性」を欠く推計課税は、たとえ課税庁の実額主張により推計による課税額が実額の範囲内にあることが認定されたとしても、当該課税処分は手続上の適用要件を具備しないものであり違法であるとする通説的な見解である⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾。

裁判例としては、東京地裁昭和 48 年 3 月 22 日判決（行集 24 巻 3 号 177 頁）がある。同判決は、「租税法律主義のもとにおいては、課税標準等の認定は、調査実額によるのが本則であり、推計に基づく課税処分が許されるのは、納税者が信頼できる帳簿その他の資料を備え付けておらず、課税庁の調査に対して資料の提供を拒むなど非協力的な態度をとる等のため、課税庁において直接所得の実額を把握しえない場合に限られるものであつて、右の要件を満たさないのに推計を基礎としてなされた課税処分は、その結果が実額と符合するかどうか等内容の適否を論究するまでもなく、それ自体違法な処分として取消しを免れないものというべきである」と判示して、「推計の必要性」が推計課税の効力要件であると判断した。

なお、このほかにも、裁判例のほとんどが、判決理由において「推

(27) 金子・前掲注(20)984 頁。

(28) 小尾仁「推計課税の諸問題～推計の必要性」税理 38 巻 4 号 197 頁（1995）。

(29) 泉徳治ほか「租税訴訟の審理について（第 3 版）」121 頁（法曹会、2018）。

計の合理性」を判断する前に「推計の必要性」の有無を判断しており、これらの裁判例は効力要件説を前提としていると解することもできるが、「これらがはたして推計課税の手続要件・・・と明確に意識したうえで判示したものかどうかについては、必ずしも断定することはできないようにもおもわれる」⁽³⁰⁾ともいわれている。

「推計の必要性」を効力要件とする主な根拠としては、「所得税および法人税では、申告納税が原則であり、またその理想は実額課税であるから、推計課税の利用は無条件に認められるわけではなく、税務署長は、まず必要な直接資料の入手につとめるべきであり・・・、十分な直接資料が得られない場合にはじめて推計課税が許されると解すべきである」⁽³¹⁾として、実額課税が原則であり、例外的である推計課税を無条件に認めるべきではないというものである。

(ロ) 行政指針説

行政指針説とは、いかなる場合に推計課税を選択するかは、課税庁の裁量事項に属し、「推計の必要性」は、その裁量権を行使する上での行政庁の一指針ないし訓示にとどまるという見解である。この場合、推計課税は、「推計の必要性」を欠いたとしても、課税標準等が訴訟に提出された証拠により認められる以上、適法となる⁽³²⁾。

裁判例としては、大阪地裁平成 2 年 4 月 11 日判決（判タ 730 号 90 頁）（以下、「大阪地裁平成 2 年判決」という。）がある。同判決は、「課税処分は課税標準の存在を根拠としてされるものであるから、その適否は、原則として客観的な課税要件の存否によって決せられるべきものである」とした上で、「抗告訴訟でその存在が争われた場合は、裁判所において証拠によりその存在が肯定されなければ、課税処分は取消されることとなる。ところで、推計とは、課税標準あるいはそれを構

(30) 松沢・前掲注(22)5頁。

(31) 金子・前掲注(20)984頁。

(32) 小尾・前掲注(28)198頁、泉ほか・前掲注(29)121頁。

成する要件事実（以下「課税標準等」という。）を、直接の証拠ではなく、間接事実からの推認により認定する方法であるが、それは事実認定の一方法であって、いわゆる推計課税というの、いわゆる実額課税と別個の課税処分ではなく、課税標準等が右のような推認で認定されたものを呼ぶにすぎないと解される。推認は、直接の証拠による認定に比すると、事実認定としては劣る場合があるから、課税標準等の認定に当たって、事実認定の通例に従い、より正しい認定が可能な直接の証拠の存する場合には、推認の方法を用いるべきものではなく、このことは事実認定の一般法則であると言える。右のように、推計は事実認定の一方法にすぎないのであるから、課税処分の時点では、直接証拠で（実額で）課税標準等を認定することが不可能ではなかったとしても、課税標準等が訴訟に提出された証拠により認められる以上、それは課税処分取消の理由となるものではないと解される。」と判示した。

「推計の必要性」を行政上の一指針ないし訓示にとどまるとする根拠としては、上記の裁判例のとおり、本来、課税処分取消訴訟の主たる審理の対象は、課税標準及び税額の多寡であり、また、実額課税と推計課税の違いが直接資料によるか間接資料によるかの事実認定の方法の違いにすぎないとすれば、別個独立の処分が存在するわけではないから、いかなる場合に推計課税を選択するかは課税庁の裁量事項に属するというものである⁽³³⁾。

(ハ) 折衷説

折衷説とは、「推計の必要性」は、原則として課税処分の効力要件であるが、推計による認定額が直接資料によって認定される実額の範囲内にある場合には、必要性の欠缺という手続上の瑕疵は、事後的、相対的に軽微化したものとなり、その限度で効力要件の欠缺は違法事由

(33) 小尾・前掲注(28)197-198頁、泉ほか・前掲注(29)121頁。

とはならないとする見解である⁽³⁴⁾。

裁判例としては、広島松江支部平成 5 年 12 月 22 日判決（税資 199 号 1365 頁）がある。同判決は、「所得税課税は、納税義務者の実際の所得（実所得）に対してなされるのを本則とするから、税務署長が、所得税法 156 条所定の推計の方法によって納税義務者の所得額を算定し、その結果に基づいて更正又は決定すること（推計課税）が許されるのは、納税義務者が収支を明らかにする帳簿書類を備え付けていないとか、帳簿書類の備え付けはあるがその記載内容が不正確であって信頼できないものであるとか、あるいは納税義務者が税務署長の行う税務調査に非協力的であるため帳簿書類を検査できないとか等の事情があつて納税義務者の実所得の把握が不可能又は著しく困難な場合、すなわち推計の必要性がある場合に限られ、このような場合でないのに推計の方法によってなされた更正等の課税処分は、これによる所得額が実額によって支持される場合を除き、違法な課税処分として取消を免れないものというべきである。」と判示し、原則として、「推計の必要性」を欠いた課税処分は違法であるが、推計課税が実額の範囲内にあるときは適法である旨判断した。

また、大阪高裁平成 10 年 9 月 30 日判決（税資 238 号 506 頁）は、「推計課税は、・・・推計の必要性が認められることを要件として、実額課税に代替する所得認定の手段として認められるものと解される。もっとも、実額課税と推計課税という二種類の課税処分があるわけではなく、いずれも所得を課税標準とするものであつて、更正等の課税処分は認定された課税標準たる所得に従つて行われるものであるから、推計の必要性が推計課税という実額課税とは別個独立した処分の手続要件（効力要件）であるということは妥当ではなく、推計によって算定された所得金額（それは、性質上あくまで所得近似値にとどまる。）

(34) 小尾・前掲注(28)198 頁、泉ほか・前掲注(29)121-122 頁。

をもって課税標準として課税することを許容するための要件といふことができる。したがって、推計による課税処分が争われている場合において、推計の必要性が認められないときには、推計による所得認定をすることが許されないから、推計による所得認定を基にする課税処分を維持することはできないが、直接的資料をもって所得金額の実額を明らかにすることができるようになり、その額が課税処分の前提となった所得金額以上であるときは、なお課税処分自体は適法ということになるし、逆に、課税処分に当たり推計の必要性があったことが認められるとしても、課税標準はあくまで所得金額である以上、納税者において直接的資料に基づき所得実額を立証したときには、原則どおり、右所得金額に基づく納税義務を超える課税処分は違法となるものといわざるを得ない」と判示し、「推計の必要性」は、推計による所得金額の認定を許容するための要件であり、課税処分そのものの効力要件ではないと判断した。

以上のとおり、折衷説の根拠としては、推計課税は、例外的に認められるものであり、実額の認識ができないこと、すなわち推計の必要性という要件が存在することを推計による認識方法をとるための許容性と考えると、この必要性を欠くときには、その所得の認識は、実額による認識によって支持されない限り違法となると解すべきであるとするものである。換言すれば、「推計の必要性」は、一つの法的要件ではあるが、それは推計による所得の認識によって課税処分を支持しようとする限りにおける要件なのであって、その課税処分を実額による所得の認識で支持しようとするときには「推計の必要性」を考慮する必要はないとするものである⁽³⁵⁾。

(二) 重大瑕疵説

重大瑕疵説とは、「推計の必要性」の欠缺の瑕疵の程度に着目して、

(35) 最高裁判所事務総局編「租税関係行政事件執務資料」198-199 頁、小尾・前掲注(28)204 頁。

推計課税の違法性の存否を判断しようとする考え方である⁽³⁶⁾。

裁判例としては、京都地裁昭和 47 年 4 月 28 日判決（行政事件裁判例集 23 巻 4 号 266 頁）がある。同判決は、「行政処分は、その目的、性質、内容に応じて適正な手続によつて適正な内容を実現するものであることが要請されることは当然のことである。そして、適正な手続を経るといふ手続的要件及び適正な内容を実現するといふ実体的要件のいずれについても、もしそれに瑕疵があつてその瑕疵が国民の権利の保護の観点から看過し得ないほど重大なものであるときは、当該行政処分は違法性を帯び、取消されるべきであると解するのが相当である。」とした上で、「課税処分の取消訴訟においても、税務署長の課税処分が適正な内容を実現するものであるか否かだけが審判の対象となるのではなく、当該課税処分が適正な手続を経てなされたものであるか否かも審理の対象となるのである。そして、当該課税処分が、被処分者の所得を認定するに際して、何ら合理的な資料根拠に基づかず全く恣意的になされたというような手続的瑕疵がある場合には当該課税処分は違法のものとして取消されるべきものである。」と判示した。

重大瑕疵説の根拠としては、推計課税に「推計の必要性」を設定しているのは、実額近似値で満足しようという推計課税に必然的に随伴する不確実性を処分段階でできるだけ排除しようという考慮にでたものにほかならないのであり、ここに「推計の必要性」を設定する意義があるとすれば、これの存在を全く無視し、実額計算可能な場合でも推計課税は許されるとすることには疑問があり、もう少し丁寧な調査をすれば、実額の把握が可能であるのに、これをしないで安易な推計を行った場合、その推算の結果ではなく、推計したこと自体を制御する途を考えるべきであり、このような場合には、調査不尽に当たるといふべきであり、このような不十分な調査によって推計課税を行ったこ

(36) 泉ほか・前掲注(29)122 頁、小尾・前掲注(28)198 頁。

と自体に違法性があると解するものである⁽³⁷⁾。

ロ 推計の必要性についての考察

上記イで述べたとおり、「推計の必要性」については、これを効力要件であるとする説や、行政指針でありこれを欠いても適法であるとする説などさまざまであり、「推計の必要性」の意義をどのように解釈するかにより、推計課税の違法性の存否が分かれる場合があり得る。

しかしながら、実際には、課税庁は、推計課税をした場合、その訴訟において、必ず「推計の必要性」を主張立証している。そして、裁判例においては、「推計の必要性」を欠くとして課税処分が取り消されたものは極めて少ないことに加え、「推計の必要性」を欠くとして課税処分が取り消された裁判例をみても、必ずしも「推計の必要性」を欠くことを理由としなくてもよいと思われるものもある。

例えば、東京地裁昭和 48 年 3 月 22 日判決（行集 24 卷 3 号 177 頁）は、「租税法律主義のもとにおいては、課税標準等の認定は、調査実額によるのが本則であり、推計に基づく課税処分が許されるのは、納税者が信頼できる帳簿その他の資料を備え付けておらず、課税庁の調査に対して資料の提供を拒むなど非協力的な態度をとる等のため、課税庁において直接所得の実額を把握しえない場合に限られるものであつて、右の要件を満たさないのに推計を基礎としてなされた課税処分は、その結果が実額と符合するかどうか等内容の適否を論究するまでもなく、それ自体違法な処分として取消しを免れないものというべきである」とした上で、「原告は、正規の帳簿は備え付けていなかったとはいえ、売上高を証すべき寸法帳を、また、仕入高を証すべき納品書、請求書、領収書等の原始記録を保存しており、しかも、右の寸法帳には、顧客名と注文を受けた品名、寸法、先地もの場合にはその旨及び販売価額が記録されていて、これを集計すれば、上衣、ズボン、オーバー類等、商品の種別ごと

(37) 南博方『租税争訟の理論と実際（増補版）』217 頁（弘文堂、1980）。

に原告の売上着数、売上金額を算出することができることは、被告の認めて争わないところであり、右の仕入伝票等の原始記録についても、その記載を信頼しえないような特段の事情はなく、また、原告は、調査に対して終始協力的であつたし、反面調査の結果も、直接調査のそれに比べてさしたる差異はなかつたというのであるから、被告がこれらの資料を無視して、さきに判示したようないわゆる能力換算方式なる推計方法により原告の総売上額を認定し、これを基礎として算定した原告の課税総所得金額が申告額を上回ることを根拠として更正権を行使した点において、本件更正処分は違法であつて、その取消しを免れないものといわざるをえない」と判示しており、同判決は、効力要件説の立場から「推計の必要性」を欠くとして課税処分を取り消したものと思われる。しかしながら、かかる判示によれば、当該事案においては、実額による所得金額の認定もできるように思われ、後述する実額反証によっても課税処分を取り消すことはできたように思われる⁽³⁸⁾。

この点について、「推計の必要性と表裏の関係にある実額反証との関係を見てみると、推計の必要性を独立の効力要件としてその有無を判断することは、相当ではなく、実額が把握できるか否かという推計の必要性の判断は、実額反証等の成否に集約されるものである」とする見解もある⁽³⁹⁾。

以上のことからすると、「推計の必要性」を効力要件と解するとしても解さないとしても、現実の訴訟においては、結論にそれほど大きな影響

(38) 大阪地判昭 50 年 4 月 4 日行集 26 卷 4 号 492 頁においても、「推計の必要性」を欠くとして課税処分を取り消しているところ、同判決は、「原告は、昭和三九年分所得税の申告に際して、売上金額を右各ノートに記載されている品目に対応する当時の各売上単価を集計することにより算出したことが認められる。したがって北税務署の職員が、本件処分の前提として原告方に赴いて調査した際（この事実は証人実守清の証言によって認めることができる）、右ノートの存在を確かめ、原告に説明を求めて、原告のしたのと同様の方法により、売上金額を実額で確認することができたはずである」と判示しており、同判決も実額反証により課税処分を取り消すことができたと思われる。

(39) 小尾・前掲注(28)203-204 頁。

はないと思われる。ただし、「推計の必要性」をどのように解するかにより、推計課税の本質についての解釈が変わってくるのであり、推計課税の本質を検討する上で、「推計の必要性」の各説を理解することには意味があると思われる。

(2) 推計の合理性

イ 推計の合理性の意義

申告納税制度の下においては、実額課税が原則である。そして、推計課税は、実額を把握する資料がないときにやむを得ず間接資料により所得を推計するものであるから、推計課税には実額に近似したものであることが要請される⁽⁴⁰⁾。また、具体的にどのような方法で推計課税を行うかは、通常、課税庁が判断することとなるが、課税庁の完全に自由な判断にまかされているわけではない。そのため、課税庁が推計を行う場合恣意性の排除が要請される⁽⁴¹⁾。

このように、推計課税は、課税庁の恣意性が排除され、かつ、実際の所得に近似した数値を算出し得る合理的なものでなくてはならないとされ、いわゆる「推計の合理性」が要請される。

ロ 推計方法

所得税法 156 条は、「財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模により」所得金額を推計する旨規定しているところ、上記第 1 節 3 で述べたとおり、同規定は、所得金額や損失の額の具体的な推計に当たり、その推計の基礎事実として通常配慮すべき事情を例示的に列挙したものであって、いわゆる推計方法を制限的に列挙したものではないと解されている。

通常、課税処分において用いられる推計方法は、比率法、効率法、資産負債増減法に大別され、そのうち、比率法は、更に本人比率、同業者

(40) 泉ほか・前掲注(29)219 頁、吉良・前掲注(8)39 頁。

(41) 金子・前掲注(20)986 頁、吉良・前掲注(8)40 頁。

率、実調率に細分される。訴訟において課税庁が主張する推計方法は、同業者を用いる比率法が最も多いといわれている⁽⁴²⁾。各推計方法の概要は、次のとおりである。

(イ) 比率法

比率法とは、仕入金額、売上金額、収入金額などの所得金額の算定の要素となる金額に一定の比率を適用して所得金額を推計する方法である。例えば、仕入金額のみが判明している場合、それに差益率を適用して収入金額を推計し、さらにその収入金額に所得率ないし経費率を適用して、所得金額を推計する方法である⁽⁴³⁾。

比率法のうち、一定の比率に、①推計課税をされる納税者本人の一定期間の実績ないし記帳又は前後年分の調査実績を用いる方法を本人比率といい、②当該納税者と業種が同一で、業態、事業規模、立地条件等において類似性のある同業者を抽出して、その平均値となる所得率、差益率や経費率などを用いる方法を同業者率といい、③税務署管内で実地調査の対象とした同業者全員の収支計算資料を悉皆的に収集してその平均値となる所得率等を用いる方法を実調率という⁽⁴⁴⁾。

(ロ) 効率法

効率法とは、推計課税をされる納税者の電力使用量、従業員数、販売個数などの所得金額の算定の要素となる指標に、比準同業者の調査から得られたこれらの指標 1 単位当たりの所得金額の平均値を乗じて所得金額を推計する方法である⁽⁴⁵⁾。

(ハ) 資産負債増減法

資産負債増減法とは、ある年分における納税者の財産若しくは債務の増減の状況に基づいて所得を推計する方法である。推計をされる納

(42) 泉ほか・前掲注(29)215 頁、金子・前掲注(20)986 頁。

(43) 金子・前掲注(20)985 頁。

(44) 泉ほか・前掲注(29)215 頁。

(45) 金子・前掲注(20)985 頁。

税者が個人の場合、当該年分の生活費その他の消費支出の金額を加算し、預金利息等の推計により算出する所得以外の所得に係る金額、非課税所得に相当する金額等を減算する必要がある⁽⁴⁶⁾。

なお、資産負債増減法の一つの類型として、消費支出の金額から所得金額を推計する消費高法がある⁽⁴⁷⁾。

ハ 推計の合理性の内容

推計が合理的であるためには、一般的に、①推計方法のうち、当該具体的事案に即し一応の合理性があるものが選択されるべきこと（推計方法の合理性）、②推計の基礎事実が確実に把握されていること（資料の合理性・正確性）、③選択した具体的推計方法自体ができるだけ真実の所得に近似した数値が算出されるような客観的なものであること（納税者への適用の合理性）を必要とすると解されている⁽⁴⁸⁾。

(3) 実額反証

イ 実額反証の概要

「実額反証」とは、納税者が、課税処分時において実額を算出するに足りる帳簿書類等の直接資料を提出せず、税務調査に協力しないため、やむを得ずなされた推計課税に対し、審査請求時又は訴訟の段階になって実額によって所得を認定すべきであると主張し、推計によって算出された所得金額が実額に比べて過大であるとして、その推計課税の違法性を主張することをいう⁽⁴⁹⁾。

納税者が帳簿書類等を作成・保存していないなど「推計の必要性」を充足している場合に推計課税が行われることからすれば、納税者が調査において帳簿書類等を提示せず、課税庁としてはやむなく推計課税をせざるを得ない状況に追い込まれたにもかかわらず、納税者が訴訟におい

(46) 金子・前掲注(20)985 頁。

(47) 金子・前掲注(20)985 頁。

(48) 今村隆ほか『課税訴訟の理論と実務』188 頁（税務経理協会、1998）、泉ほか・前掲注(29)219 頁。

(49) 大阪高判昭 62 年 9 月 30 日判タ 653 号 249 頁、泉ほか・前掲注(29)230 頁。

て初めて実額の主張立証をすることは信義則に反し許されないとする見解や、所得計算について法は実額計算と推計計算の二つの方法を定めており、「推計の必要性」が認められる限り、ひるがえって実額によりこれを覆すことはできないとする見解がある⁽⁵⁰⁾。

しかしながら、訴訟上、「直接証拠は間接証拠を破る」という原則からすれば、「推計の必要性」及び「推計の合理性」が認められるとしても、直接資料に基づき所得が実額で主張されれば、推計による所得よりも実額の所得が優先されることとなる。そのため、納税者としては、訴訟において直接資料を提出し、当該資料に基づく実額を主張することは当然に認められるとする見解が通説である⁽⁵¹⁾。

裁判例においても、「最終的に問題となるのは、真実の所得額がいくらであるかということであるから、納税者の実額の主張は、それが真実の所得額に合致すると認められる限りは許さざるを得ないと解するのが相当である」（大阪高裁昭和 62 年 9 月 30 日判決（判タ 653 号 249 頁）

（以下、「大阪高裁昭和 62 年判決」という。))として、「実額反証」を許容している。

ロ 実額反証の立証責任

推計課税の適法性は、課税庁が立証責任を負うとされている。そのため、要件事実の存否について裁判所の心証が真偽不明となった場合、課税庁が不利益を受けることとなる。これに対し、納税者が「実額反証」する場合、立証責任を負うか、推計課税の合理性を真偽不明の状態にすることで足りるのかという問題がある。

立証責任について、民事訴訟においては、権利根拠事実は権利を主張

(50) 確井光明「申告納税制度と推計課税」税経通信 38 卷 3 号 27 頁 (1983)、真鍋薫「推計課税の適法性の限界」税務弘報 16 卷 8 号 133-134 頁 (1968)、鎌田泰輝「実額計算の可能な場合の推計課税の運命と審査手続の違法性の問題点について」税務弘報 19 卷 14 号 122 頁 (1971)。

(51) 岩崎政明『ハイポセティカル・スタディ租税法〔第 3 版〕』299 頁 (弘文堂、2010)、金子・前掲注(20)1137-1138 頁。

する者が、他方、権利障害事実と権利消滅事実は権利主張を争うものが立証責任を負うという、いわゆる法律要件分類説が通説とされている。そして、課税処分取消訴訟が、民事訴訟の債務不存在確認訴訟と実質を同じくすることに着目し、課税処分取消訴訟においても、原則として、法律要件分類説に従い、権利根拠事実については課税庁が立証責任を負い、権利障害事実及び権利消滅事実については納税者が立証責任を負うこととなり、課税要件事実の存否については課税庁が立証責任を負うとされる⁽⁵²⁾。ただし、立証責任分配の法則は、その内容が訴訟上相対立する当事者の一方に危険ないし負担を負わせる実体的規範であることから、その分配の原則をいかに定めるかは、正義と公平に立脚して、実体的な視点も考慮に入れるべきであるとされ、課税要件事実に関する証拠との距離をも考慮すれば、民事訴訟の理論をそのまま課税訴訟に適用するのではなく、利益状況に応じて修正を加える必要があるとされている⁽⁵³⁾⁽⁵⁴⁾。

これを「実額反証」の立証責任についてみると、課税庁が「推計の合理性」を主張し、「推計の合理性」が認められれば推計により算出された所得金額が真実の所得金額であると推認されることとなり、「実額反証」はこれを覆すものである。そして、「推計の必要性」があり、やむを得ず推計課税が行われ、訴訟に至って初めて納税者から実額の主張立証が行われることについての課税庁と納税者との衡平性や、納税者は、所得金額の計算の基となる経済取引の実態を最もよく知っている者として、自己に有利な証拠を提出するのが容易であることも踏まえれば、「実額反証」は、一般的に、納税者による単なる反証ではなく納税者が立証責任

(52) 金子・前掲注(20)1135-1136 頁。

(53) 金子・前掲注(20)1136 頁。

(54) 佐藤繁「課税処分取消訴訟の審理」鈴木忠一＝三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟講座 10』78 頁（日本評論社、1986）。同著においては、立証責任を転換して納税者にその存在の立証責任を負わせるのではなく、「事実上の推定の働く度合いを弾力的に考えれば足りるであろう」とされている。

を負うものであると解されている⁽⁵⁵⁾。

裁判例においても、東京高裁平成 6 年 3 月 30 日判決は、「間接的な資料を用いて所得を認定する方式である推計課税は、直接資料を用いて所得を認定する方式である実額課税に代わるものではあっても、それ自体一つの課税の方式であって、所得の実額の近似値を求める、いうなれば概算課税の性質を有しているというべきである」と推計課税を解した上で、実額反証について、「税務署長を被告とする所得税更正処分取消訴訟において原告が直接資料によって収入及び経費の実額を主張・立証することは、被告の抗弁に対する単なる反証ではなく、自らが主張・証明責任を負うところの再抗弁であり、しかも、その再抗弁においては単に収入又は経費の実額の一部又は全部を主張証明するだけでは足りず、収入及び経費の実額をすべて主張・証明することを要するというべきである」と判示し、「実額反証」を納税者が立証責任を負う再抗弁であると判断した⁽⁵⁶⁾。

また、「推計の合理性」を基礎付ける事実（推計方法の合理性、資料の正確性・合理性、納税者への適用の合理性）が主要事実を構成することを前提として、課税庁から合理的な推計により所得の存在の蓋然性が主張立証されたときは、これと実額が異なるとの事実は、いわゆる間接反証事項と考えられるとする見解もある⁽⁵⁷⁾。

もっとも、「実額反証」を再抗弁と位置付けても間接反証事項と位置付けても納税者がその立証責任を負うことに変わりはない⁽⁵⁸⁾。

(55) 泉ほか・前掲注(29)233 頁。

(56) 泉ほか・前掲注(29)233 頁。同著において、「実額が認定されれば、どのように合理的な推計方法であっても・・・実額が優先する（実額は推計を破る。）という関係を理解すれば、実額反証は再抗弁と考えることができるであろう」と述べられている。

(57) 佐藤・前掲注(54)71 頁。

(58) なお、納税者が実額反証の立証責任を負うとすることについて、通説及び裁判例においては、課税処分取消訴訟の立証責任は課税庁にあるとされており、侵益処分という点では実額課税も推計課税も同様であるにもかかわらず、多くの裁判例において、推計課税処分取消訴訟における実額反証の場面に限って、あたかも立証責任を納税者に転換するかに読み取れる判断をしており、このような立証責任に関する重大な例外

ハ 実額反証の立証の程度

大阪高裁昭和 62 年判決は、「実額反証」の立証の程度について、「納税者が推計課税取消訴訟において所得の実額を主張し、推計課税の方法により認定された額が右実額と異なるとして推計課税の違法性を立証するためには、その主張する実額が真実の所得額に合致することを合理的疑いを容れない程度に立証する必要があると解すべきであつて、右実額の存在をある程度合理的に推測させるに足りる具体的事実を立証すれば足りると解すべきものではない。」と判示し、「実額反証」については、合理的疑いを容れない程度の立証が必要であると判断した。この判決以後、「実額反証」について同趣旨の裁判例が比較的多く現れるようになってきたとされており⁽⁵⁹⁾、近時の裁判例においても同趣旨の判示がされている⁽⁶⁰⁾。

また、同判決は、合理的疑いを容れない程度の立証が必要である理由として「申告納税義務に違反して直接資料を提出せず、調査に協力しないために、やむを得ず課税庁をして推計課税を余儀なくさせた納税者が実額反証を許される結果、申告納税義務を遵守する誠実な納税者よりも利益を得るような事態を生ぜしめるべきでないことは当然であるばかりでなく、納税者の実額反証後に実施される課税庁の反面調査、証拠の収集は、確認すべき個々の経済取引がなされてから相当の年月を経過してなされるため、関係資料の保存期間の経過や取引関係者の転出、所在不明などによつて限界があり、著しく困難であるのに反し、実額反証を主張する納税者は、もともと経済取引の当事者であつて、自己に有利な証拠を提出するのは容易であり、対等な立場にない」と判示した。

納税者が訴訟に至って初めて実額の主張をした場合、課税庁が当該実

取扱いが、「特別な根拠規定もなしに行うことができるのかどうか大いに疑問がある」とする見解がある（岩崎・前掲注(51)305-306 頁）。

(59) 小野雅也「推計課税と実額反証に関する裁判例の分析」税大論叢 28 号 283 頁（1997, <https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/28/209/hajimeni.htm>）。

(60) 宇都宮地判平 27 年 10 月 22 日税資 265 号順号 12743。

額の主張に対し反証することは時期的に困難であり、結果的に納税者の「実額反証」が認められることになりかねない。しかしながら、申告納税義務を履行せず、調査協力もしない不誠実な納税者が不当に税を免れることは、申告納税義務を遵守する誠実な納税者と比較し、税負担の公平を欠くこととなり、到底許されるものではないことからすれば、「実額反証」に「合理的な疑いを容れない程度」の立証を必要とすることは、公平負担という推計課税の意義に照らしても、納税者にとって酷であるとはいえないし、むしろ、「実額反証」のあるべき姿といえることができるだろう。

さらに、同判決は、「実額反証」についての具体的な判断に当たり、「本件明細書については、その基礎となつたとされる本件ノートが提出されていないのみでなく、請求書、領収証控、手形・小切手控、入金・出金伝票などの原始資料によつて客観的にその記載が裏付けられていないから、実額認定の資料とはなし得ないというべきである」とした上で、「被控訴人からその主張の所得額について、これが真実の所得額に合致すると認めるに足りる原始資料の提出がないことに帰する」と判断して、「実額反証」に係る納税者の主張を排斥したところ、かかる判断によれば、「実額反証」においては、収入や支出が正確に記載された帳簿書類のほか、帳簿書類作成の基となつた請求書や領収証などの原始資料により実際に収入を受領したことや必要経費などの支出があったことを立証する必要があると思われる。そして、このような立証は、正規の簿記の原則に基づいて帳簿書類等を日々作成し、原始資料と併せて保管している納税者でなければ困難なものであろう。

二 実額反証の範囲

(イ) 実額反証の範囲に係る裁判例

納税者が主張立証する「実額反証」の範囲について、例えば、課税庁が事業所得の収入金額及び必要経費の双方を推計により算出し所得金額を認定した場合、納税者は、収入金額及び必要経費のいずれも実

額による主張立証をしなければならないことについて、裁判例はほぼ一致している⁽⁶¹⁾。これに対し、課税庁が収入金額について反面調査等により実額を把握し、これに基づき所得金額を推計した場合（結果的に必要経費が推計されたこととなる。）、納税者が主張立証する「実額反証」の範囲については、大別すると、①必要経費のみの主張立証で足りる、②必要経費のほかに、課税庁が把握した収入金額が真実のもの、すなわち総収入金額であることを主張立証する、又は実額主張に係る必要経費が課税庁の把握した収入金額に対応するものであることを主張立証する、③収入金額及び必要経費の双方につき主張立証するという 3 つの裁判例に分類される。

A 必要経費のみの主張立証で足りるとする裁判例

東京地裁平成 3 年 12 月 19 日判決（行集 42 卷 11～12 号 1968 頁）は、「被告のした課税処分の適否が争われている本件訴訟においては、前記の所得税法上の所得の計算の根拠となる事実である収入金額と必要経費の額の双方について、基本的には課税庁たる被告側にその主張、立証責任があるものといわなければならない。そうだとすると、原告が当該事業年度において事業に関する経費としてある金額の支出をしていることは認められるものの、その支出が原告の事業による一定の具体的な収入金額と個別に対応する必要経費に該当するものといえるか否かの点についてはなお疑問の余地があるという場合に、右の支出金額を一律に必要経費の額に算入することを認めないとするのは、相当ではないものと考えられる」と判示した。同判決は、所得金額の計算の根拠となる事実である収入金額と必要経費のそれぞれについて立証責任が課税庁にあることを根拠として必要経費のみの主張立証で足りると判断したと解される。

また、必要経費のみの主張立証で足りるとする見解として、「被告

(61) 泉ほか・前掲注(29)234 頁、大阪高判平 2 年 5 月 30 日訟月 38 卷 2 号 320 頁。

(引用者注：課税庁のこと)の収入実額の主張が他に収入のないことまでを意味するものではないにしても、被告が収入を実額で主張できているからには、収入実額の遺漏なき説明は第一次的に被告がこれを行うべき筋合いである。被告がこの説明を尽くさないまま、一方で収入を実額として主張しながら、他方で他にもまだ主張漏れの収入があるはずであるとの仮説を提出すれば、原告が経費実額の主張を妨げられ、これを主張しようとするれば、原告のほうで被告主張の収入実額以上の収入が存在しないこと又は原告の主張する経費実額が被告主張の収入実額に対応するものであることを明らかにしなければならないとすることは、均衡を失する」として、課税庁が「収入を実額として主張している限り、原告の経費実額の反論を主張自体において失当とすることはできない」とするものもある⁽⁶²⁾。

- B 必要経費のほかに、課税庁が把握した収入金額が真実のものであることを主張立証する、又は実額主張に係る必要経費が課税庁の把握した収入金額に対応するものであることを主張立証する必要があるとする裁判例

名古屋地裁平成 4 年 4 月 27 日判決（行集 43 卷 4 号 671 頁）は、「必要経費のみを推計したといっても、それが収入金額に類似同業者の平均経費率を乗じるというように収入金額を前提とする方法で推計されたものであって、当該収入金額が反面調査により一応把握されたもので捕捉漏れがあると認められるような場合には、「少なくとも当該金額以上の収入があり、仮に右の把握できた限りの金額を収入金額とすれば、必要経費は推計した結果の金額となる」と主張されているにすぎず、当該収入金額は当該推計に係る必要経費と一体のものとして主張されているのであるから、原告が右必要経費の

(62) 佐藤・前掲注(54)71-72 頁。

みを漏れなく実額で立証することにより当然に推計を破れるものといふことはできない。すなわち、もともと右のような推計課税は、収入金額に算入すべき金額に捕捉漏れがあるために当該収入金額が真実の収入金額より少ないとしても、当該収入金額を用いてこれに対応する必要経費を推計する（すなわち、真実の必要経費より少ない必要経費を推計する）ことにより、結果として真実に近い所得金額を算定しようとするものであって、そのように一体として主張されている収入金額及び必要経費のうち必要経費のみを原告が実額で漏れなく立証すると、収入金額に算入すべき金額に捕捉漏れがある場合には、所得金額が真実のそれに比し過少に認定されることになるのであるから、たとえ推計に係る必要経費よりも多額の必要経費の実額が立証されたとしても、その結果算定される所得金額が推計に係る経費を用いて算定した所得金額よりも真実の所得金額に近いと当然に認めることはできない。そうであるとする、実額反証によって本件各処分に係る必要経費の推計を破るためには、本件各処分に係る収入金額が真実のもの（すなわち、収入金額の全額）であることを立証するか、あるいは、実額主張に係る必要経費が本件各処分に係る収入金額に対応するものであることを立証することが必要というべきである」と判示した。

C 収入金額及び必要経費の双方につき主張立証する必要があるとする裁判例

京都地裁平成 6 年 4 月 25 日判決（税資 201 号 142 頁）は、「申告納税制度の下において、本来、正しい申告をすべき義務のある原告が、右義務に違反して帳簿書類等の提示を拒否したことにより、被告課税庁をして推計課税を余儀なくさせた以上、原告が所得の実額を主張して課税庁のした推計の合理性を否定するには、その主張する収入金額がすべての取引先からのすべての取引についての捕捉もれのない総収入金額であり、かつ、その収入と対応する必要経費が

実際に支出され、当該事業と関連性を有することを合理的な疑いを容れない程度にまで完全に主張、立証しなければならないものと解するのが相当である」と判示した。この判断は、納税者が「実額反証」するのであれば、①その主張する収入金額がすべての取引先からのすべての取引についての補足漏れのない総収入金額であること、②その収入と対応する必要経費が実際に支出されたこと、③直接費用については、収入金額との個別対応の事実、間接費用については、期間対応の事実という 3 要件を合理的疑いを容れない程度まで完全に立証する必要があるとするいわゆる三位一体説と呼ばれる考え方であり、近時の多数の裁判例において採用されているものである⁽⁶³⁾。

(ii) 三位一体説について

三位一体説の根拠としては、上記(i)A及びBの場合、収入金額又は必要経費に補捉漏れの可能性があったり、収入金額と必要経費の対応関係を欠いたりしており、真実の所得金額が明らかとはならないというものである⁽⁶⁴⁾。

上記(i)Aで述べたとおり、三位一体説は、実額課税の場合と対比すると不均衡であるとする見解もあり得る。

しかしながら、所得税法 37 条 1 項は、必要経費について、①収入金額に係る売上原価その他収入金額を得るため直接に要した費用の額及び②その年における販売費、一般管理費その他所得を生ずべき業務について生じた費用の額とする旨定めているところ、推計課税においては、このような必要経費と収入金額との関係性を踏まえて、課税庁が取引関係者に対する反面調査などにより把握した収入金額を基礎として、必要経費の額を推計しているものであり、課税庁の主張する必要経費の額は、反面調査などにより把握できた限りの収入金額を前提として推計したものであることからすれば、推計課税における収入金額と

(63) 泉ほか・前掲注(29)235 頁。

(64) 今村ほか・前掲注(48)215-217 頁。

必要経費とは「相互に関連する一体のものというべきである」⁽⁶⁵⁾。したがって、これを実額課税の場合と対比すべき理由はないと思われる。

また、例えば、納税者が正規の簿記に基づき帳簿書類を作成・保存しており、その基となる原始資料も保存していた場合、収入金額と必要経費のいずれも実額で立証することは容易であると思われる。このような状況において、必要経費のみの立証で足りるとした場合、納税者は、課税庁の推計により算出した収入金額が、帳簿書類等に基づく実額による収入金額よりも、少なければ必要経費のみを実額で主張立証し、多ければ収入金額と必要経費の双方を実額で主張立証するという行動をとることができる。

「実額反証」において、「合理的な疑いを容れない程度」の立証を必要とする趣旨が、課税庁が納税者の実額主張に対し反証することが時期的に困難であり、そのことにより、申告納税義務を履行せず、調査協力もしない不誠実な納税者が不当に税を免れることは、誠実な納税者と比較し、税負担の公平を欠くこととなり、到底許されるものではないことからすれば、このような納税者の行動は、「合理的な疑いを容れない程度」の立証を求める「実額反証」の趣旨に反するものである。

したがって、「実額反証」の範囲については、①その主張する収入金額がすべての取引先からのすべての取引についての補足漏れのない総収入金額であること、②その収入と対応する必要経費が実際に支出されたこと、③直接費用については、収入金額との個別対応の事実、間接費用については、期間対応の事実を主張立証する必要があるという三位一体説の考え方が妥当であると思われる。

ホ 実額反証の時期

通則法 116 条 1 項は、課税処分取消訴訟において、その訴えを提起した者が必要経費又は損金の額の存在その他これに類する自己に有利

(65) 今村ほか・前掲注(48)216頁。

な事実につき課税処分的基础とされた事実と異なる旨を主張しようとするときは、自己の責めに帰することができない理由による場合を除き、被告である国がその事実を主張した後遅滞なくその異なる事実を具体的に主張し、併せてその事実を証明すべき証拠の申出をしなければならない旨規定し、同条 2 項は、訴えを提起した者が前項の規定に違反して行った主張又は証拠の申出は、民事訴訟法 157 条 1 項（時機に後れた攻撃防御方法の却下）の規定の適用に関しては、同項に規定する時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法とみなす旨規定している。

そのため、通則法 116 条 1 項の規定に違反して行った主張又は証拠の申出は、故意又は重大な過失により時機に後れて提出した攻撃防御の方法とみなされ、裁判所は、申立てにより又は職権をもって、その主張又は申出を却下することができることとなる。

「実額反証」は、訴訟を著しく遅延させるものではないから、時機に後れた攻撃防御方法であるとは解されないが⁽⁶⁶⁾、課税庁の推計課税に係る立証がほぼ終了してから行われた「実額反証」が通則法 116 条の規定により許されないとされた裁判例⁽⁶⁷⁾や、納税者は、第一審の早い時期において容易に実額の主張立証をすることができたと認められるとして、控訴審において同条の規定を適用した裁判例⁽⁶⁸⁾がある。

2 推計課税の本質についての各説

推計課税の本質についての考え方には、一般的に、事実上推定説と補充的代替手段説との二つの説がある。以下において、各説の概要及び各説の立場からの「推計の必要性」、「推計の合理性」及び「実額反証」についての考え方を整理・検討する。

(66) 福井地判平 2 年 11 月 30 日税資 181 号 741 頁。

(67) 青森地判昭 61 年 10 月 14 日訟月 33 卷 7 号 1993 頁。

(68) 名古屋高判平 2 年 3 月 16 日税資 175 号 1224 頁。

(1) 事実上推定説

イ 事実上推定説の概要

事実上推定説とは、推計課税について、間接的な資料と経験則を用いて真実の所得金額を事実上の推定により認定する方法とする見解であり⁽⁶⁹⁾、従来の支配的な考え方とされている⁽⁷⁰⁾。

ロ 事実上推定説の裁判例

事実上推定説に基づいて判断したと解される裁判例として主なものは、次のとおりである。

大阪高裁昭和 62 年判決は、「実額課税、推計課税といつても、それぞれ独立した二つの課税方法があるわけではなく、両者の違いは、原処分時に客観的に存在した納税者の所得額・・・を把握するための方法が、前者は伝票類や帳簿書類などの直接資料によるのに対し、後者はそれ以外の間接的な資料によるという点にあるにすぎず、いずれにせよ、最終的に問題となるのは、真実の所得額がいくらであるかということである」と判示した。

また、東京地裁平成 3 年 12 月 19 日判決（行集 42 卷 11～12 号 1968 頁）は、「現行所得税法上、実額課税の場合と推計課税の場合とで事業所得に対する課税について異なった内容の課税標準が設けられているわけではなく、両者の課税方法の別は、総収入金額から必要経費を控除した金額（所得税法 27 条）として規定されている課税標準の計算が、一方が帳簿書類等の直接資料によって行われるのに対し他方が同業者比率等の間接的な資料によって行われるという、その所得の認識の方法の別をいうにすぎないものである」と判示した。

(69) 泉ほか・前掲注(29)216 頁、酒井・前掲注(13)62 頁。

(70) 泉ほか・前掲注(29)216 頁。

ハ 事実上推定説の立場からの推計の必要性、推計の合理性及び実額反証についての考え方

(イ) 推計の必要性

一般的に、民事訴訟における事実認定について、間接資料による認定の場合、直接資料による認定の場合と異なる要件を必要としないことに照らすと、間接資料と経験則を用いて真実の所得金額を事実上の推定により認定するという事実上推定説においては、「推計の必要性」が推計課税の効力要件とはならないという結論に至るのが論理的であるとされる⁽⁷¹⁾。

事実上推定説の立場から、「推計の必要性」を欠いても推計課税が適法であると判断した裁判例としては、大阪地裁平成 2 年判決がある。同判決は、「推計とは、課税標準あるいはそれを構成する要件事実（以下「課税標準等」という。）を、直接の証拠ではなく、間接事実からの推認により認定する方法であるが、それは事実認定の一方法であって、いわゆる推計課税というのも、いわゆる実額課税と別個の課税処分ではなく、課税標準等が右のような推認で認定されたものを呼ぶにすぎないと解される」として、推計課税を事実上の推定により課税標準等を認定する方法であるとした上で、「課税処分の時点では、直接証拠で（実額で）課税標準等を認定することが不可能ではなかったとしても、課税標準等が訴訟に提出された証拠により認められる以上、それは課税処分取消の理由となるものではないと解される」と判示して、事実上推定説の立場から「推計の必要性」が推計課税の効力要件とはならないと判断したと思われる。

ただし、上記 1（1）イ(イ)で述べたとおり、裁判例のほとんどが、判決理由において「推計の合理性」を判断する前に「推計の必要性」の有無を判断しており、これらの中には、事実上推定説に立っている

(71) 今村ほか・前掲注(48)179頁。

と解されるものの、「推計の必要性」が推計課税の効力要件であるか否かを明確にせず、「推計の必要性」を判断しているものもある⁽⁷²⁾。

(ロ) 推計の合理性

事実上推定説が、間接資料と経験則を用いて真実の所得金額を事実上の推定により認定するというものであることからすると、推計は一応の合理性が認められれば足り、納税者において他の推計方法による方が実額により近似することを立証しない限りは、課税庁の推計方法の合理性を肯定できると解される⁽⁷³⁾。

事実上推定説の立場から「推計の合理性」について判断した裁判例としては、大阪地裁平成 2 年判決がある。同判決は、「一般に、被告（課税庁）の主張する推計方法に一応の合理性が認められる場合には、特段の反証がされない限り、右の推計方法によって算出される課税標準等の額が真実の課税標準等の額に合致するものと事実上の推定をすることができる」とした上で、「他に採り得る推計方法があること及び他の推計方法によった場合の方がより真実の課税標準等の額に近似すること、すなわち、他の推計方法のほうがより合理的な推計方法であることが立証された場合には、この反証によって右事実上の推定は破られることとなる。そして、証拠上、課税標準等を算出するいくつかの推計方法があることが認められる場合には、最も合理的であると認められる推計方法によって算出される課税標準等が、真実の課税標準等に合致するものと推認することになる」と判示した。

(ハ) 実額反証

事実上推定説によれば、「推計課税」「実額課税」といっても別個独立の課税方式があるわけではなく、所得の認定方法の差にすぎないとしているので、推計課税がされた場合には実額の主張は有効な反論に

(72) 東京地判決平 3 年 12 月 19 日行集 42 卷 11~12 号 1968 頁。

(73) 今村ほか・前掲注(48)188 頁。

なり得ないとはいえない」⁽⁷⁴⁾。そして、課税訴訟において最終的に問題となるのは、真実の所得金額がいくらであるかということからすると、納税者が直接資料に基づき所得を実額で主張する場合、それが真実の所得金額に合致すると認められる限りは許さざるを得ないと解される⁽⁷⁵⁾。

事実上推定説の立場から「実額反証」について判断した裁判例としては、大阪高裁昭和 62 年判決がある。同判決は、「実額課税、推計課税といつても、それぞれ独立した二つの課税方法があるわけではなく、両者の違いは、原処分時に客観的に存在した納税者の所得額（以下「真実の所得額」という。）を把握するための方法が、前者は伝票類や帳簿書類などの直接資料によるのに対し、後者はそれ以外の間接的な資料によるという点にあるにすぎ」ないとして、事実上推定説の考え方を採用した上で、「いずれにせよ、最終的に問題となるのは、真実の所得額がいくらであるかということであるから、納税者の実額の主張は、それが真実の所得額に合致すると認められる限りは許さざるを得ないと解するのが相当である」と判示した。

(2) 補充的代替手段説

イ 補充的代替手段説の概要

補充的代替手段説とは、推計課税について、課税標準を実額で把握することが困難な場合、税負担公平の観点から、実額課税の代替的手段として、合理的な推計の方法で課税標準を算定することを課税庁に許容した実体法上の制度であると解した上で、真実の所得金額を事実上の推定によって認定するものではないから、その推計の結果は、真実の所得金額と合致している必要はなく、実額近似値で足りるとする見解である⁽⁷⁶⁾。

ただし、このような補充的代替手段説の考え方に対し、「この考え方を

(74) 泉ほか・前掲注(29)230-231 頁。

(75) 今村ほか・前掲注(48)204-205 頁。

(76) 今村ほか・前掲注(48)169-170 頁。

突き詰めると、課税庁は課税標準等の設定について裁量権を有し、裁量権の濫用にわたらない限り・・・、一定の範囲内で課税標準等を自由に設定できることになる」として、「これは、租税法律主義の観点から疑問といわざるを得ない」とする見解がある⁽⁷⁷⁾。また、確認規定と解されている「所得税法 156 条や法人税法 131 条の規定をこのような創設の規定と読むことができるか」、さらには、推計課税について規定のない消費税の場合にも補充的代替手段説が妥当するといえるのかという指摘もある⁽⁷⁸⁾。

ロ 補充的代替手段説の裁判例

補充的代替手段説の先駆的な判決といわれているものが、京都地裁平成 6 年 5 月 23 日判決（行集 45 巻 5～6 号 1235 頁）（以下、「京都地裁平成 6 年判決」という。）とされる⁽⁷⁹⁾。同判決は、「推計課税（所得税法 156 条）は、課税標準を実額で把握することが困難な場合、税負担公平の観点から、実額課税の代替的手段として、合理的な推計の方法で課税標準を算定することを課税庁に許容した実体法上の制度と解するのが相当である。そうすると、推計課税は、実体法上、実額課税とは別に課税庁に所得の算定を許す行為規範を認めたものであって、真実の所得を事実上の推定によって認定するものではないから、その推計の結果は、真実の所得と合致している必要はなく、実額近似値で足りる。だから、推計方法の合理性も、真実の所得を算定しうる最も合理的なものである必要はなく、実額近似値を求めうる程度の一応の合理性で足りると解すべきである。」と判示した。

また、大阪高裁平成 8 年 10 月 30 日判決（訟月 44 巻 3 号 128 頁）（以下、「大阪高裁平成 8 年判決」という。）は、「所得税法 156 条や法人税法 131 条は、推計の必要性、合理性を要件として、所得金額の認定につい

(77) 泉ほか・前掲注(29)223-224 頁。

(78) 今村隆・『課税訴訟における要件事実論(改訂版)』31 頁(日本租税研究協会、2013)。

(79) 今村隆・「推計課税の本質と推計方法の合理性の程度」税理 39 巻 2 号 25 頁(1996)。

て表見証明ないし類型的推認類似の方法により課税することを許したものである。それは、単に訴訟法上の事実上の推定にとどまるものではなく、課税庁である税務署長に対し、推計による課税処分を許す実体法上の行為規範である。したがって、推計課税によって得られる所得近似値をもって課税することを認めたものといえる。」として、補充的代替手段説の考え方を採用し、「このような考え方に立つならば、推計の合理性は真実の所得金額を推認する方法の合理性ではない。それは限られた資料や時間的制約、課税庁の調査能力、納税義務者間の公平等を考慮して、採用された推計方法がその納税義務者の所得を認定する方法として社会通念上合理的と認められる場合をいうのである。そうであるなら他に、より真実の所得金額に接近できる推計方法があるからといって、直ちに課税庁が採用した推計方法の合理性が否定されるわけではない。課税庁はその裁量により各種の合理性のある推計方法につきいずれを採用すべきかを当該事件に照らし、選択できる」と判示した。

ハ 補充的代替手段説の立場からの推計の必要性、推計の合理性及び実額反証について

(イ) 推計の必要性

補充的代替手段説が、実額課税を本則であるとする考えを前提とするものであることからすると、「推計の必要性」は、推計課税の効力要件になると解される⁽⁸⁰⁾。

補充的代替手段説の立場から、「推計の必要性」を推計課税の効力要件であると判断した裁判例としては、大阪高裁平成 8 年判決がある。同判決は、「課税処分における立証の対象は本来、真実の所得金額である。しかし、所得税法 156 条や法人税法 131 条は、推計の必要性、合理性を要件として、所得金額の認定について表見証明ないし類型的推認類似の方法により課税することを許したものである。それは、単に

(80) 今村ほか・前掲注(48)180頁。

訴訟法上の事実上の推定にとどまるものではなく、課税庁である税務署長に対し、推計による課税処分を許す実体法上の行為規範である」と判示した。

(㉓) 推計の合理性

補充的代替手段説の考え方によれば、課税庁の採用した推計方法に実額課税の代替手段にふさわしい一応の合理性が認められれば、推計課税は適法要件を満たすことになり、その推計方法よりも合理的な推計方法があっても、推計課税の適法性は左右されないから、他により合理的な推計方法があるとの主張は、推計課税の適法性を否定できる主張とはならず、主張自体失当であると考えられることになると解される⁽⁸¹⁾。

補充的代替手段説の立場から「推計の合理性」について判断した裁判例としては、京都地裁平成 6 年判決がある。同判決は、「推計課税は、実体法上、実額課税とは別に課税庁に所得の算定を許す行為規範を認めたものであって、真実の所得を事実上の推定によって認定するものではないから、その推計の結果は、真実の所得と合致している必要はなく、実額近似値で足りる。だから、推計方法の合理性も、真実の所得を算定しうる最も合理的なものである必要はなく、実額近似値を求めうる程度の一応の合理性で足りると解すべきである」とした上で、「他により合理的な推計方法があっても、課税庁の採用した推計方法に実額課税の代替手段にふさわしい一応の合理性が認められれば、推計課税は適法というべきである。それとの推計方法の優劣を争う主張は、主張自体失当である」と判示した⁽⁸²⁾。

(㉔) 実額反証

補充的代替手段説は、実額課税の代替的手段として、合理的な推計の方法で課税標準を算定することを課税庁に許容しているものの、課

(81) 今村ほか・前掲注(48)189頁。

(82) 大阪高判平 8 年 10 月 30 日訟月 44 卷 3 号 128 頁も同旨の判断をしたと解される。

税標準は、飽くまでも真実の所得金額であるとの前提に立っていることから、「実額反証」は認められることとなる。ただし、推計課税は、実額課税に代わる、それ自体一つの課税方式なのであるから、収入・経費等とその対応を示した完全な「実額反証」によつてのみ、課税庁の推計の結果を覆すことができると解される⁽⁸³⁾。

補充的代替手段説の立場から、「実額反証」について判断した裁判例としては、釧路地裁平成 6 年 6 月 28 日判決（行集 45 卷 5～6 号 1407 頁）がある。同判決は、「推計課税は、税負担の公平の見地から実額課税に代替する手段として認められたものであり、その性質上実額そのものではなくその近似的なものを把握すれば足りるものであるところ、現実の所得が明らかになれば実額によつて課税するとの原則に戻り、推計による課税処分は取り消されることになる」と解すべきであるが、その場合の所得金額の主張立証責任は、納税者の側にあると解すべきである。したがって、本件においては、原告がその主張する収入金額が収入のすべてであること及びその主張する必要経費がその年に発生確定し、事業との関連性を有することを立証しなければならないというべきである」と判示した。

第 4 節 資産負債増減法に係る推計の合理性の判断の在り方

本研究は、課税庁の把握した納税者の資産が国外にあり、調査非協力等によりその増加の原因や実態を解明することが困難な場合、推計課税で対応し得るのかを考察するものである。この場合、考えられる推計方法の一つとして、納税者の財産若しくは債務の増減の状況に基づいて所得金額を算出する資産負債増減法がある。そこで、本節において、資産負債増減法の本質及び同推計方法に係る「推計の合理性」（①推計方法の合理性、②資料の合理性・正確性、③納

(83) 小野・前掲注(59)251-252 頁。

税者への適用の合理性)の判断の在り方について整理・検討する。

1 資産負債増減法の本質及び合理性(推計方法の合理性)

資産負債増減法とは、納税者の財産若しくは債務の増減の状況に基づいて所得を推計する方法である。具体的には、納税者のある年分における期末資産額と期首資産額との差額(資産の増加額)から期末負債額と期首負債額との差額(負債の増加額)を控除して得られた金額(純資産の増加額)に、調整項目加算額として、生活費及び家事関連費並びに支払税額及び支払保険料等の所得の処分に相当する事由に係る金額を加え、調整項目減算額として、預金利息等の推計により算出する所得以外の所得に係る金額、及び非課税所得に相当する金額を控除して、当該年分における納税者の所得金額を算出するという推計方法である⁽⁸⁴⁾。

所得税法 156 条は、「税務署長は、・・・その者の財産若しくは債務の増減の状況・・・によりその者の各年分の各種所得の金額・・・」を推計することができる旨規定しており、資産負債増減法を推計方法の一つとして例示している。また、最高裁判決において、資産負債増減法による推計の合理性が認められており⁽⁸⁵⁾、資産負債増減法は、推計方法として合理性のあるものということが確立されている。

ところで、所得金額の算出方法は、所得税法 23 条から 35 条において所得類型ごとに規定されているところ、事業所得を例にすると、所得税法 27 条 2 項は、「事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。」と定めている。このような規定振りから、所得税法における所得金額の算出方法は、「損益計算法を本則として」とみてよいであろう⁽⁸⁶⁾とされている。もっとも、最高裁昭和 43 年 9 月 17 日第 3 小法廷判決(訟月 15 卷 6 号 714 頁)は、「旧所得税法 9 条 4 号(引用者注:

(84) 東京地判平 3 年 3 月 27 日判時 1392 号 51 頁。

(85) 最 3 小判昭 42 年 9 月 19 日訟月 13 卷 11 号 1424 頁。

(86) 佐藤文哉「判解」最高裁判所判例解説刑事篇昭和 54 年度 321 頁(1979)。

所得税法 27 条 2 項のことは、所得税の課税標準となるべき所得額が事業所得についてはどのような数額であるべきかについて定めた規定にすぎず、もとより同号によつて定まる所得額がどれほどあるかについて実額調査によりがたい場合に、これを推計の方法をもつて算定することを禁ずる趣旨を含むものではない。」と判示しており、所得税法は、損益計算法以外の所得金額の算出方法を禁じていないと解される。

また、貸借対照表に基づいて利益の額を算出する方法は、「一定期間内の具体的な財貨変動に基づき、利益を財貨的側面から把握する方法」⁽⁸⁷⁾と解されるところ、貸借対照表が、正規の簿記の原則に基づき、損益計算書とともに一体として作成されるものであることからすれば、貸借対照表から算出された利益の額は、損益計算書から算出された利益の額と「原理的・機構的同一性をもち、両者の計算によつて算出された各利益は異質のものではない」⁽⁸⁸⁾と解される。このように、貸借対照表から算出された利益の額が、損益計算法から算出された利益の額と同質のものであることからすれば、資産負債増減法により事業所得の金額を推計する場合、貸借対照表の各勘定科目の金額、調整項目加算額及び調整項目減算額が適正に算出されていれば、これを損益計算法から算出された所得金額と異なる性質のものであるとする理由はないであろう。

したがって、資産負債増減法は、「売上金額、仕入金額、必要経費の額等、事業所得の金額の算出において通常その基礎とされる項目を離れて事業所得の金額を算出する点において、やや観念的となるきらいがあるものの」⁽⁸⁹⁾、合理的な所得金額の推計方法であるといえる⁽⁹⁰⁾。

(87) 小島武彦「直税法違反事件の研究」司法研究報告書第 24 輯第 2 号 164 頁 (1970)。

(88) 小島・前掲注(87)164 頁。

(89) 東京地判平 3 年 3 月 27 日判時 1392 号 51 頁。

(90) 大阪高判昭 62 年 9 月 30 日判タ 653 号 249 頁。同判決は、資産負債増減法について、「このような方法で算定された純資産増加額に相当する所得は、その年度に発生しているのが通例であるという経験則を基礎としているものであり、しかもこの経験則は合理的な根拠をもっているものと考えられ、期間中の取引の内容が不明確であつても、期首及び期末の資産、負債の額が判明し、純資産増加額が立証されさえすれば、

2 資産負債増減法と他の推計方法との優劣関係

(1) 劣後説と同等説

上記 1 で述べたとおり、資産負債増減法は、推計方法として合理的な所得金額の算出方法であるところ、訴訟において、資産負債増減法と他の推計方法との間の優劣関係が問題となることがある。すなわち、①資産負債増減法が他の推計方法である比率法に劣るとする考え方（以下、「劣後説」という。）と②資産負債増減法と他の推計方法との間に優劣はないとする考え方（以下、「同等説」という。）である。

劣後説の立場の裁判例としては、名古屋地裁昭和 61 年 11 月 17 日判決（税資 154 号 529 頁）がある。同判決は、「資産増減法（引用者注：資産負債増減法のこと）は、一般的に、その基礎となる各数値が正確に把握され得るのであれば、相当、確度の高い推計方法といえるが、現実には、被告課税庁において、右推計の基礎となる各数値、例えば、原告の預金高や消費支出額を的確に把握することは困難であるのが通例であることからすれば、被告の採用した同業者比率による推計方法に比較して、より合理的な推計方法であるとはいえない」と判示した⁽⁹¹⁾。

また、劣後説を支持する見解として、「実額課税により近い推計課税のできるような推計の方法が選択されるべきであり、そのためには直接資料により近い間接資料が採用されるべき」であるとされ⁽⁹²⁾、資産負債増減法は、「所得額算定の直接資料が全然存しないか、また一部存していても、その一部の直接資料ではどうにもならず、結果的には全然存しないと同一ような場合にのみ初めて認められる方法であり、したがって直接資料が一部で

右の合理的経験則が働き、これに相当する所得があつたと推認されることになるわけであり、間接事実から端的に所得を推計する一つの方法として承認されたものであつて、他により合理的な推計方法の存することが認められない限り、妥当なものとしてその合理性を承認すべきである」と判示した。

(91) 東京地判平 3 年 3 月 27 日判時 1392 号 51 頁。同判決は、資産負債増減法について「比率法により得ない場合の推計方法としては合理性を有するものといえることができる」と判示した。

(92) 吉良実「推計課税の理論」税法学 382 号 14 頁（1982）。

も存し、その一部の直接資料を基礎に所得額の推計ができるような場合には、差しひかえるべき推計方法であるといえる。つまり他に合理的な推計方法が存しない場合にのみ始めて是認される推計方法であると解すべきである。」⁽⁹³⁾というものがある。

これに対し、同等説の立場の裁判例としては、さいたま地裁平成 24 年 11 月 7 日判決（税資 262 号順号 12090）がある。同判決は、「同業者比率法と資産負債増減法との間に推計方法として優劣があるとは認められず、課税庁としては、事案に即して適切な推計方法を採用することができるというべきである」と判示した。また、東京地裁平成 5 年 10 月 20 日判決（判時 1507 号 97 頁）は、「所得税法 27 条 2 項の規定は、同法上の事業所得の定義を定めたものにすぎず、右規定をもって、法が、所得の推計方法として損益法を資産増減法より優位に置く趣旨を含むものとみることはできないし、同法上、他に、資産増減法と他の推計方法との間における合理性に優劣があることを定めたような規定は存しない。また、課税庁が納税者の資産及び負債を正確に把握しているかどうかは、具体的事案において資産増減法による推計を行う際の基礎資料の正確性の問題として検討すべきことであって、一般に納税者の資産及び負債を把握することが必ずしも容易なことではないとしても、それによって、比率法等、他の推計方法による推計の結果が、資産及び負債を正確に把握してなされた資産増減法による所得の推計の結果よりも、実額に近似する蓋然性において、常に優越するということはできない。そうであるとすれば、資産増減法が比率法等の他の推計方法により得ない場合にのみ選択が許される推計方法であると解すべき合理的根拠は何ら存しない」と判示した。

(2) 資産負債増減法が他の推計方法よりも劣るとされる根拠について

上記 1 で述べたとおり、損益計算法が所得税法における所得算出方法の本則であるとしても、資産負債増減法から算出された所得金額について、

(93) 吉良・前掲注(8)86頁。

損益計算法から算出された所得金額と性質を異にするものと解すべき理由はないことからすれば、所得金額の算出に当たり資産負債増減法のほかに比率法などの他の推計方法があったとしても、そのことのみでは、資産負債増減法による推計方法が他の推計方法に劣後する根拠とはならないと思われる。また、刑事裁判において実際に用いられている推計方法は、資産負債増減法がほとんどであるとされる⁽⁹⁴⁾ところ、その理由について、資産負債増減法は、貸借対照表のすべての勘定科目が全体実額であれば所得の全体実額を認定しうる点において、その余の推計方法とは際立った特色を持っているとされ、刑事訴訟法上は、損益計算法と並ぶところの遁脱所得の全体実額を認定しうる方法であって、推計方法ではないとみることのできるのではないかとと思われる⁽⁹⁴⁾。そして、資産負債増減法は、納税者の個別的事情の考慮という点においては平均値課税的な比率法などの他の推計方法よりもむしろ優れていることからすれば⁽⁹⁵⁾、かえって、資産負債増減法の方が他の推計方法よりも優れている場合もあると考えられる。それにもかかわらず、資産負債増減法が他の推計方法よりも劣るとする見解があるのは、次に述べるとおり、資産負債増減法と他の推計方法との間には、①推計の基礎となる資料の捕捉の程度に係る差異及び②納税者（調査対象者）と抽出対象者（同業者等）との類似性に係る差異に原因があると考えられる。

推計課税は、推計の基礎となる間接資料に基づいて所得金額を算出するものであるところ、「複数の間接資料が存在する場合には、最もよく所得を反映すると見られる資料を用いて推計しなければならない」とされる⁽⁹⁶⁾。

(94) 佐藤・前掲注(86)323頁。

(95) 中里実「会計記録が不備な場合における課税所得の間接的認定方法—税制調査会の「申告納税制度見直し論」をめぐって—」ジュリスト 799号 98頁（1983）。同著において、「従来、わが国においては、比率法・効率法という、納税者の個別的事情の考慮という点においてはむしろ純資産法（引用者注：資産負債増減法のこと）に劣るとされる定型的推計方法が主流を占めてきた。この点、個別的推計方法である純資産法の使用も考慮する余地があるのではなかろうか。」と述べられている。

(96) 金子・前掲注(20)986頁。

このような推計課税において用いられる間接資料についての考え方によれば、例えば、課税庁が、同業者率による比率法を用いて納税者の事業所得の金額を推計する場合、当該納税者の収入金額又は仕入金額といった推計の基礎とされる金額を算出するための資料が確実に捕捉されている必要があるだろう。そのため、課税庁は、できる限り捕捉漏れの生じないように、仕入先が特定されている業態である小売業者などであれば仕入金額に係る資料を、他方、売上先が特定されている業態である建築請負業者などであれば収入金額に係る資料を、当該納税者に対する調査や取引関係者に対する反面調査などにより収集することとなる。

これに対し、資産負債増減法により納税者の所得金額を推計する場合、課税庁は、推計の基礎として、納税者に対する調査や取引関係者に対する反面調査などで収集した資料に基づき、期首及び期末における納税者の預貯金や借入金などの資産及び負債の各勘定科目等の金額を算出することとなる。この場合、例えば、預貯金の金額であれば、膨大な数の金融機関があるため、課税庁が当該預貯金に係る資料を捕捉漏れなく収集することは困難であり、資産負債増減法による推計の基礎とされる金額（資産及び負債の各勘定科目等の金額）に係る資料は、比率法による推計の基礎とされる金額に係る資料と比較し、一般的に捕捉の程度で劣っているといえるだろう。

また、同業者率による比率法を用いて納税者の事業所得の金額を推計する場合、同業者の数値を用いて推計することから、いかなる同業者を抽出するかが重要なウェイトを占めることとなる⁽⁹⁷⁾。そのため、同業者の抽出方法は、業種や業態の同一性、事業所の近接性、事業規模の近似性などといった当該納税者との類似性を確保できるよう緻密なものとなる。

これに対し、資産負債増減法の場合、同業者の抽出はないものの、課税庁は、総務省統計局発行の家計調査年報等に基づき調整項目加算額の一つ

(97) 時岡泰ほか「推計課税の合理性について」司法研究報告書第 30 輯第 1 号 9 頁。

である生活費を算出する。課税庁は、生活費を算出するに当たり、納税者の家族構成や居住地域の勘案をするものの、算出された生活費の額は、標準的なものであり同業者の抽出と比べると緻密さを欠いている。このような資産負債増減法における生活費の算出方法は、比率法における同業者の抽出方法と比較し、一般的に納税者との類似性が劣っているといえるだろう⁽⁹⁸⁾。

以上のとおり、資産負債増減法が他の推計方法よりも劣るとされる根拠は、資料捕捉の程度の差異及び納税者（調査対象者）と抽出対象者（同業者等）との類似性の差異に原因があると考えられ、納税者の財産若しくは債務の増減の状況に基づいて所得を推計するという資産負債増減法の推計方法自体が、他の推計方法と比較し所得金額算出方法として劣っているというものではないと思われる。

(3) 事実上推定説及び補充的代替手段説のそれぞれの立場からの推計方法の優劣に係る各説についての検討

上記第 3 節 2 で述べたとおり、推計課税の本質についての考え方には、事実上推定説と補充的代替手段説との二つの説があるところ、事実上推定説及び補充的代替手段説のそれぞれの立場から推計方法の優劣に係る各説について検討する。

イ 劣後説（資産負債増減法が比率法に劣るとする見解）について

劣後説によれば、資産負債増減法は比率法等の他の推計方法により得ない場合にのみ選択が許されることとなる。そのため、資産負債増減法による推計と比率法による推計のいずれも一応の合理性が認められる場合、推計方法として資産負債増減法よりも優れているとされる比率法が選択されることとなる。

(98) 名古屋地判昭 61 年 11 月 17 日税資 154 号 529 頁。同判決は、資産負債増減法について、「原告の預金高や消費支出額を的確に把握することは困難であるのが通例であることからすれば、被告の採用した同業者比率による推計方法に比較して、より合理的な推計方法であるとはいえない」と判示した。

実額課税と推計課税との違いは、所得金額を把握するための方法が、直接資料によるか、それ以外の間接資料によるかという所得の認識の方法の別にすぎないとする事実上推定説においては、一部でも直接資料が存在する場合、当該直接資料を基礎として所得金額を推計することが事実認定の在り方として一般的であるといえる。劣後説の考え方が、直接資料が一部でも存し、その一部の直接資料を基礎に所得額の推計ができるような場合には、それを基礎とする推計方法を採用すべきであるというものであるとすれば、かかる考え方は、事実上推定説と親和的なものといえるだろう。

これに対し、補充的代替手段説は、課税庁の採用した推計方法に実額課税の代替手段にふさわしい一応の合理性が認められれば、推計課税は適法要件を満たすことになり、その推計方法よりも合理的な推計方法があっても、推計課税の適法性は左右されないという考え方であり、劣後説の考え方とは論理的に整合し難いものであるといえるだろう。

ロ 同等説（資産負債増減法と他の推計方法との間に優劣はないとする見解）について

同等説の見解によれば、資産負債増減法と他の推計方法との間に優劣関係は存在しないこととなる。そのため、資産負債増減法による推計と比率法による推計のいずれも、一応の合理性が認められる場合、次に述べておおり、事実上推定説と補充的代替手段説のどちらの立場であるかにより結論を異にするケースがあると思われる。

(イ) 事実上推定説の場合

事実上推定説は、推計課税を間接資料と経験則を用いて真実の所得額を事実上の推定により認定するものであるとして、最終的に問題となるのは、真実の所得金額がいくらであるかということである。そのため、合理的とされる推計方法がいくつか存する場合においては、納税者の置かれた状況により考えられるもののうち、より合理的なもの、換言すればより真実の所得金額に合致する蓋然性の高いものが採用さ

れるべきであるということになる⁽⁹⁹⁾。例えば、課税庁の採用した資産負債増減法に一応の合理性が認められたとしても、納税者が同方法よりも所得金額が低くなるとして比率法(本人比率)の主張をした場合、課税庁の採用した推計方法と納税者の主張する推計方法のいずれがより合理的なものといえるかは、結局、いずれの方法によるのが納税者の所得の実額に近似するかよって決まることとなる。そして、課税庁が所得金額の立証責任を負うとされていることからすると、いずれの方法がより実額近似値であるかが不明に帰したときは、立証責任を負う課税庁の推計方法(資産負債増減法)は合理性の立証を欠くことになると解される⁽¹⁰⁰⁾。

(v) 補充的代替手段説の場合

補充的代替手段説の考え方によると、「他により合理的な推計方法があるとしても、課税庁の採用した推計方法に実額課税の代替手段にふさわしい一応の合理性が認められれば、推計課税は適法というべきである」とされる⁽¹⁰¹⁾。そのため、例えば、課税庁の採用した資産負債増減法に一応の合理性が認められた場合、納税者が同方法よりも所得金額が低くなるとして比率法(本人比率)の主張をしたとしても、納税者の推計方法の優劣を争う主張は、主張自体失当ということになる。

3 資料の合理性・正確性

(1) 課税庁による資産負債各勘定科目等の金額の算出方法

資産負債増減法は、期首における資産及び負債の額と期末における資産及び負債の額とを比較し、その差額を当該年分の純資産増加額とし、それを基礎として所得金額を算出するものである。そのため、期首及び期末の

(99) 東京地判昭 53 年 3 月 28 日税資 97 号 864 頁、大阪地判平 2 年 4 月 11 日判タ 730 号 90 頁。

(100) 佐藤・前掲注(54)78-79 頁。

(101) 京都地判平 6 年 5 月 23 日行集 45 巻 5～6 号 1235 頁。

財産状態に関する資料が十分に捕捉されていることが必要である。具体的には、期首の資産額と負債額及び期末の資産額と負債額とを正確に捕捉し、かつ預金利息等の推計により算出する所得以外の所得(非課税所得を含む。)に係る金額及び支出のうち必要経費にならない生活費の額、公租公課等の額を捕捉することが重要とされる⁽¹⁰²⁾。

資産負債増減法を用いた推計課税に係る裁判例などによれば、課税庁による期首及び期末における資産及び負債の各勘定科目の金額、調整項目加算額並びに調整項目減算額(以下、資産負債各勘定科目の金額、調整項目加算額及び調整項目減算額を併せて「資産負債各勘定科目等の金額」という。)の算出方法は、おおむね次のとおりである。

課税庁は、納税者の取引関係者に対する反面調査などにより、原則として、①期首及び期末における預貯金や借入金などの資産及び負債の各勘定科目の金額を客観的な資料に基づいて算出する⁽¹⁰³⁾。しかしながら、②現金のように、期首及び期末における残高を算出することが困難であり、また、その性質上余分に手元に置くものでなく期首及び期末における残高に大きな違いがないものについては、その変動を無視しても影響が少ないとして、期首及び期末における変動はないものとして取り扱う⁽¹⁰⁴⁾。さらに、③調整項目加算額である生活費についても実額で算出することが困難であることから、課税庁は、一般的に、納税者の家族構成や居住地域を勘案の上、総務省統計局発行の家計調査年報等に基づき生活費を算出する⁽¹⁰⁵⁾。

(2) 課税庁が主張する資産負債各勘定科目等の金額に対する納税者の主張について

これに対し、納税者は、訴訟において、おおむね次のとおり主張する。

上記(1)①の課税庁が客観的な資料に基づいて算出した資産及び負債

(102) 吉良・前掲注(8)223-224頁。

(103) 札幌地判平2年3月29日税資176号401頁。

(104) 静岡地判昭47年12月15日税資66号1241頁。

(105) さいたま地判平24年12月12日税資262号順号12114。

の各勘定科目の金額については、A 当該各金額を超えるもの（簿外資産又は簿外負債（以下、併せて「簿外資産等」という。))がある、又は B 当該各金額が過大計上（帰属主体の認定誤り）である。上記（1）②の現金等の期首及び期末における変動はないとしたものについては、C 期首及び期末において変動する事情がある。上記（1）③の総務省統計局発行の家計調査年報等に基づき算出した生活費については、D 納税者の生活費に比し過大である。

（3）資料の合理性・正確性に係る判断の在り方

裁判例や学説を踏まえ、上記（1）①ないし③の資産負債各勘定科目等の金額に係る課税庁の主張とそれに対する上記（2）A ないし D の納税者の主張について、資料の合理性・正確性（資産負債各勘定科目等の金額の合理性・正確性）の判断の在り方を検討すると次のとおりとなる。

イ 簿外資産等（課税庁の算出額を超える金額）の存否

簿外資産等（課税庁の算出額を超える金額）の存在についての判断の在り方は、次に述べるとおり、事実上推定説の立場と補充的代替手段説の立場とは異なると思われる。

（イ）事実上推定説の場合

資産負債増減法による所得の認定は、「各期首とその期末の純資産の増加額・・・を所得と認定する認定手法であり、各期首及び各期末の原告の純資産が完全に正確であることを前提にすると、それは、いわゆる推計というよりは、むしろ実額による所得の認定方法の一つであるともいい得るものである」ところ⁽¹⁰⁶⁾、課税庁が客観的な資料に基づいて算出した資産及び負債の各勘定科目の金額は、原則として実額である。そうすると、納税者が実額である資産負債各勘定科目の金額を超える金額の存在を主張する場合の立証に関する問題は、納税者が実額課税における課税庁主張額を超える経費の存在を主張する場合の立

(106) 京都地判平 13 年 3 月 21 日税資 250 号順号 8859。

証に関する考え方が参考になると思われる。

すなわち、実額課税における経費の立証責任は、一般的に、課税庁が負うとされていることから、まず、課税庁において具体的証拠に基づき一定額の経費の存在を立証することとなる。これが収入との対応上も通常一般的なもの認められる場合には、それを超える額の経費は存在しないものとの事実上の推定が働くこととなる。そして、経費に関する証拠との距離からいって、事実上の推定を覆すには、納税者において、それを超える経費の存在をある程度合理的に推測させるに足りる具体的立証が必要であるという考え方である⁽¹⁰⁷⁾。

この考え方に基づいて、納税者が課税庁の算出した資産負債各勘定科目の金額を超える金額（簿外資産等）の存在を主張する場合を考えると、資産負債増減法の合理性を基礎付ける事実である資産負債各勘定科目の金額の立証責任は課税庁にあるものの、課税庁の算出したこれら各勘定科目の金額に合理性があると認められる場合、納税者が当該金額を超える各勘定科目の金額（簿外資産等）の存在を主張するためには、当該各勘定科目に関する証拠との距離からいって、単なる主張では足りず、その存在をある程度合理的に推測させるに足りる具体的立証が必要ということになる。実額課税と推計課税の違いが、真実の所得額を把握するための方法が直接資料によるか間接資料によるかに過ぎないとする事実上推定説の立場からすれば、簿外資産等に係る資料の合理性・正確性の判断の在り方は、このように整理することができると思われる。

(ロ) 補充的代替手段説の場合

他方、補充的代替手段説の立場からすると、課税庁の採用した推計方法に実額課税の代替手段にふさわしい一応の合理性が認められれば、推計課税は適法要件を満たすことになり、これを覆すことができるの

(107) 佐藤・前掲注(54)78頁。

は完全な「実額反証」のみとされている。そして、上記第 3 節 1 (3) で述べたとおり、「実額反証」の立証の程度については、多くの裁判例において、納税者の主張する実額が真実の所得金額に合致することについて合理的疑いを容れない程度の完全な立証が必要であるとされており、実額の存在をある程度合理的に推測させるに足りる具体的事実を立証すれば足りるものではないとされている。資料の合理性・正確性の判断の在り方にも、このような補充的代替手段説における「実額反証」の考え方を及ぼすとすれば、課税庁の算出した資産負債各勘定科目の金額に一応の合理性があると認められる場合、納税者において簿外資産等の存在を主張するのであれば、合理的疑いを容れない程度の完全な立証が必要であると思われる。

(ハ) 簿外資産等（課税庁の算出額を超える金額）の存否に係る裁判例

簿外資産等の存否について判断した裁判例としては、大阪地裁平成 7 年 12 月 20 日判決（税資 214 号 945 頁）がある。同判決は、「甲 56 号証及び原告本人尋問の結果によれば、原告の妻 A は、昭和 49 年 3 月 23 日、B 信用金庫から同女の旧姓である〇〇名義の 500 万円の定期預金を担保にして 500 万円を借入れ、同年 4 月 2 日、右定期預金を解約してその返済をしたこと、他方原告は、同月 4 日、同信用金庫に 1000 万円の定期預金をしたことが認められる。そして、原告は、C 信用金庫から求められていた歩積預金にするため、昭和 49 年 3 月下旬ないし 4 月上旬頃、A から 500 万円を借り入れて、右定期預金として預け入れた 1000 万円の一部に充てたと主張し、原告本人はその旨供述する。更に、原告本人は、A から右 500 万円は第三者から借りて用立てたと聞かされていたので、同女が昭和 50 年 10 月に死亡した後現在に至るまで、500 万円（原告の供述によれば、それ以外にも同女から 500 万円を借りていたため、その分及び金利等も含めて合計 1100 万円。）を定期預金として預け入れたまま保管していると供述するところ、甲 56、103、104 号証は右供述を裏付けるに足るものと考えられる。従っ

て、以上のような点からすると、原告の前記供述は措信するに足るものといえるから、昭和 49 年期末以降の負債勘定には、A に対する 500 万円の借入金が生計として計上されるべきである。」と判断した。

納税者（原告）から証拠として提出された甲号証がどのようなものであるか不明であるものの、同判決が納税者（原告）の供述を措信するに足りるとして借入金（簿外資産等）の存在を認めたことからすれば、同判決は、借入金（簿外資産等）の存在について、ある程度合理的に推測させるに足りる具体的立証があったと判断したものと考えられる。

ロ 帰属主体の認定誤り（課税庁算出額の過大計上）の有無

納税者が、課税庁による帰属主体の認定誤り（課税庁算出額の過大計上）を主張する場合の立証に関する問題も、上記イと同じように、実額課税における所得の帰属主体を認定する場合の立証に関する問題と同じように解することができるだろう。すなわち、まず、課税庁において具体的証拠に基づき一定額の資産負債各勘定科目の存在を立証することが必要であり、当該証拠に基づき当該各勘定科目の存在を認定することができ、かつ、これを覆すに足りる証拠がない場合、資産負債増減法の合理性を基礎付ける事実である資産負債各勘定科目の金額に合理性があると認められることになるものの、納税者に帰属するか否か不明に帰したときは、立証責任を負う課税庁が不利益を被ることとなり、課税庁算出額が合理性を欠くことになると思われる。次に述べるとおり、裁判例においてもこのような解釈に基づいて判断していると認められる。

京都地裁平成 13 年 3 月 21 日判決（税資 250 号順号 8859）は、「被告（引用者注：課税庁のこと）が各期に原告に帰属すると主張するその余の右各仮名預金及び割引債は、結局、原告の簿外資金で形成されている可能性は否定できないが、被告の・・・立証活動に照らしても、原告に帰属するとの証明はないといわざるを得ない。このように、被告が原告に帰属すると主張する仮名預金や割引債の相当部分は、原告に帰属する

か又は甲個人に帰属するかは、結局は、不明であるといわざるを得ない」と判示して、課税庁の主張する資産負債各勘定科目の金額のうち、原告に帰属するか不明であるものは除く旨判断した。

なお、帰属主体の認定誤り（課税庁の算出額が過大計上）に係る判断は、上記イの簿外資産等の存否の場合のように、課税庁の算出額に一応の合理性が認められた上でそれを超える額の存否についての判断が行われるものではなく、課税庁の算出額に一応の合理性があるか否かを判断するものであるから、その判断の在り方は、事実上推定説と補充的代替手段説とで異なることはないと思われる。

ハ 期首期末における資産変動の有無（現金等）

資産負債増減法は、上記イ及びロのとおり、実額による所得の認定方法ともいい得る側面を持っている。

他方、「推計課税は、実額課税が客観的な所得額との一致の蓋然性を個別的・具体的に追求するものであるのに対し、一般的・抽象的な一致の蓋然性があることをもって足りるとするものであるから、推計の合理性を基礎づける事実も、一般的・抽象的にみて実額に近似した金額を算出するのに必要な限度で典型的にとらえるべきである」⁽¹⁰⁸⁾とされており、資産負債増減法は、このような一般的・抽象的な一致の蓋然性があることをもって足りるとする側面も併せ持つ推計方法であるといえる。

そして、資産負債各各勘定科目のうち、実額を算出することができる客観的な資料のない現金等については、納税者が手元に保管している現金が期首と期末において大した違いがないことが窺える程度の実事存在が認められれば、特段の反対事実が認められない限り、一般的・抽象的な一致の蓋然性があるとして、当該事実の立証があったものと解すべきであり、何らかの特殊事情により無視できないほどの現金の変動があったとする事情は、納税者において立証すべきであると解される。裁

(108) 佐藤・前掲注(54)68頁。

判例においても、次に述べるとおり、このような解釈に基づいて判断していると認められる。

静岡地裁昭和 47 年 12 月 15 日判決（税資 66 号 1241 頁）は、「現金はその性質上余分に手許え置くものでないから、期首、期末ともに大した違いがなく、したがって資産負債増減法によつて原告の所得を算出するためには、その変動を無視しても影響が少ない、という被告の主張は首肯することができる。原告は昭和 28 年期首には現金は 0、同年期末には 10,000,000 円、昭和 29 年期末には再び 0 であつたといひ、28 年期末の預金残高が同年期首及び翌年期末より著しく減少しているのは、そのとき手持現金が増大していたことを示しているという。しかし原告の右主張には納得できるだけの証拠がない。むしろ後に認定するところにしたがつて、預金、貸付金、借入金の変動をみると・・・、(図七)となる。これによつてみると、28 年中の資金需要増大をまかなうため預金が貸付に振り向けられて同年期末の貸付金が著増し、29 年には貸付金の回収が行なわれ借入金の返済や預金に振り向けられて貸付金、借入金の減少預金の増大となつた、と考えることができ、28 年期末の預金残高の少ないことも、その当然の帰結といえる。したがつて現金は計上しない。」と判示した。

二 生活費

上記ハで述べたとおり、資産負債増減法は、一般的・抽象な一致の蓋然性があることをもって足りるとする側面があるところ、生活費については、実額で算出することが困難であり、納税者の家族構成や居住地域を勘案の上、総務省統計局発行の家計調査年報等に基づき算出されるものであることからすると、納税者が標準的ないしそれ以上の生活を営んでいたことが窺える程度の事実の存在が認められれば、特段の反対事実が認められない限り、一般的・抽象的な一致の蓋然性があるとして、当該事実の立証があつたものと解すべきであり、何らかの特殊事情により標準的な生活を営むことができなかつたとする事情は、納税者において

立証すべきであると解される。裁判例においても、次に述べるとおり、このような解釈に基づいて判断していると認められる。

東京地裁平成 3 年 3 月 27 日判決（判時 1392 号 51 頁）は、「家計調査年報に基づく推計によって算出される係争各年の原告の生活費の具体的な金額は約 350 万円前後となると、右推計は、原告が、その居住する東京都区部において標準的な消費支出額により標準的な生活を営んでいたことを前提とするものであり、右の前提事実については被告がこれを立証すべきものであるが、右事実の性質上、被告においてこの点を立証し尽くすことには困難が伴う反面、原告がかかる事実の不存在を立証することは容易であること、推計という手法は、その対象者についてのある事象の値を、対象者と共通性を有するものと合理的に認められる多数の者の同様の事象の平均値ないし標準値に求めることに本来的になじむものであること、被告において推計により原告の事業所得の算出を行わざるを得ないのは、税務調査に対する原告の非協力に起因するものであることなどを考慮すると、原告が標準的ないしそれ以上の生活を営んでいたことが窺える程度の事実の存在が認められれば、特段の反対事実が認められない限り、右の前提事実の立証があったものと解すべきである。・・・これを本件についてみるに、・・・原告がその居住する東京都区部において標準以上の生活を営んでいたことを推認して差し支えないというべきである」とした上で、「原告は、原告家族はもともとつましい生活を送っていた上に、係争各年には銀行からの借入金の返済のため一層生活費を切り詰めていた旨主張し、・・・年間の生活費は 100 万円程度であったとする供述部分があるが、右各供述部分は、これを裏付けるに足りる証拠がないばかりか、・・・到底措信し得ない。」と判示した。

ホ 納税者が立証に成功した場合に取り消される課税処分範囲

東京地裁平成 5 年 10 月 20 日判決（判時 1507 号 97 頁）は、課税庁が資産負債増減法により納税者の所得を推計するに当たり、当該納税者

に帰属する有価証券等を把握し落とすため、ある年分の推計結果が他の年分比べて突出していたところ、「右把握漏れは、被告の同年分の推計の把握漏れ以外の部分の合理性を覆すものとは考えられないし、把握漏れのされた資産を加えて推計し直すことによって、同年分の推計全体の同一性が失われるとも考えられない」とした上で「同年分の被告の推計は、右把握漏れの限度において原告の営業実績を反映しなかった点が不合理であるにすぎず、右把握漏れ部分を修正すれば、全体としては原告の営業実績を反映しており、十分に合理性があるといえる」と判示した。

同判決によれば、納税者が簿外資産等(課税庁の算出額を超える金額)の存在を主張立証し、納税者の立証が成功して主張が認められた場合、一般的に、その範囲において課税処分が一部取り消されることになると解される。そして、帰属主体の認定誤り(課税庁の算出額が過大計上)、期首及び期末における資産変動の有無(現金等)並びに生活費についても、課税庁に把握漏れ又は認定誤りがあったとしても、通常、それらが当該把握漏れ等以外の資産負債各勘定科目等の金額の合理性・正確性に影響を与えるものではないことからすれば、当該把握漏れ等のあった資産負債各勘定科目の金額を修正して推計し直すことにより、推計の合理性が認められることになると思われる。

したがって、上記イないしニのいずれの場合においても、納税者が立証に成功し、納税者の主張が認められた場合、一般的に、その範囲において課税処分の一部が取り消されることになると解される⁽¹⁰⁹⁾。

(109) 納税者が立証に成功した範囲で課税処分が取り消された裁判例として、大阪地判平 7 年 12 月 20 日税資 214 号 945 頁、京都地判平 13 年 3 月 21 日税資 250 号順号 8859 などがある。

4 納税者への適用の合理性

(1) 裁判例によれば、資産負債増減法による推計について、「計上洩資産の増加が存在する限り、その間に計上洩利益があると推定するのは自明の理で、これ以外に裏付を必要とするものではない」し⁽¹¹⁰⁾、また、「推計方法の合理性は、推計の基礎となる事実、すなわち資産負債増減法では各資産、負債の期首及び期末の金額について客観的合理的資料に基づくことを要するが、資産増加の原因については被告が明らかにしなければ資産負債増減法による推計が許されないものでもない」とされている⁽¹¹¹⁾。

さらに、法人に対して資産負債増減法により推計課税をした裁判例であるものの、東京高裁昭和 49 年 1 月 31 日判決（東京高等裁判所（民事）判決時報 25 巻 1 号 13 頁）は、X 社（一審原告）の代表者である A の原因不明の資産増加分について、「課税庁が X 社の事業形態、X 社における A の地位及び A の個人的な収入源泉等を総合的に判断し、A の前記原因不明の資産増加分を X 社の A に対する仮払金として X 社の資産に計上し、資産負債増減法によつて X 社の所得を認定し、更正処分をしたことは相当であつて、ななら違法、不当な点はない」と判断した。

これらの裁判例によれば、資産負債増減法による推計においては、資産の増加が認められれば、その増加の原因・裏付けが明らかにされていなくても推計の合理性を認めることができると解される⁽¹¹²⁾。

(2) 他方、広島地裁平成 4 年 10 月 29 日判決（税資 193 号 274 頁）は、金融業者に対する資産負債増減法による推計について、課税庁の主張する貸付金の金額（貸付金の返済期間等から推定した金額）が全資産額に占める割合の五割を優に超えている状況において、貸付金の金額が実態を正確に反映するものと認め難いとして推計に合理性がないと判断し、また、東京高裁昭和 36 年 4 月 7 日判決（行集 12 巻 4 号 773 頁）は、東京都居住者の一

(110) 横浜地判昭 40 年 3 月 3 日訟月 11 巻 5 号 772 頁。

(111) 新潟地判昭 58 年 6 月 28 日税資 130 号 737 頁。

(112) 吉良・前掲注(8)227 頁。

人当り平均年間生計費を基準として算出された生活費が増加資産の 96 パーセント以上を占めている状況において、生計費は千差万別であって、家庭が困窮しているような場合の実際の生計費は平均生計費よりも遙に少額であると考えられるから、資産負債増減法による所得額の推定は他により合理的な所得額推定の方法がある場合にはこれを避けるべきであると判断するなど、推計により算出した所得金額に多大な影響を与え得る資産負債各勘定科目等の金額が正確に算出されていないことを理由として、資産負債増減法の適用に合理性がないと判断したと解される裁判例がある。

- (3) 上記 (1) 及び (2) の裁判例に照らせば、一般的に、納税者がどのようにして資産を増加させたのかという原因が不明であり、課税庁において資産増加の裏付けができなくても、単に納税者の資産の増加が認められれば、当該納税者に対する資産負債増減法の適用には合理性があると解される。ただし、資産負債各勘定科目等の金額のうち、推計により算出した所得金額に多大な影響を与え得る勘定科目等について、納税者の実態や置かれた状況を踏まえた適切な金額が算出されていない場合、当該納税者に対する資産負債増減法の適用に合理性があるとは認められないとすることもあり得るだろう。
- (4) そして、このような納税者への適用の合理性に係る判断の在り方については、同業者率を用いた比率法による推計課税において、「原告が同業者にみられない何らかの特殊事情により劣悪な業績しか挙げられなかったという事情は、原告において主張立証すべきであり、それによりはじめて原告への適用の合理性を覆すことができる」⁽¹¹³⁾とされており、推計方法の違いにより納税者への適用の合理性に係る判断の在り方を異にすべき理由があるとは認められないことからすれば、課税庁が算出した資産負債各勘定科目等の金額が、納税者の実態や置かれた状況を踏まえた適切なものではないという事情は、納税者が主張立証することになるであろう。

(113) 佐藤・前掲注(54)68頁。

納税者が立証に成功し、その主張が認められた場合、通常、納税者の主張する資産負債各勘定科目等の金額が他の資産負債各勘定科目等の金額の合理性・正確性に影響を与えるものではないことからすれば、納税者の立証に成功した範囲（資産負債各勘定科目等の金額）において課税処分が一部取り消されることになると解するのが論理的であろう。ただし、裁判例においては、納税者が立証に成功した範囲を超えて課税処分が取り消されていることからすれば⁽¹¹⁴⁾、納税者に資産負債増減法を適用することができないにもかかわらず適用したことは許されないとして課税処分がすべて取り消されることもあり得ると思われる。

(114) 広島地判平 4 年 10 月 29 日税資 193 号 274 頁、東京高判昭 36 年 4 月 7 日行集 12 卷 4 号 773 頁。

第 2 章 国外資産等を把握する制度

第 1 節 国外送金等調書制度

1 国外送金等調書制度の趣旨

平成 10 年当時、政府は、フリー（市場原理が働く自由な市場）、フェア（透明で信頼できる市場）、グローバル（国際的で時代を先取りする市場）の 3 原則に則り、平成 13 年までに我が国の金融市場をニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融市場として再生することを目指し、金融システム改革、いわゆる「日本版ビッグバン」を進めていた。

この金融システム改革のフロントランナーとして、平成 10 年 4 月 1 日に外国為替及び外国貿易管理法（以下「外為法」という。）の一部を改正する法律が施行され、海外の銀行に預金口座を持つことや、海外にある預金口座を通じて海外の債券・株式等に投資することなどが自由にできるようになった。

この新しい外為法の施行により内外の資金移動が大幅に自由化される一方で、国際的な「税逃れ」までも自由に行われるようになってしまったのは、フェアな市場としての信頼性を損なうことになりかねない。そこで、国境を越える資金移動が大幅に自由化される中で適正な課税の確保を図るという観点から、国際的な取引や海外での資産形成などの課税庁による把握の端緒とするための資料情報制度を整備するため、平成 10 年 4 月 1 日、金融機関がその顧客の国外送金等に係る調書を税務署長に提出することなどを定める「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」（以下、「国外送金等調書法」という。）が施行された⁽¹¹⁵⁾。

(115) 国税庁「平成 10 年改正税法のすべて」246・247 頁。

2 国外送金等調書制度の概要

(1) 対象となる国外送金等の範囲

「国外送金」又は「国外からの送金等の受領」が国外送金等調書制度の対象となる国外送金等である。

イ 国外送金

国外送金とは、金融機関が行う為替取引によってされる国内から国外へ向けた支払をいう（国外送金等調書法 2 条 4 号）。具体的には、電信送金、小切手送金、小切手や手形の取立てに対する支払等がこれに該当する。

ロ 国外からの送金等の受領

国外からの送金等の受領とは、次の①及び②に掲げる受領をいう（国外送金等調書法 2 条 5 号）。

① 金融機関が行う為替取引によってされる国外から国内へ向けた支払の受領

具体的には、上記イの国外送金と同様、電信送金、小切手送金、小切手や手形の取立てに対する支払の受領等がこれに該当する。

② 金融機関が行う小切手、為替手形その他これらに準ずるもの（国外で支払がされるものに限る。）の買取りに係る対価の受領

具体的には、外国の企業等を支払者とする小切手、為替手形等を国内にある銀行などの支店に持ち込んで、買い取ってもらう場合がこれに該当する。

(2) 国外送金等をする者の告知書の提出

国外送金等をする者は、原則として、その国外送金等をする際、その氏名、住所、国外送金をする場合は送金原因などの一定の事項を記載した告知書を金融機関の営業所に提出しなければならないとされている（国外送金等調書法 3 条 1 項）。

(3) 銀行などによる本人確認

告知書の提出を受けた銀行などの金融機関の営業所は、上記（2）の告

知書を提出する者から住民票の写しや運転免許証などの一定の公的書類の提示を受けて、告知書に記載された顧客の氏名、名称及び住所を確認しなければならないとされている（国外送金等調書法 3 条 1 項、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（以下、「国外送金等調書令」という。） 6 条 1 項）。

（4）銀行などによる国外送金等調書の提出

銀行などの金融機関は、取り扱った顧客の国外送金等のうち送金金額が 100 万円を超えるものについて、その顧客の氏名・名称、住所、送金金額等の一定の事項を記載した調書を税務署長に提出しなければならないとされている（国外送金等調書法 4 条 1 項、国外送金等調書令 8 条 1 項）。

3 国外送金等調書の提出状況

令和 2 事務年度（令和 2 年 7 月～令和 3 年 6 月）における国外送金等調書の提出枚数は、別添 1 のとおり、659 万枚となっている。

平成 26 事務年度から令和 2 事務年度までの提出枚数の推移をみると、別添 1 のとおり、平成 26 事務年度に 643 万枚であったものが、平成 29 事務年度の 722 万枚をピークとして、令和 2 事務年度に 659 万枚となっており、年により増減はみられるものの、約 650 万枚前後で推移している。

第 2 節 国外財産調書制度

1 国外財産調書制度の趣旨

国外財産調書制度の創設以前から、国外に所在する資産から生じる所得等について、課税庁は、国外送金等調書をはじめ、税務調査その他の調査において収集した情報や、外国当局との情報交換により得た情報に基づき、適正な課税の確保に努めてきた。しかしながら、こうした国外資産については、①日本の税務当局が外国金融機関等に調査権限を行使することや、資料情報の提出を求めることは執行管轄権の制約から困難であり、また、②条約に基

づく情報交換により網羅的に納税者情報を求めることは困難であるなど、その把握体制には限界があった。

このような状況の下、年々、国外資産の保有が増加傾向にある中で、国外資産に係る所得税や相続税の課税漏れが増加し、国外資産に係る課税の適正化が喫緊の課題とされた。そこで、こうした点を踏まえ、適切な課税・徴収の確保の観点から、国外資産に係る情報の的確な把握への対応として、諸外国の例も参考にしつつ、納税者本人から国外資産の保有について申告を求める仕組みとして国外財産調書制度が創設され、平成 26 年 1 月から施行された（初回の調書は平成 25 年分）⁽¹¹⁶⁾。

2 国外財産調書制度の概要

(1) 国外財産調書の提出

その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する居住者は、その年の翌年の 3 月 15 日までに、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、所轄税務署長に提出しなければならないこととされている（国外送金等調書法 5 条 1 項）。

(2) 適正な提出を確保するための措置

国外財産調書制度は、納税者が自己の保有する国外財産に関する情報を提出するものであり、同制度を機能させるには、適正な提出を確保するための措置が必要となる。そのため、同制度においては、①過少申告加算税等の特例、②国外財産調書の提出に関する調査に係る質問検査権、③国外財産調書の虚偽記載及び不提出等に対する罰則といった規定が整備されている。

イ 過少申告加算税等の特例（軽減措置又は加重措置）

国外財産調書の提出があった場合、軽減措置として、記載された国外

(116) 国税庁「平成 24 年度税制改正の解説」616 頁。

財産に関して所得税又は相続税の申告漏れが生じたときであっても、加算税を 5%減額する。

他方、国外財産調書の提出がない場合又は提出された国外財産調書に国外財産の記載がない場合（記載が不十分な場合を含む。）、加重措置として、所得税（死亡した者に係る所得税を除く。）の申告漏れが生じたときは、加算税を 5%加重する（国外送金等調書法 6 条）。

加重措置においては、優遇措置と異なり、「相続税」及び「死亡した者に係る所得税」が適用対象外となっている。これは、被相続人による国外財産調書の不提出・未記載について、これを一律に別人格である相続人（実際に納税申告をする者）の責任とすることは適当でないと考えられるからであると説明されている⁽¹¹⁷⁾。

ロ 国外財産調書の提出に関する調査に係る質問検査権

国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外財産調書の提出に関する調査について必要があるときは、その国外財産調書を提出する義務がある者（国外財産調書を提出する義務があると認められる者を含む。）に質問し、その者の国外財産に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又はその物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めるとともに、その調査において提出された物件を留め置くことができるとされている（国外送金等調書法 7 条 2 項及び 3 項）。

これは、国税通則法等に規定する支払調書その他の調書の提出者に対する質問検査権（国税通則法 74 条の 2 第 1 項 1 号ロ等）と同様に、この国外財産調書が法令に従い適正に提出されているかどうかを調査するために、質問検査等の権限が当該職員に付与されるものであるとされている⁽¹¹⁸⁾。

ハ 国外財産調書の虚偽記載及び不提出等に対する罰則規定の整備

以下に掲げる行為をした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰

(117) 国税庁・前掲注(116)625 頁。

(118) 国税庁・前掲注(116)628 頁。

金に処することとされている（国外送金等調書法 9 条及び 10 条）。

- ① 当該職員の質問に対する不答弁若しくは虚偽答弁又は検査の拒否、妨害、若しくは忌避（国外送金等調書法 9 条 3 号）
- ② 当該職員の物件の提示若しくは提出の要求に対する正当な理由のない拒否又は虚偽記載等の帳簿書類その他の物件の提示若しくは提出（国外送金等調書法 9 条 4 号）
- ③ 国外財産調書の虚偽記載による提出（国外送金等調書法 10 条 1 項）
- ④ 正当な理由のない国外財産調書の提出期限内の不提出（国外送金等調書法 10 条 2 項）

3 国外財産調書の提出状況

別添 2 のとおり、令和 3 年分における国外財産調書の提出枚数（令和 4 年 6 月 30 日までに提出されたもの）は 12,109 件であり、また、提出された当該調書における総財産額は 5 兆 6,364 億円であり、そのうち有価証券・預貯金の財産額は 4 兆 3,286 億円であった。

平成 26 年分から令和 2 年分までの国外財産調書の提出件数及び財産総額の推移をみると、別添 3 のとおり、提出件数は、毎年増加しており、平成 26 年分に 8,184 件であったものが令和 2 年分に 11,331 件となっており、約 3,100 件増えており、増加率は 138%となっている。また、財産総額も、毎年増加しており、平成 26 年分に 3 兆 1,150 億円であったものが令和 2 年分に 4 兆 9,654 億円となっており、約 1 兆 8,500 億円増えており、増加率は 159%となっている。

第 3 節 CRS 情報制度

CRS 情報制度は、各国がその国内の金融機関における非居住者又は外国事業体若しくは外国法人の預金口座等を調査・把握し、それによって得られた情報を CRS（共通報告基準）に従って預金等所有者の居住国と自動的に交換しあう

制度であり⁽¹¹⁹⁾、CRS を通用することにより、金融機関の事務負担を軽減しつつ、金融資産の情報を各国税務当局間で効率的に交換し、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税及び租税回避に対処することを目的とするものである⁽¹²⁰⁾。

1 CRS 情報制度の導入経緯及び趣旨

経済取引のグローバル化が進展する中で、国境を越える取引が恒常的に行われ、資産の保有・運用の形態が複雑化・多様化する状況において、租税の賦課徴収を確実にを行うためには、国内で入手できる情報だけではなく、国外にある情報を適切に入手することが重要となる。しかしながら、国外にある情報を入手するには外国の主権（執行管轄権）により制約を受けることとなる。そのため、我が国を含め、各国の税務当局は租税条約等に基づき租税に関する情報を互いに提供する仕組み（情報交換）を設け、国際的な脱税及び租税回避に対処している。この租税条約等に基づく税務当局間の情報交換には、①要請に基づく情報交換、②自発的情報交換、及び③自動的情報交換の三つの形態がある⁽¹²¹⁾。

平成 20 年、スイスの金融機関の元社員が米国人顧客の脱税をほう助したと米国から指摘され、最終的に、当該金融機関は、スイス政府を通じて約 4,450 人の顧客情報を米国に開示することになるという事件が起こるなど、外国の金融機関を利用した租税回避や脱税が行われていることが問題視されるようになった⁽¹²²⁾。

当該事件等を受けて、米国において、平成 22 年 3 月、米国市民による外国の金融機関の口座を利用した脱税を防止する「外国口座税務コンプライアンス

(119) 金子・前掲注(20)566 頁。

(120) 国税庁「平成 27 年税制改正の解説」626 頁。

(121) 国税庁・前掲注(120)624 頁。

(122) 伴忠彦「非居住者金融口座に関する自動的情報交換 (CRS) の実施」租税研究第 807 号 62 頁 (2017)、重田正美「米国の外国口座税務コンプライアンス法と我が国の対応」レファレンス 773 号 54 頁 (2015)。

ス法 (FATCA : Foreign Account Tax Compliance Act)」が成立した。そして、FATCA への対応について、平成 24 年に欧州 5 か国が米国と合意したことを契機として、OECD は、税務当局間で非居住者の口座情報を提供し合う自動的情報交換に関する国際基準の策定に着手した。平成 26 年 1 月、策定された「共通報告基準 (CRS : Common Reporting Standard)」は、OECD 租税委員会において承認され、同年 2 月にシドニーで行われた G20 財務大臣・中央銀行総裁会議において支持されるに至った。さらに、平成 26 年 9 月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議及び同年 11 月の G20 首脳会議において、G20 各国は、最終決定された共通報告基準を承認し、所要の法制手続の完了を条件として、平成 29 年又は平成 30 年末までに、自動的情報交換を開始することにコミットした⁽¹²³⁾。

令和 5 年 1 月 1 日現在、我が国を含む 100 を超える国・地域が、この CRS に従った自動的情報交換の枠組みに参加している。ただし、米国は参加していない⁽¹²⁴⁾。

2 CRS 情報に係る自動的情報交換の仕組み

CRS 情報に係る自動的情報交換の仕組みは、例えば、我が国と A 国との関係でみると次のようなものである。

我が国の金融機関は、保有する非居住者 (A 国の居住者) の口座について、口座保有者の居住地国と口座情報を我が国の課税庁に報告する。我が国の課税庁は、その情報を A 国の税務当局に提供する。これと同様に、A 国の金融機関からも同国の税務当局に我が国の居住者の口座情報が報告され、A 国の税務当局から我が国の課税庁にその情報が提供される。

双方の税務当局による情報の提供は、租税条約の締結及び「権限ある税務

(123) 国税庁・前掲注(120)625-626 頁。

(124) 国税庁「令和 3 事務年度における租税条約等に基づく情報交換実績の概要」別紙 2 (<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0023001-024.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

当局間の合意（CAA：Competent Authority Agreement）」に基づいて行われることとなる。また、我が国の金融機関が行う我が国の課税庁への口座情報の報告は、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下、「実施特例法」という。）」に基づいて行われることとなる。CRS 情報制度で重要なことは、各参加国は、一つの CRS というスタンダードに基づき、同質の情報を収集し、同一の手続きで交換するということであるから、各国の国内法は、CRS と整合的でなければならない。そのため、実施特例法の内容は、CRS の考え方や手続きを踏襲したものとなっており、基本的に CRS をそのまま規定したものとなっている。このことは、CRS 情報制度に参加している各国とも同じであるから、A 国においても、CRS をそのまま国内で実施できるための法令を整備することとなる。なお、各国において整備された法令が CRS に則った適切なものであるか否かは大きな問題であることから、OECD では、各国の状況をピア・レビューすることとなっている⁽¹²⁵⁾。

以上は、2 国間における情報交換の例であるが、実際の主流は、多国間の条約である「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び多国間の「権限ある税務当局間の合意（CAA：Competent Authority Agreement）」に基づいて、多国間で情報交換することが CRS の基本的な形態であり、我が国の基本スタンスもこれに基づいて実施するというものであるとされる⁽¹²⁶⁾。

3 CRS の内容

各国の税務当局は、それぞれ自国に所在する金融機関から非居住者に係る金融口座情報を報告させ、非居住者の各居住地国の税務当局に対して年一回まとめて互いに提供する。非居住者に係る金融口座情報を報告する義務を負う金融機関は、銀行等の預金機関、生命保険会社等の特定保険会社、証券会社等の保管機関及び信託等の投資事業体とされている。報告対象者は、非居

(125) 伴・前掲注(122)66-67 頁。

(126) 伴・前掲注(122)67-68 頁。

住者（報告対象国の居住者（公開法人及びその関連事業体、政府系事業体、金融機関等を除く法人を含む。））とされている。報告の対象となる口座は、普通預金口座等の預金口座、キャッシュバリュー保険契約、年金保険契約、証券口座等の保管口座及び信託受益権等の投資持分とされ、報告の対象となる口座情報は、口座保有者の氏名・住所、納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等とされている⁽¹²⁷⁾。

このように、CRS による報告対象は、預金口座等の残高のほか、当該預金口座に係る利子や配当、証券会社の口座を通じて行われる有価証券の運用や譲渡による収入等とされており、収益といったフローに関する情報も報告対象となっているものの、それらは預金口座等を通じたものに限られ、ストックに関する情報が中心であるといえる。また、交換される口座情報のイメージは、別添 4 のとおりである。

4 CRS 情報交換の実施状況

我が国は、平成 27 年度税制改正において CRS に基づく非居住者の金融口座情報の税務当局への報告制度を整備し、平成 30 年から情報交換を開始した。

令和 3 事務年度（令和 3 年 7 月～令和 4 年 6 月）においては、「日本居住者の CRS 情報約 250 万件（口座残高約 14 兆円）を 94 か国・地域の外国税務当局から受領し」た⁽¹²⁸⁾。平成 30 事務年度から令和 3 事務年度までの外国税務当局から受領した CRS 情報の件数（地域別）の推移は、別添 5 のとおりである。

5 CRS 情報制度の実施にかかる課題等について

「CRS に基づく自動的情報交換は、税制の執行にとってはある種の game changer ではないか」とされる一方、自動的情報交換が果たしてどの程度実

(127) 国税庁・前掲注(120)626 頁。

(128) 国税庁・前掲注(124) 2 頁。

効的に機能するか（潜税の可能性）という指摘がされている⁽¹²⁹⁾。すなわち、CRS は、「個人が実質的支配者であるところの会社や財団なども対象とする」ものの、「幽霊会社を何層にも介在させて資金の出所を隠そうとしている場合に、実質的支配者たる個人を特定することは著しく困難」であり、また、「より根本的には、FATCA と異なり、CRS の担保措置はピア・レビュー等に限られる」ことから、「ただちに個人の課税情報を全世界でガラス張りにするわけではない」と指摘されている⁽¹³⁰⁾。

CRS 情報制度には、このような制度的な問題があるとしても、外国の金融機関を通じた国際的な脱税及び租税回避に対処することを目的として導入された当該制度の趣旨を踏まえ、課税庁においては、納税者が国外に保有する資産の形成過程解明の端緒となる CRS 情報を税務調査等に確実に活用することなどにより、適正公平な課税の実現に向けて CRS 情報をより実効的に機能させていくことが求められるであろう⁽¹³¹⁾。

第 4 節 国外資産等を把握するための各種制度の比較・分析

1 CRS 情報と国外財産調書の比較・分析

上記第 3 節 4 のとおり、令和 3 事務年度（令和 3 年 7 月～令和 4 年 6 月）において外国税務当局から受領した CRS 情報に係る我が国の納税者の海外預金口座残高は、約 14 兆円となっている。他方、令和 3 年分の国外財産調書の総財産額は、上記第 2 節 3 のとおり、5 兆 6,364 億円となっており、このうち有価証券と預貯金を合わせた財産額は、4 兆 3,286 億円となっており、CRS 情報に係る海外預金口座残高との差額は、約 10 兆円となっている。

(129) 増井良啓「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換—CRS が意味するもの」論究ジュリスト 14 号 221・223 頁（2015）。

(130) 増井・前掲注(129)222 頁。

(131) 令和 5 年 3 月 28 日参議院財政金融委員会「所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」において、「特に、・・・国際的な租税回避行為や富裕層への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること」とされている。

この点、①国外財産調書は居住者を対象としているのに対し、CRS 情報は、一部法人に係る情報が含まれており、報告（提出）の対象者が完全に一致していないこと、②国外財産調書は国外財産であればどの国にある財産であっても報告対象となるのに対し、CRS 情報は、米国などの CRS 情報交換に参加していない国や今後情報交換を行う予定の国は含まれておらず、報告（提出）対象となる資産の所在する国に違いがあること、③国外財産調書は、国外財産の価額の合計額が 5,000 万円を超える場合に提出が必要であるのに対し、CRS 情報に金額の基準はなく、報告（提出）基準の金額に違いがあること、④国外財産調書は、令和 3 年 12 月 31 日現在の国外財産の価額について令和 4 年 6 月までに提出されたものであるのに対し、CRS 情報は令和 3 年 7 月から令和 4 年 6 月までの間に外国税務当局から受領したものであり、報告（提出）の時期及び年分に違いがあることなど、国外財産調書と CRS 情報とはその対象とする範囲に違いがあることから、これらの金額が一致することはない。しかしながら、いずれも適正な課税の確保を図るため納税者が国外に保有する資産を報告（提出）する仕組みであるにもかかわらず、納税者が自ら提出した国外資産の情報は、国外金融機関等が報告した国外資産の情報と比較少ないといわざるを得ない。

また、別添 6 のとおり、国税庁が発表した「令和 3 年分の国外財産調書の提出状況について」によると、令和 3 事務年度における所得税及び相続税の実地調査の結果、国外財産調書に係る加算税の特例措置を適用した件数については、提出があったことによる軽減措置の件数が 135 件であるのに対し、未提出等による加重措置の件数が軽減措置の 2 倍以上の 293 件となっている。そして、増差所得等金額（申告漏れの所得金額等）に至っては、軽減措置に係るものが 41 億 9,893 万円であるのに対し、加重措置に係るものは、軽減措置の 10 倍以上の 439 億 2,378 万円にも及んでいる。

このような国外財産調書制度の加算税特例措置の適用状況も併せて、CRS 情報と国外財産調書の報告（提出）状況を分析してみると、国外財産調書の提出がない又は記載不備の納税者が一定数いると思われ、上記「はじめに」

で述べたとおり、そのような納税者の中には、適正な申告をしていない者がいるのではないかという疑問の声があるのももっともであろう。

2 国外財産調書と国外送金等調書の比較・分析

国外財産調書と国外送金等調書とで比較可能な平成 26 年分から令和 2 年分までの国外財産調書の提出件数の推移をみると、上記第 2 節 3 で述べたとおり、毎年増加しており、平成 26 年分に 8,184 件であったものが令和 2 年分に 11,331 件となっており、増加率は 138%となっている。また、国外財産調書の財産総額についても、毎年増加しており、平成 26 年分に 3 兆 1,150 億円であったものが令和 2 年分に 4 兆 9,654 億円となっており、増加率は 159%となっている。

これに対し、平成 26 事務年度から令和 2 事務年度までの国外送金等調書の提出件数の推移をみると、上記第 1 節 3 で述べたとおり、平成 26 事務年度に 643 万枚であったものが、平成 29 事務年度の 722 万枚をピークとして、令和 2 事務年度に 659 万枚となっており、年により増減はみられるものの、約 650 万枚前後で推移している。

国外財産調書については、上記 1 のとおり、国外財産調書の提出がない又は記載不備の納税者の数が一定数いると思われること、国外送金等調書については、「国外への送金」と「国外から受領した送金の金額」が合算されており提出件数に占めるそれぞれの内訳がわからないことから、国外財産調書の提出件数の推移と国外送金等調書の提出件数の推移を単純に比較することはできないものの、国外送金等調書の提出件数が 7 年間ほぼ変動がないのに対し、国外財産調書の提出件数は 138%増加しており、財産総額も 159%増加している。

そして、別添 7 のとおり、国税庁が発表した海外投資等を行っている個人に対する調査状況によると、取引区分別の調査状況は、2,043 件の調査のうち、①海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）が 808 件（39.5%）、②その他（海外で支払いを受ける給与など）が 912

件（44.6%）となっており、海外において取引及び金銭の支払いが行われていると思われるものが8割以上を占めていることからすれば、国外資産の増加は、国内から国外へ金融資産が移転したことよりも、海外での経済活動等により得られた利益等がそのまま海外において蓄積されたことによることのほうが大きいのではないかと思われる。

これらの経済活動等は、執行管轄権の及ばない海外の取引関係者との間でに行われていることが想定されるところ、そのような取引関係者との取引により得られた利益が、そのまま執行管轄権の及ばない地域に蓄積されていることになる。そして、上記1で述べたとおり、これらの蓄積された財産は、適正に申告されていないのではないかという疑問があり、このような状況に対しては、適正公平な課税の観点から何らかの対策が望まれるだろう。

第5節 米国の制度（FBAR）

米国には、国外財産調書制度と類似した仕組みとして、**Report of Foreign Bank and Financial Accounts**（以下「FBAR」という。）と呼ばれる報告制度がある。同制度においては、「外国にある銀行、証券、その他の金融口座に対する金融上の利害関係、署名、その他の権限」を持つすべての「米国人」は、外国にある金融機関等の口座残高が 10,000 ドルを超えている場合、経済的利害関係を持つ、あるいは署名権限を持つすべての外国金融口座を報告しなければならないとされており、報告義務違反があった場合、10,000 ドル以下の「民事金銭賠償責任（civil money penalty）」が課され、また、「故意に」報告義務を違反した場合、10 万ドル又は「違反時」の口座残高の 50%のいずれか多い方が課されるとされている。このような高額な金銭的制裁を課すことの一つとしては、救済的（remedial）であるため（政府による調査等の行政コストや義務違反者の不正行為から生じる損失の弁償という趣旨）とされている⁽¹³²⁾。

(132) Bittker & Lokken: *Federal Taxation of Income, Estates & Gifts* (データベース Westlaw Classic、令和 5 年 2 月 28 日最終確認) ¶ 65.6.4。なお、米国には、FBAR

このような高額の金銭的制裁を課すことに対しての賛否は置くとして、一般的に、制裁の厳しさと法令順守のけん制効果とが相関関係にあることからすれば、報告義務違反を防ぐという意味でのけん制効果は、極めて大きなものだろう。これに対し、上記第 2 節 2 で述べたとおり、国外財産調書については、虚偽記載及び不提出等に対する罰金が最大で 50 万円とされており、FBAR に係る故意の義務違反に対する金銭的制裁（10 万ドル又は「違反時」の口座残高の 50% のいずれか多い方）と比較し、あまりにも少額であり、虚偽記載及び不提出等の納税者に対するけん制効果としては限定的とならざるを得ないだろう。

のほかに、国外財産調書制度に類似した制度として、5 万ドルを超える国外金融資産を保有する納税者はその内容を記載した Form 8938 を所得税申告書に添付して提出しなければならないとする制度がある（Internal Revenue Code、6038D）。

第 3 章 資産増加の原因が不明な場合の推計 課税の具体的検討

上記第 2 章で述べたとおり、納税者の保有する国外資産を把握する仕組みとしては、国外送金等調書制度、国外財産調書制度及び CRS 情報制度がある。国外財産調書及び CRS 情報から得られる情報は、主としてストックに係るものであり、国外送金等調書から得られる情報は、金融機関等を通して行われる国内から国外へ向けた支払又は国外から国内へ向けた支払の受領である。これらの情報は、いずれも、納税者が国外に保有する資産の形成過程を解明するための端緒となるものではあるものの、執行管轄権の制約などがあることから、課税庁が、税務調査において、納税者の協力を得られない場合、これらの情報等から国外資産の増加を把握できたとしても、その原因について十分な解明に至らないことがあり得る。

そこで、具体的な事例に基づいて、このような場合、課税庁が行い得る推計課税とその問題点について検討する。

第 1 節 事例検討

1 事例

経営コンサルタント業を営んでいる居住者 X は、ある年分について、事業所得の金額を 1,000 万円とする確定申告をした。これに対し、Y 税務署長が調査した結果次のことが判明した。

- ① X は、事業所得に係る帳簿書類等を適正に作成・保存しており、その内容は申告額と一致するものであった。
- ② X 名義の国内金融機関の預金残高が期首 1,000 万円から期末 1,400 万円となっており、国内資産が 400 万円増加していた。
- ③ X 名義の国外金融機関の預金残高が期首 1,000 万円から期末 1 億 1,000 万円となっており、国外資産が 1 億円増加していた。

- ④ Y 税務署長は、経営コンサルタント業に係る事業所得以外に X の保有する資産の形成過程を解明することができず、資産増加の原因は不明であった。
- ⑤ 年間生活費（全国平均消費支出）は 600 万円であった。

2 検討

(1) はじめに

推計課税について規定する所得税法 156 条は、税務署長が所得税の更正・決定をする場合、青色申告に係る不動産所得、事業所得及び山林所得を除き推計によってこれをできる旨定めているところ、同条は、課税庁が所得金額を推計することができることを定めたにすぎず、所得の範囲（対象）、所得の帰属、所得類型及び課税時期（年度帰属）を推定することができることを定めたものではないと解される。そのため、同条の適用に当たっては、その前提として、①課税の対象となる所得があるか（所得税法 7 条）、②当該所得は誰に帰属するものか（私法上の法律関係、所得税法 12 条及び 13 条）、③所得類型（所得税法 23 条ないし 35 条）、及び④課税時期はいつか（所得税法 36 条）を検討する必要がある。これを事例についてみると、次のとおりとなる。

(2) 資産の増加が課税の対象となる所得であるか否かの検討（所得の範囲）

所得の範囲をどのように構成するかについては、二つの考え方があるとされており、一つは、制限的所得概念といわれるものであり、経済的利得のうち、利子・配当・地代・利潤・給与等、反覆的・継続的に生ずる所得のみを所得として観念し、一時的・偶発的・恩恵的利得を所得の範囲から除外する考え方であり、所得源泉説あるいは反覆的利得説とも呼ばれているものである。もう一つは、包括的所得概念といわれるものであり、人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成することになり、反覆的・継続的利得のみでなく、一時的・偶発的・恩恵的利得も所得に含まれ

るという考え方であり、純資産増加説とも呼ばれているものである⁽¹³³⁾。

所得税法 7 条は、課税所得の範囲について、非永住者以外の居住者には全ての所得に対し所得税を課す旨規定しているところ、所得税法上、「所得」そのものを定義する規定はない。しかしながら、所得税法は、譲渡所得・山林所得・一時所得の所得類型を設けて、一時的・偶発的利得を一般的に課税の対象とする一方（所得税法 32 条ないし 34 条）、雑所得という所得類型を設けて、利子所得ないし一時所得に含まれない所得をすべて雑所得として課税の対象とする旨定めているところ（所得税法 35 条）、これは、すべての所得を課税の対象とする趣旨を示すものとされており、現行の所得税法の解釈として、源泉のいかん、形式のいかん、合法性の有無にかかわらず、人の担税力を増加させる利得はすべて所得を構成するという、いわゆる包括的所得概念が妥当すると解されている⁽¹³⁴⁾。

この点について、裁判例においても、「現行の所得税法は、課税の対象となる所得を取得した経済上の成果（利得）としてとらえ、一定期間内における純資産の増加をすべて所得とみる一方、担税力が薄弱であることもしくは徴税上、公益上又は政策上の理由から非課税所得を定め（同法 9 ないし 11 条）、租税特別措置法その他の法令により所得控除、特別税額控除等の課税除外所得を定めている。従つて、このような税制の趣旨に照らすと、純資産の増加は、法令上それを明らかに非課税とする趣旨が規定されていない限りは、課税の対象とされるものと解すべき」であると判示されている⁽¹³⁵⁾。

以上のとおり、所得税法の解釈としては、人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成するという包括的所得概念が妥当であることから、所得税法上、純資産の増加は、非課税規定により除外されるものを除いて、いかなる源泉から生じたものであるかを問わず課税の対象になると

(133) 金子・前掲注(20)196 頁。

(134) 金子・前掲注(20)197 頁。

(135) 神戸地判昭 59 年 3 月 21 日訟月 30 卷 8 号 1485 頁。

解される。

これを事例についてみると、国内金融機関及び国外金融機関のX名義の預金口座残高が増えており、資産の増加があったと認められるところ、その原因及び実態が一部（事業所得相当分）を除き不明であるものの、非課税規定に該当するような事情があるとは認められない。そのため、当該資産の増加（以下、本節において「資産の増加」という場合、事業所得相当分を除いた部分のことをいう。）は、所得として課税の対象になる。

（3）資産の増加がXに帰属する所得であるか否かの検討（所得の帰属）

事例においては、国内金融機関及び国外金融機関の預金口座は、いずれもX名義のものであり、これらの預金口座がX以外の者に帰属しているとする事情も認められない。したがって、これらの預金口座に係る資産の増加は、当該各預金口座の名義人であるXの所得である。

（4）所得類型の検討（所得分類）

所得税法は、所得をその源泉ないし性質によって 10 種類に分類している。これは、所得はその性質や発生の態様によって担税力が異なるという前提に立って、公平負担の観点から、各種の所得について、それぞれの担税力の相違に応じた計算方法を定め、また、それぞれの態様に応じた課税方法を定めるためであるとされる⁽¹³⁶⁾。

したがって、ある所得がどの所得類型に該当するかについては、所得を分類し、その種類に応じた課税を定めている所得税法の趣旨及び目的に照らして判断するのが相当である⁽¹³⁷⁾。

所得税法 35 条 1 項は、「雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。」として、他の所得に属さない所得をすべて包摂するバスケット・カテゴリーとして雑所得を規定している。

事例においては、資産の増加の原因が不明であることから、当該資産に

(136) 金子・前掲注(20)221 頁。

(137) 東京地判平 27 年 5 月 21 日税資 265 号順号 12666。

係る所得の発生原因及びその態様も不明であり、利子所得(所得税法 23 条)から一時所得(所得税法 34 条)までのいずれかに該当するような事情は認められない。そのため、資産の増加は、バスケット・カテゴリーである雑所得に該当する。

(5) 課税のタイミングの検討(課税時期)

所得税法 36 条 1 項は、収入金額について、「その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額・・・とする。」と定めているところ、「収入すべき金額」とは、実現した収益、すなわち、まだ収入がなくても「収入すべき権利の確定した金額」のことであり、この規定は広義の発生主義のうちいわゆる権利確定主義を採用したものである、と一般に解されている⁽¹³⁸⁾。

しかしながら、権利の確定という「法的基準」ですべての場合を律するのは妥当ではなく、場合によっては、利得が納税者のコントロールの下に入ったという意味での「管理支配基準」を適用するのが妥当な場合もある⁽¹³⁹⁾。

最高裁判例においても、「旧所得税法がいわゆる権利確定主義を採用したのは、課税にあたって常に現実収入のときまで課税することができないとしたのでは、納税者の恣意を許し、課税の公平を期しがたいので、徴税政策上の技術的見地から、収入の原因となる権利の確定した時期をとらえて課税することとしたものであることにかんがみれば、増額賃料債権又は契約解除後の賃料相当の損害賠償請求権についてなお係争中であつても、これに関しすでに金員を収受し、所得の実現があつたとみることができる状態が生じたときには、その時期の属する年分の収入金額として所得を計算すべきものであることは当然であり、この理は、仮執行宣言に基づく給付として金員を取得した場合についてもあてはまるものといわなければなら

(138) 金子・前掲注(20)317 頁。

(139) 金子・前掲注(20)319 頁。

ない。」と判示されており⁽¹⁴⁰⁾、権利が確定していなくても所得の実現があったとみることでできる状態をもって収入すべき金額となる場合があるとしている。

事例においては、ある年分にX名義の預金口座残高が増えており、資産の増加があったものの、事業所得相当分を除き増加の原因が不明であるため、資産の増加に係る収入の原因となる権利が確定した時期は不明である。しかしながら、ある年分にXの資産の増加があったということは、当該年分に資産の増加に係る利得がXのコントロールの下に入ったとみることができ、また、このような状況において権利確定の時期が不明であることを理由としていつまでも課税しないことは課税の公平という観点から好ましいものではないことからすれば、課税時期は資産の増加があった年分であると認められる。

(6) 推計の合理性についての検討

事例において、ある年分にX名義の預金口座残高が増えているところ、上記(2)ないし(5)のとおり、資産の増加は、当該年分のXの雑所得であると認められる。そして、資産の増加の原因が不明であり、当該雑所得の金額を実額で把握することができないことから、推計により課税標準及び税額を算出することになる。Y税務署長が調査等において把握した資料等は、資産の増減に係るもののみであることから、推計方法としては、比率法や効率法を用いることができず、資産負債増減法を採用することとなる。

具体的には、資産増加額である期末の資産額（期末における国内金融機関及び国外金融機関の口座残高）と期首の資産額（期首における国内金融機関及び国外金融機関の口座残高）との差額に、調整項目加算額として、生活費の金額を加え、調整項目減算額として、事業所得の金額を差し引くことによって、所得金額を算出することとなる。これによりXの雑所得の

(140) 最2小判昭53年2月24日民集32巻1号43頁。

金額を算出すると 1 億円 (1 億 2,400 万円 (期末の資産額) - 2,000 万円 (期首の資産額) + 600 万円 (生活費) - 1,000 万円 (事業所得の金額)) となる。

この推計に合理性が認められるか否かの判断に当たっては、①推計方法の合理性 (資産負債増減法自体の合理性)、②資料の合理性・正確性 (資産負債各勘定科目等の合理性・正確性)、③納税者への適用の合理性 (X に資産負債増減法を適用することの合理性) を検討することとなる。

上記①の推計方法の合理性については、資産負債増減法は、合理性のある推計方法であるところ、Y 税務署長が把握しているものは資産の増減に係る資料等のみであり、資産負債増減法以外の推計方法を採用することができないため、資産負債増減法により推計することに合理性があると認められる。

上記②の資料の合理性・正確性については、Y 税務署長が、把握している限りにおいて、資料等に基づき資産負債増減法の合理性を基礎付ける資産負債各勘定科目の金額、調整項目加算額及び調整項目減算額を算出していることから、一応の合理性はあると認められる。

上記③の納税者への適用の合理性については、X の資産の増加の原因が不明ではあるものの、資産の増加が認められ、また、資産負債各勘定科目等の金額について、X の置かれた状況を踏まえた適切な金額が算出されていないとする事情も認められないことからすれば、X の所得を算出するに当たり、資産負債増減法を適用して推計することに合理性があると認められる。

以上のとおり、事例において、Y 税務署長が資産負債増減法を用いて推計により所得金額を算出することについて、「推計の合理性」があると認められることからすると、Y 税務署長が X に対し推計課税を行うことは、理論的には可能であると思われる。これに対し、訴訟等において、X の主張として想定される主なものとしては、①資産の増加の原因は借入金であるなどとする簿外資産等の存在に係るもの、②資産の増加はカジノで得た利

益であり一時所得であるなどとする所得分類に係るもの、③資産の増加は株の譲渡益であるなどとして直接資料に基づく実額反証が考えられる。そこで、以下において、これらのXの主張に対する判断の在り方について検討する。

3 想定される納税者の主張及びそれに対する判断の在り方

(1) 簿外資産等の存在に係るXの主張について

イ Xの主張として考えられるものの一つとして簿外資産等の存在がある。すなわち、(期末において)課税庁の把握していない借入金残高がある、(期首において)預金口座残高があるなどとして、Y税務署長の算出した資産負債各勘定科目等の金額を超えるもの(簿外資産等)があるにもかかわらず、これらがY税務署長の算出した資産負債各勘定科目等の金額に反映されていないため、推計の合理性を欠いており、違法な推計課税であるというものである。例として、Xが期末に1000万円の借入金残高があった(期首0円、期末1000万円)という主張をした場合の「推計の合理性」の判断の在り方を検討する。

ロ 期末に1000万円の借入金残高があったとするXの主張は、「推計の合理性」のうち、資料の正確性・合理性に係る問題であるところ、判断の在り方としては、上記第1章第4節3で述べたとおり、事実上推定説と補充的代替手段説とでは、立場の違いにより結論を異にする場合があると考えられる。

事実上推定説の立場からすると、Xが借入金の存在を立証するためには、その存在をある程度合理的に推測させるに足りる具体的立証が必要ということになる。そのため、Xとしては、少なくとも当該借入金に係る借用書等が存在しており、返済計画表などの資料により期末に借入金1,000万円があることについて具体的に明らかにする必要があるであろう。

他方、補充的代替手段説の立場からすると、Xが借入金の存在を立証

するためには、その存在について合理的疑いを容れない程度の完全な立証が必要ということになる。そのため、X が期末における借入金 1,000 万円の存在を主張するのであれば、借入金に係る借用書等のみならず、X の預金口座に借入金が入金されていることなどの実際に借入れが行われたことや、X が毎月借入金を返済しているのであれば、その返済状況を信頼のおける取引記録などにより具体的に明らかにするなどして、期末の借入金 1,000 万円の存在について完全な立証を行う必要があるだろう。このような立証は、事実上推定説の場合に比べ困難なものとなる。

X が期末における借入金 1,000 万円の存在についての立証に成功した場合、事実上推定説と補充的代替手段説のいずれであっても、雑所得の金額は課税庁の認定した 1 億円から 1,000 万円を差し引いた 9,000 万円となり、課税処分の一部（X が立証に成功した範囲）が取り消されることになるだろう。

ハ ところで、簿外資産等の存在に係る主張は、上記第 1 章第 4 節 4 で述べたとおり、「推計の合理性」を判断する上で、資料の合理性・正確性に係る問題のみではなく、納税者への適用の合理性が問題となる場合もあり得ると思われる。例えば、X が、多額の借入金の存在を主張したり、借入金の存在だけでなく、貸付金、預金、不動産、生活費など Y 税務署長が把握していなかった多くの簿外資産等の存在を主張したりした場合、推計により算出した所得金額に多大な影響を与え得る資産負債各勘定科目等について、納税者の所得稼得の実態や置かれた状況を踏まえた適切な金額が算出されておらず、納税者への適用の合理性を欠くとして推計課税が違法であるとされることが考えられる。この場合、Y 税務署長が算出した資産負債各勘定科目等の金額が、納税者の所得稼得の実態や置かれた状況を踏まえた適切なものではないという事情は、X が立証することになるであろう。そして、X が立証に成功した場合の課税処分の取り消される範囲については、簿外資産等の存在の立証に成功した範囲に係る部分のみと解されるものの、場合によっては、X の立証が成功した

範囲を超えて課税処分がすべて取り消されることもあり得ると思われる。

(2) 所得分類に係る X の主張について

イ 次に、X が、推計により算出された課税庁の主張する所得金額については争わず、当該所得はカジノで得た当選金であるから所得類型が雑所得ではなく一時所得であり、その結果、課税標準は当該所得金額から一時所得の特別控除額を差し引いた後の金額の 2 分の 1 の金額であると主張した場合の判断の在り方を検討する。

ロ 一時所得の金額の算出方法は、収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除し、さらに特別控除額 (50 万円) を控除するとされているところ (所得税法 34 条 2 項及び 3 項)、「その収入を得るために支出した金額」とは、その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限るとされており、事業所得や雑所得などの金額を算出するに当たり控除する必要経費の額の範囲よりも狭いとされている⁽¹⁴¹⁾。資産負債増減法は、納税者の財産若しくは債務の増減の状況に基づいて所得を推計する方法であり、所得類型によって所得金額の算出の仕方が異なるものではない。

事例においては、X が資産の増加の原因についてカジノで得た当選金であると主張していることから、一時所得の金額の計算上カジノで得た当選金から差し引くことのできる金額は、当該当選金に係るかけ金の額となるところ、資産負債増減法により算出した所得金額は、その推計方法の性質上、当該かけ金に相当する金額が差し引かれていることはもちろんのこと、当選せずに外れたかけ金に相当する金額も差し引かれていることとなり、このような一時所得の金額を資産負債増減法により推計

(141) 最 3 小判平 27 年 3 月 10 日刑集第 69 卷 2 号 434 頁。同判決は、当たり馬券の払戻金が一時所得に当たるか雑所得に当たるかの所得分類が主たる争点とされたところ、大谷剛彦裁判官は、裁判官意見として、「この点が争われた背景には、一時所得であれば直接的な費用の控除しか認められないが、雑所得であれば必要経費の控除が認められ、所得区分によって課税所得金額が大きく異なり得ることがあった」と述べておられる。

することは、極めて控えめな所得金額の算出の仕方といえるのであり、Xが所得金額を争わず所得分類のみを争うことに疑問が生じ得る。

しかしながら、通常、所得金額の認定と所得類型の認定とでは課税要件事実を異にすることからすると、資産負債増減法により一時所得の金額を推計することが控えめであるからといって、そのことのみをもって、Xが所得金額については争わず所得分類のみを争うことが許されないとすることは困難であると思われる。

そうすると、Y税務署長は、Xがカジノから得たとする当選金について実額による主張を行うか、又は他により合理的な推計方法による所得金額を主張しない限り、所得分類のみが争点となるだろう。

そして、Xが所得類型について一時所得該当性の立証に成功した場合、課税標準は2分の1となり、課税処分の一部が取り消されることとなると思われる。

(3) 実額反証に係るXの主張について

次に、Xが、資産の増加は株の譲渡益であり、譲渡所得の金額は 7,000 万円（収入金額 1 億 2,000 万円、取得費 5,000 万円）であるという実額反証をした場合、どのような判断の在り方が考えられるかを検討する。

上記第 1 章第 3 節 2 (3) で述べたとおり、実額反証については、立証の程度と範囲が主な問題となる。

実額反証における立証の程度については、「合理的疑いを容れない程度」の完全な立証が必要とされている。そのため、事例においては、Xが実際に株取引を行い譲渡益があったことについて客観的な資料や信頼のおける取引記録等に基づいて株式譲渡に係るすべての収入金額及びすべての取得費の存在について完全な立証をする必要があるだろう。

次に、立証の範囲については、事業所得の推計に係る実額反証の場合、上記第 1 章第 3 節 2 (3) で述べたとおり、所得税法 37 条（必要経費）の規定振りなどから収入金額と必要経費との対応関係を踏まえ、納税者にお

いては、①すべての取引先からのすべての取引についての補足漏れのない総収入金額であること（総収入）、②必要経費が実際に支出されたこと（必要経費）、③直接費用については、個別対応の事実を、間接費用については、期間対応の事実（対応関係）といういわゆる三位一体説の主張立証が必要であるとされており、これを行うためには、一般的に、正規の簿記の原則に則した組織的な帳簿書類等とその原始資料が必要であるとされている。

これに対し、譲渡所得については、所得税法 33 条等の規定振りから収入金額と必要経費との対応関係といった概念が導かれないことから、三位一体説をそのまま採用することは困難であると思われる。そして、譲渡所得については、一般的に納税者に帳簿書類等の作成義務がないことも踏まえると、Xは、株の取引に係る客観的な資料や信頼のおける取引記録等に基づいて収入金額と取得費の存在を立証することになると思われる。この場合、収入金額と取得費との対応関係を明らかにすることができたとしても、それがすべての株式譲渡に係る所得であるか否かの判断は困難だろう。そのため、事例のように推計額（1 億円）と実額反証額（7,000 万円）との間に大きな差異がある場合、Xがこの差額まで主張立証する必要があるか（例えば、同差額は保有資産の評価益であり所得ではないなど）という問題が生じる。

他に収入が存在しないことの立証をXに負わせることは、一般的にその立証が容易ではなく、問題であるとする見解もあり得る。しかしながら、事業所得の場合、正規の簿記に則した組織的な帳簿書類等やその原始資料を提出し、いわゆる三位一体説の主張立証をすることにより、事実上、他に収入が存在しないことの立証も行われているといえるのであり、このような事業所得に係る実額反証と比較し、譲渡所得に係る実額反証の立証の範囲を狭く解すべき特別の事情があるとは認められない。また、推計による譲渡所得の金額を1億円と算出したのが課税庁であるとしても、これは主にXの所有する資産の実額から算出した金額であり、資産の増減はXの支配領域内の事項であり、その具体的内容はXが最もよく知るべきもので

あり、少なくとも課税庁の推計額と X の実額反証額との差額について、X が立証することは、それほど困難であるとは思われない。さらに、上記第 1 条第 3 節 2 (3) で述べたとおり、課税庁が X の実額主張に対し反証することが時期的に困難であり、そのことにより、申告納税義務を履行しない不誠実な納税者が不当に税を免れることは、申告納税義務を遵守する誠実な納税者と比較し、税負担の公平を欠くこととなり、到底許されるものではないことからすれば、他に所得が存在しないこと（少なくとも課税庁推計額と実額反証額との差額が所得ではないこと）の立証を X に負わせることが酷であるとはいえないし、実額反証のあるべき姿であると思われる。

したがって、X は、実際に株取引を行い譲渡益があったことについて客観的な資料や信頼のおける取引記録等に基づいて具体的に明らかにして株式譲渡に係るすべての収入金額及びすべての取得費の存在について完全な立証をするとともに、X の主張する所得金額を超える所得が存在しないこと（少なくとも課税庁による推計額と実額反証額との差額が所得金額に含まれないこと）を立証する必要があるだろう。

第 2 節 問題点

上記第 1 節 3 (1) で述べたとおり、納税者が、簿外資産等の存在について立証に成功した場合、一般的に立証に成功した範囲で課税処分が取り消されることになると思われる。実額課税が原則であり、推計課税が例外であることからすれば、訴訟において、納税者が立証に成功し、課税処分の一部が取り消されることは、推計した所得金額がより真実の所得金額（実額）に近づくことになるとして、推計課税に係る判断の在り方として望ましいとする考え方もあり得るだろう。しかしながら、課税庁による国外資産の把握状況が十分であるとはいえず、多くの簿外資産等がある場合、納税者は、自己に不利となる簿外資産等の存在については主張立証せず、自己に有利となる簿外資産等の存在のみを主張立証することができるのであり、その結果、納税者の立証に成功した範

困において課税処分が取り消されると、納税者は自己に有利な事実しか主張立証しないため、課税処分取消後の所得金額が真実の所得金額（実額）であるといえないばかりか、かえって、推計した所得金額よりも真実の所得金額（実額）から遠ざかることが考えられる。また、推計により算出した所得金額に多大な影響を与え得る資産負債各勘定科目等について、納税者の所得稼得の実態や置かれた状況を踏まえた適切な金額が算出されておらず、納税者への適用の合理性を欠くとして推計課税が違法であるとされた場合、納税者の立証が成功した範囲を超えて課税処分がすべて取り消されることもあり得るのであり、この場合も真実の所得金額（実額）から遠ざかることが考えられる。

次に、上記第 1 節 3（2）で述べたとおり、納税者が所得金額については争わず、所得類型が雑所得ではなく一時所得であると主張立証した場合、雑所得と一時所得とでは、所得金額の算出方法が異なり、推計課税の要件等については異なる考慮が必要となる場合があると考えられる⁽¹⁴²⁾。しかしながら、訴訟の段階に至って初めて納税者から所得類型について主張立証がされた場合、納税者のかかる主張立証後に実施される課税庁の反面調査などによる証拠の収集は、ただでさえ執行管轄権の制約があることに加え、確認すべき個々の経済取引がなされてから相当の年月を経過してなされるため限界があり、一時所得に係る推計課税の要件等について検討することは困難であろう。また、納税者が、取引に係る資料をすべて保存している場合、所得類型に係る主張立証に併せて実額反証をすることも可能であると思われる。しかしながら、実額反証による所得金額が推計により算出された所得金額よりも多額になる場合、納税者は所得類型のみを争うという行動をとり得るのであり、この場合も真実の所得金額（実額）から遠ざかることが考えられる。

これらは、いずれも課税庁が訴訟において課税処分を維持することができるだけの十分な資料等を収集していないことに起因するものであろう。そもそも、国外で行われる取引については、執行管轄権の制約などから納税者の取引関係

(142) 谷口・前掲注(21)166 頁。

者に対する課税庁による調査が国内での取引と比較し制限されるため、税務調査において納税者の協力が得られなければ、取引の実態を把握することは困難である。このような状況において、課税庁は、納税者の所得を実額で把握できる帳簿書類等がないからといって課税を放棄することはできないため、限られた時間において労力をかけて収集した資料等に基づき、税負担の公平の見地から推計課税を行うのである。このような推計課税が訴訟において維持されるか否か（又は、取り消されたとしても取消後の所得金額が推計による所得金額と比較し真実の所得金額に近づくか否か）は、納税者がどのような主張立証を行うか、換言すれば、納税者がどのような取引資料を保存しているかに依拠するものであるものの、国境を越える経済活動が行われていれば、そのような経済活動に係る取引資料等は存在するのが自然であるし、納税者がこれらの資料をすべて保存していることも当然に考えられる。しかしながら、課税庁がこれらの資料が納税者の手元に保存されていることを前提として推計課税を行うことは、現実的には不可能であるし、また、訴訟の段階に至って初めて納税者からこれらの資料等に基づく主張立証がされた場合、納税者の主張立証後に実施される課税庁による納税者の取引関係者に対する調査や証拠資料の収集は、ただでさえ執行管轄権の制約があることに加え、確認すべき個々の経済取引がなされてから相当の年月を経過してなされるため限界があり、納税者の主張に対する反論が困難であることは容易に想像できる。この点について、上記第 1 節 3（1）で述べたとおり、納税者が簿外資産等の存在を主張するなどして推計の合理性（資料の合理性・正確性）について争う場合、補充的代替手段説の立場であれば、納税者には簿外資産等の存在について合理的疑いを容れない程度の完全な立証が必要となり、その立証は事実上推定説の場合に比べ困難なものとなるだろう。しかしながら、裁判例は、事実上推定説と補充的代替手段説とに分かれており、裁判所が簿外資産等の存否について補充的代替手段説に立って判断するとは限らない。

そうすると、課税庁の把握した納税者の資産が国外にあり、調査非協力等によりその増加の原因や実態を解明することが困難な場合、課税庁は、理論的に

資産負債増減法による推計課税をすることができるとしても、訴訟において、当該推計課税を維持することができるだけの（又は、取り消されたとしても取消後の所得金額が推計による所得金額と比較し真実の所得金額に近づくだけの）十分な資料等を収集しているとは限らないだろう。このような状況において、税務調査に協力的でない納税者が、課税庁による資料等の収集が十分でないことを奇貨として、自己に有利な事実のみを主張立証することなどにより税負担を免れることを図り、その結果、課税処分が取り消されることになるのであれば、誠実な納税者との関係における公平負担という推計課税の意義に照らして極めて大きな問題といえるだろう。

以上のとおり、課税庁が CRS 情報等により納税者の国外資産が増加していることを捕捉できたとしても、執行管轄権の制約などがある以上、納税者の協力が得られず、その原因や態様が不明の場合、課税庁が訴訟において課税処分を維持することができるだけの（又は、取り消されたとしても取消後の所得金額が推計による所得金額と比較し真実の所得金額に近づくだけの）十分な資料等を収集しているとは限らないのであり、このような状況において推計課税をすることは現実的に考えて困難であろう。そして、上記第 2 章第 3 節 5 で述べたとおり、課税庁においては、適正公平な課税を実現するため、ある種の **game changer** となり得る CRS 情報を実効的に機能させていくことが求められていることからすれば、このような状況を解決するための何らかの対策をすることが望まれる。

第 4 章 国外資産に係る所得の推計課税が困難な 場合の課税の在り方

上記第 3 章第 2 節で述べた問題を解決する方法の一つとして、国外資産に係る所得について新たな課税方式を創設することが考えられる。そこで、新たな課税方式を創設する場合の望ましい課税の在り方とその課題について検討する。

第 1 節 推計課税が困難な場合の課税の在り方について

1 新たな課税方式の創設

- (1) 「推計の必要性」と「推計の合理性」との相関的な関係を重視する推計課税の考え方

所得税法 156 条は、推計の必要性について明文で規定していない。

しかしながら、「一般の行政処分において、事実認定の手續について特段の定めのない場合、処分庁はなんらかの調査とか審査とかによつて処分をなす権限と義務とをもつものであることは当然の事理である」とされる⁽¹⁴³⁾。そして、「推計課税制度や行政救済手續のあり方、さらには大量、回帰的に発生する納税債務の把握に関する行政能率を確保する行政上の要請等を考えると、税務調査が個々のすべてについて精度の高いものを当然に予定しているとは思われないが、少なくとも何らかの調査手續を履行するということは法の最低限度の保障とみるべき」であるとされ、そのため、「課税処分は、課税要件事実に基づき裁量の余地のないものではあるが、その処分については、たとえ明文がなくとも、国民はなんらの根拠なくして課税権を行使されないという一般的な手續の権利若しくは法的利益を保障され、一般的抽象的な基準によるとはいえ、このような意味における適

(143) 緒方節郎「課税処分取消訴訟の訴訟物」鈴木忠一＝三ヶ月章監修『実務民事訴訟講座 9』20 頁（日本評論社、1970）。

正手続要件があるものと解すべきではなかろうか」とされている⁽¹⁴⁴⁾。つまり、「行政関係においては、国家の行為は、実体的に適法であると同時に、外観上もそれが適法に行使されたものと認められるものでなければならず、その意味で、手続的公正の原則は、行政法関係の重要な特質をなすものである。ある意味では、最も権力行政的な課税処分について、右原則が適用されることは当然であって、税法事件の審理は、この点に焦点を当てるべきであり、税法事件を実体的にのみ判断すべきものとするとは、行政法関係の右特質を無視するもの」とされる⁽¹⁴⁵⁾。

したがって、租税訴訟においては、実的に適法であるか否かのみでなく、手続的公正の原則も含めた課税処分自体を捉えて、これが十分に合理性を持つかが判断されるべきである。そして、推計課税については、「本来、所得額は、個人または法人の年度中の無数の取引の集積の結果として得られるものであるから、帳簿書類の備付けなど納税者の協力なしでは、税務官庁がこれを正確に捕捉することは不可能である」ものの、「税務官庁は、納税者のそのような協力が得られない場合でも、所得の存する限り、これを認定して課税すべき責務を有し、そこにいわゆる推計の許される根拠がある」ことからすれば、「課税処分の合理性の有無は、納税者の協力の程度と相関的に判断されるものであり、これを税法事件の審理の対象とするということは、具体的な事情の下で、税務官庁が課税処分をするのに、どれだけの調査を尽くすべきかを明らかにすることである」とされる⁽¹⁴⁶⁾。

また、証明度という観点から「推計の必要性」と「推計の合理性」との関係について言及した見解として次のようなものがある。所得税法 156 条の規定について、「同条所定の方法による課税を適法であると定め、同条の

(144) 小島建彦「税務調査」金子宏ほか編『租税法講座—第 3 巻租税行政法—』101 頁(ぎょうせい、1975)。

(145) 町田顕「税法事件の審理について」判例タイムズ 201 号 174 頁 (1967)。

(146) 町田・前掲注(145)174 頁。

要件を満たすことによって、効果としては、証明度についても、高度の蓋然性に達しない低い証明度でも差し支えないことを定めたこと」になり、「低い証明度でも足りるとするためには、その例外として、これを容認する正当性の根拠（これが、通常、推計課税の必要性の要件といわれるものである）を具体的に、主張立証することが必要である」とする見解である⁽¹⁴⁷⁾。この見解は、「推計の必要性」が、「推計の合理性」に係る証明度の軽減を許容するための要件であるため、その正当性の根拠を具体的に主張立証する必要があるとして、「推計の必要性」と「推計の合理性」との関係を証明度という観点からの確に指摘したものであろう。

この見解も併せて、手続的公正の原則としての「推計の必要性」と実体的な適法性としての「推計の合理性」との相関的な関係という観点から推計課税の在り方を考えると、課税庁が入手し得る資料の限定性や調査時間及び調査対象の制約といった事情を明らかにして「推計の必要性」の正当性の根拠を具体的に主張立証することにより、「推計の必要性」が認められれば、「推計の合理性」は、証明度が軽減されることとなり、課税庁の把握した資料等が限定されるとしても、その状況において所得金額が合理的に算出されていればよいということになる。すなわち、推計により算出された所得金額が合理性を有するか否か（「推計の合理性」の有無）は、推計により算出された所得金額が、真実の所得金額に最も近似するものとして合理的に算出されているか否かということよりも、納税者の協力を十分に得られない状況において収集された資料等に基づいて合理的に算出されているか否かを重視すべきこととなる。

このような「推計の必要性」と「推計の合理性」との相関的な関係を重視する推計課税の考え方は、「推計の合理性は真実の所得金額を推認する方法の合理性ではない。それは限られた資料や時間的制約、課税庁の調査能

(147) 岩崎政明ほか『要件事実で構成する所得税法』（中央経済グループパブリッシング、2019）265・266 頁。同旨の見解として、伊藤滋夫『租税法の要件事実〔法科大学院要件事実教育研究所報 9 号〕』（日本評論社、2011）90・94 頁がある。

力、納税義務者間の公平等を考慮して、採用された推計方法がその納税義務者の所得を認定する方法として社会通念上合理的と認められる場合をいうのである。」⁽¹⁴⁸⁾として、実額課税の代替的手段として、合理的な推計の方法で課税標準を算定することを課税庁に許容した実体法上の制度であるとする補充的代替手段説の考え方と親和的であろう。そして、納税者が帳簿書類等を作成・保存していない場合や税務調査に非協力である場合、課税庁において課税できないということは、不誠実な納税者が不当に税を免れ、誠実な納税者と比較し、税負担の公平を欠くこととなり、到底許されるものではないというところに、推計課税の意義があることからすれば、「推計の合理性」の有無が、納税者の協力を十分に得られない状況において収集された資料等、換言すれば、納税者の協力の程度（推計の必要性）と相関的な関係において判断されるという考え方は、まさに推計課税のあるべき姿ということができらるだろう。

なお、南博方一橋大学教授（当時）は、「今一度、シャープ勧告の原点に立ち返って、標準率の法的整備に努め、これを公表することにより、その法的基準性を明確にするとともに、申告納税制度の下においては、推計課税による不利益は甘受せざるを得ないとの認識に立って、一定の不利益措置を定め、かつ、推計項目についての争いを遮断する方向での法政策の樹立が必要であると考え。」と提言されている⁽¹⁴⁹⁾。そして、この提言に対し、「いかにして「標準率」の妥当性を確保するかという難しい問題はあるが、実務上取扱いの極めて困難な推計課税の合理性等の問題点を抜本的に解決すべく、学会代表として長年国税不服審判所の審判官としての職務を果たした経験に基づいてされた貴重な提言であるというべきであろう。」という見解が示されている⁽¹⁵⁰⁾。これらの提言や見解は、推計課税に係る租税訴訟における審理の対象として、「推計の合理性」という実体的な側面にば

(148) 大阪高判平 8 年 10 月 30 日訟月 44 卷 3 号 128 頁。

(149) 南・前掲注(5)10 頁。

(150) 泉ほか・前掲注(29)239 頁。

かり焦点が当たっていることに対する疑問から生じたものであるように思われる。

ところで、補充的代替手段説の考え方は、突き詰めると、課税庁が一定の範囲内で課税標準等を自由に設定できることになり、租税法律主義の観点から疑問といわざるを得ないとする見解がある⁽¹⁵¹⁾。

しかしながら、上記の「推計の必要性」と「推計の合理性」との相関的な関係を重視する推計課税の考え方は、課税庁が調査時間や調査対象の制約などから入手し得る資料に限られる状況において収集した資料等に基づいて合理的な所得金額を推計するというものであるから、課税庁がどれだけ資料等を収集することができるかにより課税標準等が変動することはあり得るとしても、課税庁が収集した資料等に基づいて課税標準等を自由に設定することができるものではなく、課税庁に裁量の余地はない。ただし、推計課税が適正な手続を経てなされたものであるかという手続的公正の原則（推計の必要性）が審理の対象として重視されることから、例えば、もう少し丁寧な調査をしていれば、より多くの資料を収集することができて、より合理的な所得金額を算出することができたというような場合には、「推計の必要性」を欠くとして、手続上の不備があるとして推計課税が違法ということもあり得るだろう。

（２）推計課税が困難な場合の新たな課税方式について

上記（１）の「推計の必要性」と「推計の合理性」との相関的な関係を重視する推計課税の考え方に対しては、算出された所得金額が真実の所得金額に近似しなくてもよいということになり、問題であるという指摘があるかもしれない。

しかしながら、現行法上、ある者のある年分の所得は、適用法令の選択（減価償却の方法、青色申告など）により変化するものであり、「客観的に真実の所得額」がただ一つ存在すると考える必要はなく、手続に依存して

(151) 泉ほか・前掲注(29)223-224頁。

決定されるものとする見解がある⁽¹⁵²⁾。この見解によれば、手続が適正であれば、かかる手続に基づき合理的に算出された所得金額については、できる限り真実の所得金額に近似していなければならないということまで要請されるものではないだろう。

そして、所得を手続に依存して決定されるものとするれば、推計課税について、手続的な要件で振り分けられた、いわゆる実額課税とは別の課税方式として構成することは可能であるとして、この場合、推計課税の内容は、それが必要とされる場面での手続的な必要性と実体的な所得課税の理念とを考慮しつつ、合理的に決定すればよいとする見解がある⁽¹⁵³⁾。この見解を踏まえると、推計課税が困難な場合の新たな課税方式としては、上記(1)の「推計の必要性」と「推計の合理性」との相関的な関係を重視する推計課税の考え方を取り入れて、「手続的な要件」と「実体的に所得と観念できる合理的な所得金額の計算方法」について規定を創設することが考えられる。

2 新たな課税方式を創設する上で参考となる法令について

令和 2 年度税制改正において、源泉所得税の徴収に係る改正が行われ、推計課税による源泉所得税の徴収と推定又は推計が困難である場合の支払の日及び支払金額の確定について規定されたところ、この改正は、推計課税が困難な場合の新たな課税方式についての規定の創設を検討する上で参考になると思われる。

所得税法 221 条 2 項は、税務署長は、給与等の支払に関する規程並びに給与等の支払を受けた者の労務に従事した期間、労務の性質及び提供の程度により、給与等の支払日を推定し、又は給与等の支払を受けた者ごとの給与等の支払金額を推計して、源泉徴収義務者から所得税を徴収することができる

(152) 佐藤英明「推計課税論」金子宏編『21 世紀を支える税制の論理第 2 巻所得税の理論と課題 [二訂版]』(税務経理協会、2001) 342-343 頁。

(153) 佐藤・前掲注(152)342-343 頁。

旨規定している。また、同条 3 項は、同条 2 項の規定による給与等の支払日の推定、支払金額の推計が困難である場合には、支払日を給与等の計算期間に属する各月の末日とし、又は支払日におけるその給与等の支払を受けた者ごとの給与等の支払金額をその計算期間における源泉徴収義務者の給与等の支払金額の総額を給与等の支払を受けた者の人数で除し、これをその計算期間の月数で除して計算した金額として、源泉徴収義務者から所得税を徴収することができる旨規定している。

所得税法 221 条 3 項は、支払日の推定又は支払金額の推計が「困難である場合」を同項適用の手続的な要件とした上で、給与等の支払日及び給与等の支払を受けた者ごとの支払金額を源泉所得税の趣旨を踏まえて合理的に定めたものと解される⁽¹⁵⁴⁾。

この改正については、推計課税が困難な場合に源泉所得税の強制徴収を断念することは税の公平性の観点から問題があることから法令上の手当てが行われたと説明されており⁽¹⁵⁵⁾、国外資産が増加しているものの、その原因や態様が不明であり、推計課税が困難な場合の新たな課税方式として、「手続的な要件」と「実体的に所得と観念できる合理的な所得金額の計算方法」についての規定の創設を検討する上でも参考になるだろう。

3 「手続的な要件」の内容について

上記 1 (1) の「推計の必要性」と「推計の合理性」との関連的な関係を重視する推計課税の考え方を踏まえ、源泉所得税の推計課税に係る規定を参考として、「手続的な要件」の内容について検討すると、次に述べるとおり、①国外資産に係る所得の推計課税が困難である場合と②国外財産調書を提出しない場合、又は、提出したが記載がないか不十分である場合の二つを要件

(154) 野一色直人「源泉徴収における推計課税の創設の意義と課題」税法学 584 号 138 頁 (2020)。同著において、所得税法 221 条 3 項の『「推計することが困難である場合」の該当性に係る説明（立証）は税務当局に求めることができることが明確にされたのではないかと思われる』と述べられている。

(155) 国税庁「令和 2 年度税制改正の解説」143 頁。

とすることが考えられる。

(1) 国外資産に係る所得の推計課税が困難である場合

上記第 3 章の事例検討のとおり、国外資産に係る所得については、執行管轄権の制約などがある以上、納税者の協力が得られず、その原因や態様が不明の場合、課税庁が訴訟において課税処分を維持することができるだけの（又は、取り消されたとしても取消後の所得金額が推計による所得金額と比較し真実の所得金額に近づくだけの）十分な資料等を収集しているとは限らないのであり、このような状況において推計課税をすることは現実的に考えて困難であろう。そうすると、手続的な要件としては、課税庁がこのような状況を明確にすること、すなわち、課税庁が調査を尽くしたものの、推計課税をすることが困難であることを明らかにする必要があるだろう。

具体的には、CRS 情報等により納税者の国外資産が増加していることは把握できたものの、納税者から当該資産に係る資料の提示又は提出がなく、また、執行管轄権の制約などから限られた時間において調査を尽くしても資産増加の原因やその態様も不明であることを明らかにすれば、国外資産に係る所得の推計課税が困難である場合という手続的な要件を満たすことになる。

(2) 国外財産調書を提出しない場合、又は、提出したが記載がないか不十分である場合

上記第 2 章第 4 節で述べたとおり、国外財産調書に係る海外預金口座残高は、CRS 情報に係る当該残高と比較し約 10 兆円も少ないことに加え、国外財産調書に係る過少申告加算税（無申告加算税含む）の加重措置の適用件数が軽減措置の当該件数の 2 倍以上になっていることからすると、国外財産調書の提出がない又は記載不備のものが一定数あることが想定される。これに対し、課税庁が実地調査等において国外財産調書の提出を求めたり記載内容を是正したりすることは、課税庁の人員に限りがあることからすると限界があるだろう。

また、上記第 1 章第 1 節 2 で述べたとおり、シャープ勧告においては、推計課税について、正しい記録をつけるための誘引策として提言されていたところ、納税者自らが国外資産の状況について正確に記載した国外財産調書を作成・提出し、適正な申告を行うことを促すことは、シャープ勧告の推計課税についての提言に沿うものである。

これらのことを踏まえ、「手続的な要件」を考えると、国外財産調書を提出しない場合、又は、提出したが記載がないか不十分である場合を「手続的な要件」とすることが考えられる。

なお、親子会社間等特殊関係企業間の取引を通じて行う所得の海外移転に対処し適正な国際課税を実現するため、法人の国外関連者との取引価格を独立企業間価格に修正して課税所得を計算することについて規定した、いわゆる移転価格税制における推定課税の規定は、「手続的な要件」として国外財産調書を提出しない場合、又は、提出したが記載がないか不十分である場合を検討する上で参考になるとと思われる。

すなわち、措置法 66 条の 4 第 12 項は、国税当局の当該職員が、法人に同時文書化対象国外関連取引に係る措置法 66 条の 4 第 6 項に規定する同時文書化義務が課されている書類もしくはその写しの提示もしくは提出を求めた場合においてその提示もしくは提出を求めた日から 45 日を超えない範囲内においてその求めた書類もしくはその写しの提示もしくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示もしくは提出がなかったとき、又は法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類もしくはその写しの提示もしくは提出を求めた場合においてその提示もしくは提出を求めた日から 60 日を超えない範囲内においてその求めた書類もしくはその写しの提示もしくは提出がなかったときは、税務署長は、定められた方法により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、更正又は決定をすることができる旨規定している。

移転価格税制は、多様な要因によって決定される海外の特殊関係企業と

の取引価格の妥当性を問題とするものであることから、問題となる取引価格の決定根拠やその他の資料提供について納税者及びその取引相手方である国外関連者の協力が極めて重要となる。他方で、納税者から資料提供の協力が得られないときに、税務当局が何らの手だてもなくこれを放置せざるを得ないことになれば、課税の公平を損なうことになる。この推定による課税規定は、納税者サイドのこうした協力を担保し、本制度の適正公平な執行を確保するために設けられたものとされており⁽¹⁵⁶⁾、このような考え方は、国外財産調書の提出等を「手続的な要件」とすることとも親和的であると思われる。

4 実体的に所得と観念できる合理的な所得計算方法及び所得類型

(1) 実体的に所得と観念できる合理的な所得金額の計算方法

上記 3 で述べたとおり、国外資産に係る所得について、課税庁が調査を尽くしたものの、資産増加の原因やその態様も不明であり推計課税をすることが困難な場合を「手続的な要件」の一つとしているところ、「推計の必要性」と「推計の合理性」との相関的な関係を重視する推計課税の考え方を踏まえると、「実体的に所得と観念できる合理的な所得金額の計算方法」は、そのような状況において収集された資料等に基づいて合理的に所得金額が算出されていればよいということになる。

そして、納税者の財産若しくは債務の増減の状況に基づいて所得を推計する資産負債増減法が推計方法として合理性があり、上記第 3 章の事例検討のとおり、国外資産の増加があり、その原因が不明であったとしても、資産負債増減法を用いて推計課税を行うことが理論的には可能であることからすれば、国外資産の増加しか把握できていない状況においては、「課税庁が取引の相手方に対する調査その他の方法により期首及び期末の国外資産の状況を把握した場合、当該期末の国外資産の額から当該期首の国外資

(156) 武田・前掲注(3)4977 の 71 頁。

産の額を差し引いた金額（課税庁が増減の原因及び態様を把握している国外資産を除く。）」（以下、「国外資産増加額」という。）をもって所得金額とすることが適正であり、かつ合理的な計算方法だろう。また、このように算出された所得金額は、比率法などの他の推計方法により算出される平均値的な所得金額とは異なり、納税者の国外資産の増加という個別の事情から直接算出されたものであるという点においても優れていると思われる⁽¹⁵⁷⁾。

これに対し、国外資産増加額には株の評価益などの未実現の所得が含まれていることがあるのではないかという疑問があるかもしれない。しかしながら、「推計の必要性」を満たせば、その状況において合理的な所得金額が算出されていればよいという「推計の必要性」と「推計の合理性」との相関的な関係を重視する推計課税の考え方によれば、「実体的に所得と観念できる合理的な所得金額」とは、飽くまでも、課税庁が、課税時点において把握している資料等に基づいて算出した所得金額であり、その時点において、国外資産増加額に未実現の所得が含まれていることが把握されていれば、当然にその分が差し引かれるのであるし、未実現の所得が含まれているという事情が把握されていなければ、これを差し引く理由はないであろう。

そのため、例えば、納税者が、訴訟において、課税時に課税庁の把握していない簿外資産等の存在について主張したとしても、「手続的な要件」を充足している限り、課税庁は、課税時に把握していない当該簿外資産等の存在を考慮して国外資産増加額を算出する必要がないのであるから、かかる主張は、「実体的に所得と観念できる合理的な所得金額」の判断に影響を与えるものではなく、失当ということになるだろう。

(2) 所得類型

国外資産に係る所得について、当該資産の増加の原因が不明であるとい

(157) 中里・前掲注(95)98頁。

うことは、所得の発生原因及びその態様の解明が困難ということであり、所得類型については、利子所得（所得税法 23 条）から一時所得（所得税法 34 条）までのいずれにも該当するような事情があるとは認められないことからすると、「課税庁が雑所得に該当するものとするができる」旨の規定を整備することが考えられる。

この点、ある所得がどの所得類型に該当するかについては、所得を分類し、その種類に応じた課税を定めている所得税法の趣旨及び目的に照らして判断するのが相当であるところ、課税庁が雑所得に該当するものとすることができると規定することに問題があるのではないかという疑問が生じ得る。しかしながら、所得税法 221 条 6 項において、税務署長は、源泉徴収義務者からの支払が、給与、退職手当等若しくは報酬等又は国内源泉所得のいずれに該当するかを推定することが困難であるときは、それぞれ給与等、退職手当等又は報酬等に該当するものとする旨規定されており、源泉徴収において、課税庁が支払の内容について判断（確認）できることが認められていると解されることからすれば、所得類型について課税庁が雑所得と判断できる旨の規定を設けることも許容されると思われる⁽¹⁵⁸⁾。

なお、「推計の必要性」と「推計の合理性」との相関的な関係を重視する推計課税の考え方によると、所得類型についても、課税時に収集された資料等に基づき適正に判断されている限り、納税者が訴訟において課税時に課税庁の把握していない資料等に基づき雑所得以外の所得類型の主張をしたとしても、かかる主張は失当ということになるだろう。

(158) 野一色・前掲注(154)131-140 頁。同著において、「当該規定（引用者注：所得税法 221 条 6 項のこと）に基づき、事実関係や法律関係に疑いがある支払金額の種類等の内容を税務当局が判断（確認）できることが認められているのではないかと思われる」とされ、また、当該規定について「特定の支払に係る金銭の内容等に関して、支払われた所得の内容を擬制できることが規定されている」と述べられている。

5 実額の主張について

推計課税が困難な場合、新たな課税方式を創設するという考え方は、実額課税とは別個の課税方式を構成するというものであるから、これに対し、納税者の実額による主張をどのように考えるかという問題がある。すなわち、実額の主張を認める考え方と実額の主張を認めない考え方である。

(1) 実額の主張を認める考え方

新たな課税方式は、実額課税とは別個の課税方式ではあるものの、実質的には推計課税の一態様という見方もできるのであり、推計課税と同様に実額の主張（実額反証）を認めるという考え方である。実額の主張を認める根拠としては、訴訟において最終的に問題となるのは、所得金額がいくらであるかということであり、「直接証拠は間接証拠を破る」という原則に照らせば⁽¹⁵⁹⁾、実額の主張を新たな課税方式においても認めるということが考えられる。

そして、このような観点から納税者の実額の主張を認めるのであれば、立証の程度についても実額反証と同様に「合理的な疑いを容れない程度」の完全な立証が必要であろうし、そのような立証は、結果的に、所得類型も併せたところでの完全なものということになるだろう。

(2) 実額の主張を認めない考え方

新たな課税方式は、実額課税とは別個の課税方式であり、実額による主張は意味のないものであるとする考え方である。実額の主張を認めない根拠としては、①納税者が調査に協力せず、課税庁をしてやむなく新たな課税方式による課税処分をせざるを得ない事態に追い込んでおきながら、実額の主張を許容することは、国外資産の秘匿を助長することにつながる、②新たな課税方式により算出した税額が実額よりも多ければ争い、少なければ受け入れるという納税者の行動を防ぐということが考えられる。

(159) 岩崎・前掲注(51)299頁。

第 2 節 検討すべき課題について

1 新たな課税方式に制裁的な性格を併せ持たせることについて

「手続的な要件」と「実体的に所得と観念できる合理的な所得計算方法及び所得類型」について規定を整備するという考え方は、実額課税とは別個の新たな課税方式を構成するものであり、結果として、通常の所得計算による課税方式（実額課税）と、これとは異なった新たな所得計算による課税方式との二つが併存することとなる。この場合、納税者は、通常の所得計算により申告を行うか、申告せずに新たな課税方式による課税処分を受け入れるか、有利な方を選択し得る立場にある。納税者に実額の主張を認めないことにより、このような選択をある程度防ぐことができるものの、完全に防ぐことは困難であろう。

解決策の一つとして、新たな課税方式による課税処分に制裁的な性格を併せ持たせることが考えられる⁽¹⁶⁰⁾。例えば、新たな課税方式により算出された所得については、他の所得とは分離して高めの税率を適用することが考えられる。この場合、新たな課税方式に「制裁的」という意義を加えることとなり、上記第 1 章第 1 節 2 で述べたとおり、シャープ勧告において重課の可能性を意味する程度まで引上げられるべきであるとした推計課税の在り方を再認識させるものとなるであろう⁽¹⁶¹⁾。

(160) 佐藤英明『スタンダード所得税法 [第 2 版補正 2 版]』420 頁 (弘文堂、2021)。同著において、「現在の推計課税は実額主義の下で『実額に近づく手法』であって、実額計算と性質の違う所得額を算出する仕組みではないという位置づけが与えられているから、本当に狡猾な納税者は、実額で所得額等を計算した上で推計課税による処分を待ち、処分の示す税額が実額よりも多ければこれを争い・・・、少なければ処分を受け入れる、という行動をとるのが、最も合理的である・・・。このような納税者に対応するためには、推計課税を実額課税とは別の性質のものとして位置づけ、かつ、制裁の性格をあわせ持つような制度とするなど、推計課税を実額主義の軌から解き放つ制度設計が求められる。」と述べられている。

(161) 南・前掲注(5)10 頁。同著において、「推計課税は、納税者の側の責めに帰すべき事情に起因するものである。端的にいえば、申告納税制度の下においては、推計課税は、一種の制裁措置として位置づけられてもやむを得ないと言うべきである。」と述べられている。

新たな課税方式に制裁的な性格を併せ持たせる場合、すでに存在する行政上の措置である加算税や所得税法 238 条及び 241 条に規定する刑罰とは異なる根拠が必要になると思われる。すなわち、加算税は、納税者のコンプライアンスの水準を高めて、申告納税制度及び徴収納付制度の定着と発展を図るため、申告義務及び徴収納付義務が適正に履行されない場合に課される付帯税であり⁽¹⁶²⁾、納税義務違反の発生を防止し、もって徴税の身を挙げようとする行政上の措置とされている⁽¹⁶³⁾。また、刑罰は、違反者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目してこれに対する制裁として科せられるものとされる⁽¹⁶⁴⁾。

これらの加算税及び刑罰の趣旨とは異なるものとして新たな課税方式の制裁的な性格を考える場合、上記第 2 章第 5 節の FBAR の報告義務違反を参考に検討することが考えられる。すなわち、新たな課税方式は、調査非協力などの納税者の側の責めに帰すべき事情に起因するものであるところ、このような納税者に対する調査にかかる多額の行政コストや納税者の不正行為から生じる損失を弁償させるという考え方である。

ただし、新たな課税方式の制裁的な性格の趣旨をこのように考えたとしても、資産増加の原因やその態様も不明であり、所得類型がいずれに該当するかを推定することさえ困難な場合にどの程度の税率をもって適正なものといえるのか、制裁的な金額（税率）と行政コスト等の損失額との関係を明確にできるのかという課題が残るだろう⁽¹⁶⁵⁾。また、推計課税の意義が、直接資料が入手できないからといって、課税を放棄することは、公平負担の観点から適当ではないところにあることからすれば、推計課税の一態様ともいえる新たな課税方式に「制裁的」という意義を加えることは、推計課税の枠を超えるものということもできるだろう。

(162) 金子・前掲注(20)904 頁。

(163) 最大判昭 33 年 4 月 30 日民集 12 卷 6 号 938 頁、最 2 小判昭 45 年 9 月 11 日刑集 24 卷 10 号 1333 頁、最 1 小判平 18 年 4 月 20 日民集 60 卷 4 号 1611 頁。

(164) 前掲注(163)最 2 小判昭 45 年 9 月 11 日。

(165) 佐藤英明『脱税と制裁 [増補版] [租税法研究双書 3]』174-175 頁(弘文堂、2018)。

2 納税環境整備の観点からの解決策について

これまでの検討は、課税庁の把握した納税者の資産が国外にあり、調査非協力等によりその増加の原因や実態を解明することが困難な場合、推計課税で対応し得るのかという実体法（実体税額）の問題として解決を試みたものである。これに対し、納税環境整備の問題として手続法で解決を図るということも考えられる⁽¹⁶⁶⁾。

すなわち、国外資産の増加の原因や実態を不明な状況にしたのは、納税者が確定申告書や国外財産調書を提出しなかったり、調査に非協力であったりといった、適正公平な課税の実現を妨げる納税者の不誠実な行為に起因するものであることからすれば、これに対しては、課税処分のみで対応するのではなく、行政上の強制執行制度である執行罰などのような他の対応策も併せて検討することが考えられる⁽¹⁶⁷⁾。この場合、調査非協力や義務違反に対しては、推計課税等による実体法での対応に加え、新たに手続的な制度を創設して対応することとなるだろう。

(166) 前掲注(2)27 頁。佐藤英明慶應義塾大学大学院教授は、納税者の調査協力義務について、「調査手続等を定めたときに様々な義務を課す。その担保をどうするかという問題がやはりどうしても出てくると思います。・・・非協力という義務違反を狙い撃ちにした制裁は、日本ではうまくいかないだろうなと私は考えていまして、そのようなものは結局、実体法というか実体税額のほうで引き取って対応するのが適切だと思います。例えば現在、税務調査に対して非協力だった場合に、法律上規定されている検査拒否犯で起訴するのではなく推計課税で対応しているわけですが、そのような実体税額で対応するということを考えていく必要があるだろう。したがって、これは納税環境だけの問題ではなく実体法の問題として考えていくということが必要になるだろうと思います。」と述べておられる。

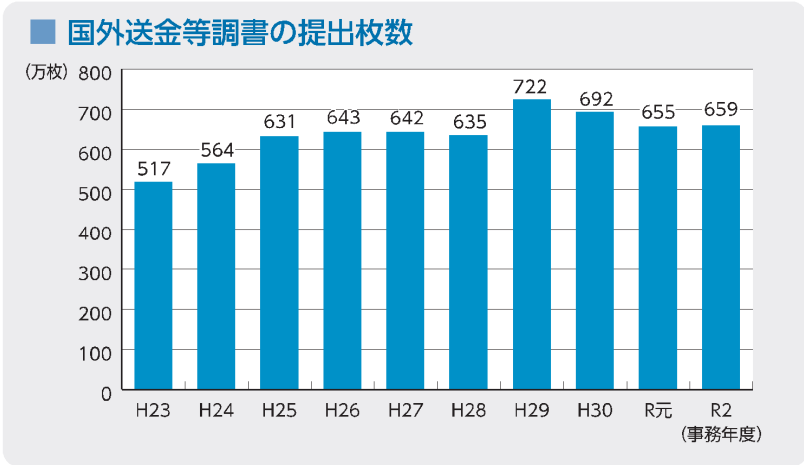
(167) 落合信之「質問検査権等に基づく課税資料収集の実効性確保のための方策」税大論叢 95 号 70-96 頁（2019,<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/ronsou/95/01/index.htm>）。

おわりに

本研究は、国外資産を把握する制度の進展を踏まえ、課税庁の把握した納税者の資産が国外にあるため、調査非協力等によりその増加の原因や実態を解明することが困難な場合に、推計課税で対応し得るのかを推計課税の意義、学説及び裁判例等から考察し、新たな課税方式を提言したものである。国外資産を把握する制度としては、OECD が令和 4 年 10 月に暗号資産に係る報告の枠組みを公表するなど、今後も進展が見込まれているところ、他方において、執行管轄権の制約などから資産形成過程の解明等が困難なケースもあり得るだろう。また、経済取引が複雑化・高度化している状況においては、国外に限らず国内における取引の実態を解明することが困難なケースもあり得るのであり、推計課税の重要性も今後増すものと思われる。そのような意味では、本研究は飽くまでも国外資産に的を絞って、新たな課税方式を提言したものであるが、これを推計課税制度全体の問題として考える必要があるかもしれない。

そして、このような状況において、適正公平な課税の実現を図っていくには、推計課税の在り方のみならず、情報申告（報告）制度の在り方や調査非協力、調書等の提出義務違反に対する対応策なども併せて検討していくことが重要であると思われる。

別添 1



出典：国税庁ホームページ「国税庁レポート 2022」

(<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/2022.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

別添 2 「令和 3 年分の国外財産調書の提出状況（令和 4 年 6 月末までに提出されたもの）」

1 総提出件数

12, 109 件

※ 東京局 7,755 件 (64.0%) 大阪局 1,737 件 (14.3%)
 名古屋局 858 件 (7.1%) その他 1,759 件 (14.5%)

2 総財産額

5兆6,364億円

※ 東京局 4兆2,829億円 (76.0%) 大阪局 7,024億円 (12.5%)
 名古屋局 2,296億円 (4.1%) その他 4,214億円 (7.5%)

3 財産の種類別総額

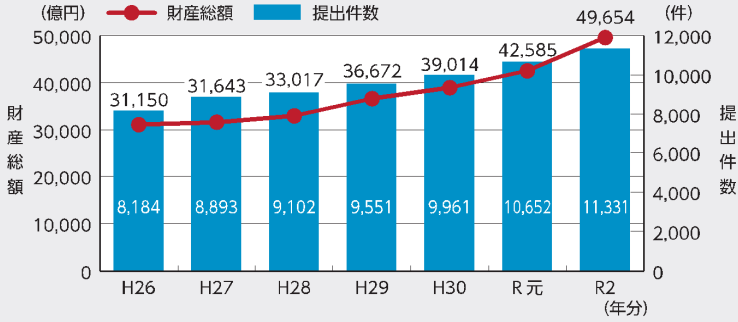
財産の種類	総額	構成比
有価証券	3兆5,695億円	63.3%
預貯金	7,591億円	13.5%
建物	4,474億円	7.9%
貸付金	1,576億円	2.8%
土地	1,482億円	2.6%
上記以外の財産	5,545億円	9.8%
合計	5兆6,364億円	100.0%

出典：国税庁ホームページ「令和 3 年分の国外財産調書の提出状況について」

(<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0022012-042.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

別添 3

■ 国外財産調書の提出件数及び記載された財産総額



出典：国税庁ホームページ「国税庁レポート 2022」

(<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/2022.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

別添 4

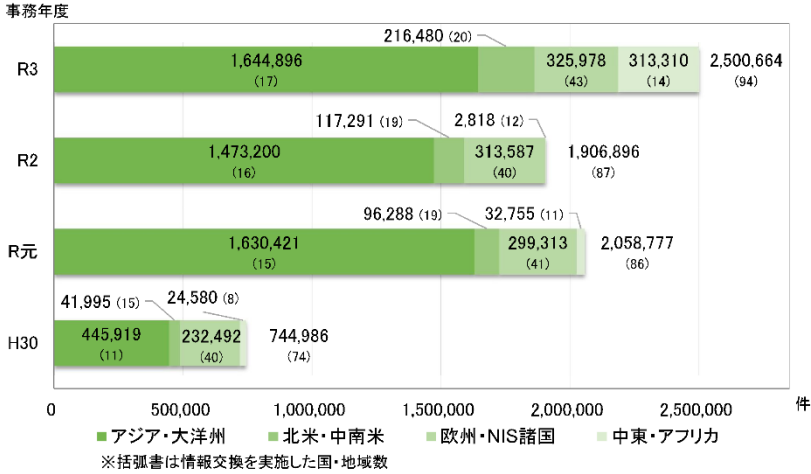
交換される金融口座の情報(イメージ)

送信国 Transmitting Country	AU (豪州)
報告金融機関 Reporting FI	
金融機関名称 Name	XX. Bank
住所 Address	XXX, Sydney Australia XXX-XXXX
口座情報 Account Report	
ファーストネーム First Name	Taro
ラストネーム Last Name	Kokuzei
納税者番号 TIN	999999999
居住地国 Residence Country	JP
住所 Address	3-1-1 Kasumigaseki Chiyoda-Ku Tokyo Japan 100-8978
口座残高 Account Balance	200,000,000
通貨種別 Currency Code	JPY
支払情報 Payment	
支払種別 Payment Type	CRS502(利子)
支払金額 Payment Amount	1,000,000
通貨種別 Currency Code	JPY

出典：国税庁ホームページ「CRS 情報の自動的情報交換の開始について」

(<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/001.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

別添 5 「外国税務当局から受領した CRS 情報の件数（地域別）の推移」



出典：国税庁ホームページ「令和 3 事務年度における租税条約等に基づく情報交換実績の概要」(<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0023001-024.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

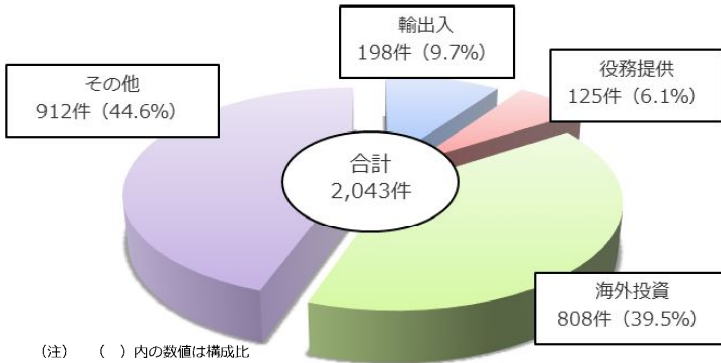
別添 6 「国外財産調書に係る過少申告加算税及び無申告加算税の特例措置の適用件数等」

	件数	増差所得等金額
軽減措置※ ²	135件	41億9,893万円
加重措置※ ³	293件	439億2,378万円

出典：国税庁ホームページ「令和 3 年分の国外財産調書の提出状況について」(<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0022012-042.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

別添 7 「海外投資等を行っている個人に対する調査状況」

○ 取引区分別の調査状況



- 1 「輸 出 入」: 事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。
- 2 「役務提供」: 工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」: 海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。
- 4 「そ の 他」: 海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

出典：国税庁ホームページ「令和 3 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況」

(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2022/shotoku_shohi/pdf/shotoku_shohi.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。